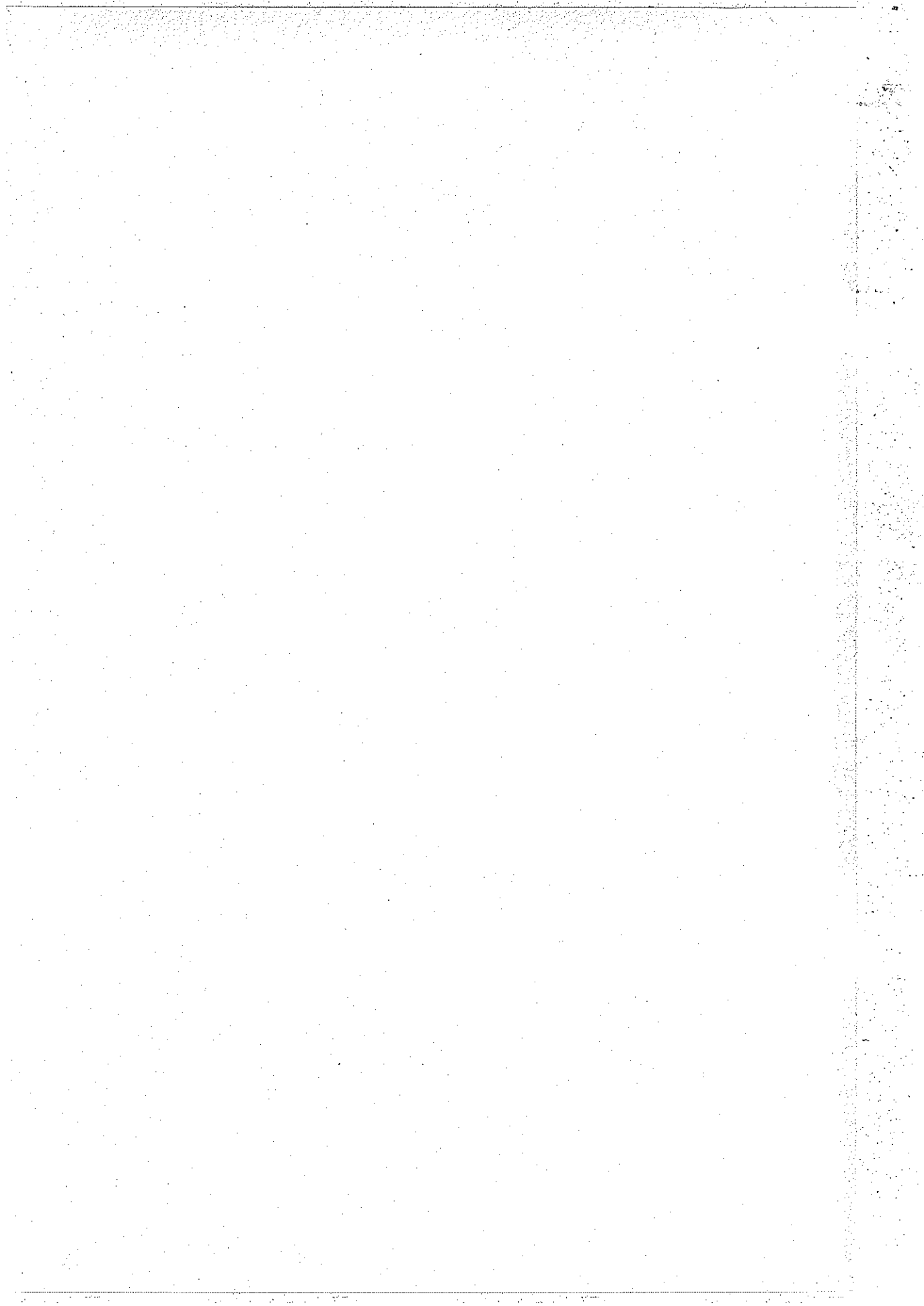


昭和 47 年 8 月 22 日開会  
昭和 47 年 8 月 22 日閉会

# 和泉市議会第 4 回臨時会会議録

第 6 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回臨時会会議録目次

昭和47年8月22日(火曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣言(午前10時35分)	5頁
○ 開会宣告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(柳瀬美樹君、関戸正一君、藤原利一君)	5頁
○ 市長開会挨拶	5頁
○ 会期決定(8月22日)	6頁
○ 日程第1～第11 監査報告	
監査報告第11号 例月出納検査の結果報告について	7頁
" 第12号	17頁
" 第13号	27頁
" 第14号	37頁
" 第15号	47頁
" 第16号	57頁
" 第17号	67頁
" 第18号	77頁
" 第19号	87頁
" 第20号	97頁
" 第21号 定期監査の結果について	105頁
○ 日程第12 財団法人和泉市開発協会昭和46年度決算書類の提出について	129頁
○ 日程第13 人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	144頁
○ 日程第14 和泉市職員定数条例の一部を改正する条約制定について	146頁
○ 日程第15 工事請負契約締結について	149頁
○ 日程第16 損害賠償の額の決定について	156頁
○ 日程第17	" 159頁
○ 日程第18 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号)	162頁
○ 日程第19 昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	227頁

閉会宣言

- 閉会宣言（午後4時10分） 247頁
- 市長閉会挨拶 247頁
- 議長閉会挨拶 248頁

昭和47年8月22日午前10時和泉市議会第4回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一	君	17番	関戸正一	君
2番	木下甲子三	君	18番	藤原利一	君
3番	山田清二	君	19番	勝部津喜枝	君
5番	横田憲治郎	君	20番	直村静二	君
6番	柏音三郎	君	21番	松尾千代一	君
7番	出原武司	君	22番	池辺秀夫	君
8番	三井正光	君	23番	貝淵博治	君
9番	上代卯之松	君	25番	井上平兵衛	君
10番	池田信行	君	26番	成田秀益	君
11番	田村清房	君	27番	吉川伊与一	君
13番	竹下義章	君	28番	藤原要馬	君
15番	依田七郎	君	29番	坂上国治	君
16番	柳瀬美樹	君			

欠席議員(1名)

12番 金沢勝君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	病院長	岩崎 梢
助役	藤田 利	病院事務局長	竹内 潔
収入役	橋本 炳	隣保館長	高橋正弘
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和対策部長	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川書久
産業衛生部長	宇沢 清	福祉事務所長	山本武雄
建設部長	中塚 白	建設部次長	林 徳次

水道部次長	田中 稔	會計課長	片桐 武雄
病院事務局次長 兼庶務課長	平野 誠藏	營業課長	高橋 新平
庶務課長	杉本 弘文	工務課長	福本 喬久
企画課長	橋本 昭夫	経理課長	守田 勇
人事課長	門林 六男	業務課長	藤原 光夫
財政課長	北野 敦雄	隣保館事務長	富田 宏之
資産税課長	吉田 日出男	消防署長兼次長	南口 主雄
市民税課長	吉田 利秀	監査委員	堀田 徳治
納税課長	吉田 種義	監査事務局長	西岡 正志
庶務課参事 (広報担当)	竹田 明郎	選管事務局長	青木 孝之
推進調整課長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
"	生田 稔	教育長	葛城 宗一
"	浅井 隆介	教育次長	阪東 重信
市民課長	田中 二三夫	"	乾 武俊
社会児童課長	森 保	総務課長	紀之定 藤与茂
福祉課長	山村 昇	学校教育課長	唄 幸治
商工課長	岩井 益一	指導課長	吉見 豊
農林課長	吉岡 昭男	社会教育課長	広岡 史郎
保険衛生課長	大宅 清臣	学校教育課参事	角谷 泰夫
交通公害課長	内田 潔	農業委員 会長	松村 吉堯
計画課長	大浦 行雄	農務局 協 会長	西川 武雄
土木課長	中尾 宏	農務局 協 次 長	山本 俊兼
建策課長	逢野 一郎	農務局 協 会 参 事	藤原 永一
区画整理事務所長	中西 淳富	農務局 協 会 参 事 (総務協 会 担 当)	宮本 福秀
開発課長	白川 保	農務局 協 会 参 事 (用地協 会 担 当)	

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 嵩 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第4回臨時会議事日程

(8月22日)

日 程	種別及び番号	付 名	摘 要
1	監査報告第11号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和46年度4月分)	別冊 1.
2	監査報告第12号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和46年度5月分)	"
3	監査報告第13号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和47年度4月分)	"
4	監査報告第14号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和47年度5月分)	"
5	監査報告第15号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年4月分)	"
6	監査報告第16号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年5月分)	"

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
7	例 監査報告第17号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員抜昭和47年4月分)	別冊 1.
8	監査報告第18号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和46年6月分)	"
9	監査報告第19号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年6月分)	"
10	監査報告第20号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員抜昭和47年5月分)	"
11	監査報告第21号	定期監査の結果について	別冊 2.
12	報 告 第 9 号	財団法人和泉市開発協会昭和46年度決算書類 の提出について	P. 1.
13	諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める ことについて	P. 9.
14	議 案 第 6 1 号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制度 について	P. 10
15	議 案 第 6 2 号	工事請負契約締結について (消防庁舎新築工事)	P. 12
16	議 案 第 6 3 号	損害賠償の額の決定について (鹿芥収集車交通事故に係る損害賠償)	P. 13
17	議 案 第 6 4 号	損害賠償の額の決定について (市立幸小学校児童骨折事故に係る損害賠償)	P. 14
18	議 案 第 6 5 号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第3号)	P. 15.
19	議 案 第 6 6 号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算 (第1号)	P. 16.



昭和47年8月22日午前10時和泉市議会第4回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23番	貝淵博治君
9番	上代卯之松君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信行君	26番	成田秀益君
11番	田村清房君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君
16番	柳瀬美樹君		

欠席議員(1名)

12番	金沢勝君
-----	------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	病院長	岩崎 峭
助役	藤田利	病院事務局長	竹内 深
収入役	橋本 炳	隣保館長	高橋正弘
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和対策部長	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川書久
産業衛生部長	宇沢 清	福祉事務所長	山本武雄
建設部長	中塚 白	建設部次長	林 徳次

水道部次長	田中 稔	會計課長	片桐 武雄
病院事務局次長 兼庶務課長	平野 誠藏	官業課長	高橋 新平
庶務課長	杉本 弘文	工務課長	福本 喬久
企画課長	橋本 昭夫	経理課長	守田 勇
人事課長	門林 六男	業務課長	藤原 光夫
財政課長	北野 敦雄	隣保館事務長	富田 宏之
資産税課長	吉田 日出男	消防署長兼次長	南口 主雄
市民税課長	吉田 利秀	監査委員	堀田 徳治
納税課長	吉田 種義	監査事務局長	西岡 正志
庶務課参事 (広報担当)	竹田 明郎	選管事務局長	青木 孝之
推進調整課長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
、	生田 稔	教育長	葛城 宗一
、	浅井 隆介	教育次長	阪東 重信
市民課長	田中 二三夫	、	乾 武俊
社会児童課長	森 保	総務課長	紀之定 藤与茂
福祉課長	山村 昇	学校教育課長	唄 幸治
商工課長	岩井 益一	指導課長	吉見 豊
農林課長	吉岡 昭男	社会教育課長	広岡 史郎
保険衛生課長	大宅 清臣	学校教育課参事	角谷 泰夫
交通公害課長	内田 潔	農業委員 会長	松村 吉堯
計画課長	大浦 行雄	農事発務局 協会長	西川 武雄
土木課長	中尾 宏	農事発務局 協会長	山本 俊兼
建築課長	逢野 一郎	農事発務局 協会長	藤原 永一
区画整理事務所長	中西 淳富	農事発務局 協会長	官本 福秀
開発課長	白川 保	農事発務局 協会長	

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄  
次 長 北野 丈夫  
調査係長 大塚 俊昭  
議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第4回臨時会議事日程

(8月22日)

日 程	種別及び番号	付 名	摘 要
1	監査報告第11号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和46年度4月分)	別冊 1.
2	監査報告第12号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和46年度5月分)	"
3	監査報告第13号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和47年度4月分)	"
4	監査報告第14号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和47年度5月分)	"
5	監査報告第15号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年4月分)	"
6	監査報告第16号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年5月分)	"

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
7	例 監査報告第17号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和47年4月分)	別冊 1.
8	監査報告第18号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和46年6月分)	"
9	監査報告第19号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和47年6月分)	"
10	監査報告第20号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和47年5月分)	"
11	監査報告第21号	定期監査の結果について	別冊 2.
12	報 告 第 9 号	財団法人和泉市開発協会昭和46年度決算書類 の提出について	P. 1.
13	諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める ことについて	P. 9.
14	議 案 第 6 1 号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制度 について	P. 10
15	議 案 第 6 2 号	工事請負契約締結について (消防庁舎新築工事)	P. 12
16	議 案 第 6 3 号	損害賠償の額の決定について (鹿芥収集車交通事故に係る損害賠償)	P. 13
17	議 案 第 6 4 号	損害賠償の額の決定について (市立幸小学校児童骨折事故に係る損害賠償)	P. 14
18	議 案 第 6 5 号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第3号)	P. 15.
19	議 案 第 6 6 号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算 (第1号)	P. 16.

(午前10時35分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには暑さきびしいおり、なおまた改選期を控えまして何かとお忙しい中にもかかわらず出席賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

それではこれより昭和47年第4回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくおみえになるものと思っております。現在、22名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

会議録の署名議員を16番柳瀬美樹君、17番関戸正一君、18番藤原利一君、以上3名の方をお願いいたします。

本日の議会に出席を求めたものの氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくご了承願います。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和47年第4回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には暑さきびしいおりから、なおまたことのほかご繁忙のおりにもかかわらずご出席賜わり、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本議会にご提案申し上げます議案は、職員の定数条例の一部改正の条例制定のほか5件、人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める諮問案件、和泉市開発協会昭和46年度決算報告並びに監査報告11件でございます。なにとぞ慎重ご審議賜わりまして、ご可決、ご承認下さいますようよろしくお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつが終わりました。

この際、おはかりいたします。

本臨時会の会期は、運営委員会の決定に基づきまして、本日1日と決定したいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたします。

それではこれより日程審議に入ります。

日程第1より日程第11まではいずれも監査報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第 1 1 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 4 6 年度 4 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 4 7 年 7 月 5 日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 4 7 年 7 月 5 日
2. 検査の対象 昭和 4 6 年度 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

4 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	4,093,691,066	△ 3,054,907 320,304,819	4,410,940,978	4,481,855,894	△ 3,115,113 497,005,019	
才入才出外現金	158,167,975	16,078,142	174,246,117	154,473,203	11,510,304	
特別才入才出外現金	1,237,497,140	93,103,199	1,330,600,339	1,195,603,899	100,143,274	
府 税	199,450,883	17,307,104	216,757,987	185,390,264	14,095,743	
特 別 会 計	国民健康保険	557,643,467	△ 165,490 42,829,431	600,307,408	477,915,254	△ 687,904 47,915,982
	土地区画業 整理事業	239	0	239	11,540,464	0
合 計	6246,450,770	△ 3,220,397 499,622,695	6,732,853,068	6,506,778,978	△ 3,803,017 670,670,322	
基 金	用品調達					
	同資更資 金生付	16,247,558	10,353,770	26,601,328	10,750,000	0
	財政調整					
	土地開発	133,036,128	3,000,000	136,036,128	67,569,382	15,653,917
合 計	149,283,686	13,353,770	162,637,456	78,319,382	15,653,917	



算 書

昭和47年4月28日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
4,975,745,800	△564,804,822	640,000,000	13,459,536	88,654,714	泉州より 370,000,000 住友 " 170,000,000 47年度 100,000,000
165,983,507	8,262,610			8,262,610	
1,295,747,173	34,853,166			34,853,166	
199,486,007	17,271,980			17,271,980	
525,143,332	75,164,076		△5,000,000 △25,000,000	45,164,076	47年度へ△500,000 概算繰越 一般へ △25,000,000
11,540,464	△11,540,225		11,540,464	239	一般より
7,173,646,283	△440,793,215	640,000,000	△500,000	194,206,785	
10,750,000	15,851,328			15,851,328	
83,223,299	52,812,829			52,812,829	
93,973,299	68,664,157			68,664,157	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通貯金	当 座	定期予金
一 般 会 計	88,654,714	86,154,714		
特 別 会 計	国 保 事 業	45,164,076	44,864,076	
	土 地 区 画 整 理 事 業	239	239	
基 金	用 品 調 達			
	同 和 更 生 資 金 貸 付	15,851,328	15,851,328	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	5,281,282.9	5,281,282.9	
特別才入才出外現金	61,482,314	34,853,166		
才入才出外現金	8,262,610	8,262,610		
府 税	17,271,980	17,271,980		
住 宅 敷 金	4,469,888	55,470.8		3,066,641
合 計	293,969,978	260,625,650		3,066,641

管 方 法

昭和 4 7 年 4 月 2 8 日 現 在 ( 単 位 円 )

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
	1,500,000		1,000,000	
			300,000	
26,042,017	5,871,311			大阪公 137 586,275 大阪 24223 856
		848,539		
26,042,017	2,087,131	848,539	1,300,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	127,288,700.00	1,178,840,454	△1,337,195 72,641,468
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,790,000	8,811,000	0
地方交付税	956,000,000	955,873,000	0
分担金及負担金	209,262,000	160,224,892	△2,850 10,270
使用料及手数料	445,330,000	40,625,884	△7,280 2,095,255
国庫支出金	1,684,683,000	878,080,617	2,661,8048
府支出金	1,063,448,000	49,778,914	1,712,6685
財産収入	191,834,000	160,782,023	2,334,370
寄附金	101,211,000	7,393,7937	0
繰入金	69,210,000	7,000,000	0
繰越金	73,339,000	73,339,432	0
諸収入	474,688,000	309,305,913	△1,687,582 16,926,723
市債	1,910,022,000	96,075,000	16,490,000
自動車取得税交付金	495,210,000	343,410,000	13,706,000
交通安全対策特別交付金	3,675,000	3,675,000	0
地方譲与税	73,650,000		3,946,000
合 計	8,120,468,000	4,093,691,066	△3,054,907 320,304,819

調 書

昭和47年4月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1250,144,727		227,422,73	98.21
881,1000	210,00		100.24
955,873,000		127,000	99.99
160,212,312		49,049,688	76.56
42,713,859		1,819,141	95.92
904,698,665		77,998,4335	53.70
66,905,599		99,654,2401	6.30
163,116,393		28,717,607	85.03
73,937,937		27,273,063	73.05
70,000,000	790,000		101.14
73,339,432	432		100.00
324,545,054		150,142,946	68.37
26,097,5000		1,649,047,000	13.66
48,047,000		1,474,000	97.02
3,675,000		0	100.00
3,946,000		3,419,000	53.58
4,410,940,978		3,709,527,022	54.32

歳 出

科 目	予 算 額	歳 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	67,459,000	65,764,474	841,188
総 務 費	66,593,000	61,467,028	△183,448 26,210,704
民 生 費	94,989,900	76,692,236	401,245 9,092,980
衛 生 費	55,188,800	48,286,964	△2,338,967 8,892,686
労 働 費	5,182,700	4,942,842	△156,659 2,022,391
農 林 水 産 業 費	8,820,200	5,519,750	△200 1,166,349
商 工 費	3,375,100	2,540,328	1,473,814
土 木 費	35,946,070	75,598,075	15,437,254
消 防 費	40,676,900	12,262,165	△2,450 16,702,960
教 育 費	12,909,980	12,165,225	△3,214 4,126,176
公 債 費	27,311,100	25,959,320	2,473,500
諸 支 出 金	7,322,100	25,000,000	48,221,000
予 備 費	5,000,000		
災 害 復 旧 費	6,780,600	4,188,170	2,567,109
合 計	8,120,468,000	4,481,855,894	△3,115,113 49,700,501

調 査

昭和 47 年 4 月 28 日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
66,605,662	85,333,38	98.74
64,069,7541	25,232,459	96.21
775,614,102	174,284,898	81.65
489,423,366	62,464,634	88.68
51,294,174	53,282,6	98.97
66,860,793	21,341,207	75.80
26,877,094	6,873,906	79.63
91,035,3319	2,684,253,681	25.33
289,648,807	117,120,193	71.21
1,257,756,591	33,241,409	97.43
259,840,550	13,270,450	95.14
73,221,000	0	100.00
	5,000,000	
67,552,801	253,199	99.63
4,975,745,800	3,144,722,200	61.27





監査報告第12号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和46年度5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月5日

監査委員 堀田徳治  
同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月5日
2. 検査の対象 昭和36年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	4,410,940,978	△ 86,242,897 1,278,982,607	5,603,680,688	4,975,745,800	△ 2,060,172 407,732,117	
才入才出外現金	174,246,117	12,469,329	186,715,446	165,983,507	13,900,684	
特別才入才出外現金	1,330,600,339	372,947,293	1,703,547,632	1,295,747,173	333,299,478	
府 税	216,757,987	3,915,970	220,673,957	199,486,007	21,187,950	
特 別 会 計	国民健康保険	600,307,408	912,223	601,219,631	△ 20,846 54,336,365	
	土地区画 整理事業	239	0	239	11,540,464	0
合 計	6,732,853,068	△ 86,242,897 1,669,227,422	8,315,837,593	7,173,646,283	△ 2,081,021 830,456,594	
基 金	用品調達					
	同資 和金更貸 生付	26,601,328	0	26,601,328	10,750,000	0
	財政調整					
	土地開発	136,036,128	0	136,036,128	83,223,299	0
合 計	162,637,456		162,637,456	93,973,299	0	

算 書

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日現在 ( 単位円 )

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
5,381,417,742	222,262,946			222,262,946	
179,884,191	6,831,255			6,831,255	
1,629,046,651	74,500,981			74,500,981	
220,673,957	0			0	
579,458,851	21,760,780		△ 5,000,000	16,760,780	47年度へ 概算繰越金
11,540,464	△ 11,540,225			△ 11,540,225	
8,002,021,856	313,815,737		△ 5,000,000	308,815,737	
10,750,000	15,851,328			15,851,328	
83,223,299	52,812,829			52,812,829	
93,973,299	68,664,157			68,664,157	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	222,262,946	220,762,946		
特 別 会 計	國 保 事 業	16,760,780	16,760,780	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	0	0	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	15,851,328	15,851,328	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	5,281,282.9	5,281,282.9	
特別才入才出外現金	167,231,675	74,500,981		
才入才出外現金	6,831,255	6,831,255		
府 税	0	0		
住 宅 敷 金	4,472,588	557,408		3,066,641
合 計	486,223,401	388,077,527		3,066,641

管 方 法

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日 現 在 ( 単 位 円 )

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
	1,500,000			
91,908,314	822,380			大阪公 137 821,869 大阪 24223 511
		848,539		
91,908,314	2,322,380	848,539		

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,272,887,000	1,250,144,727	△928,161 39,474,824
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	8,790,000	8,811,000	0
地 方 交 付 税	956,000,000	955,873,000	0
分 担 金 及 負 担 金	209,262,000	160,212,312	△626,750 2,544,2915
使 用 料 及 手 数 料	445,330,000	427,138,59	△5,080 627,418
国 庫 支 出 金	1,686,200,000	904,698,665	3,231,5765
府 支 出 金	1,103,161,000	66,905,599	12,057,2859
財 産 収 入	191,834,000	163,116,393	△5,200 25,806
寄 附 金	10,121,100	73,937,937	△12,000,000 250,000
繰 入 金	69,210,000	70,000,000	△70,000,000 991,060
繰 越 金	73,339,000	73,339,432	
諸 収 入	474,688,000	324,545,054	△2,677,706 40,481,960
市 債	1,911,736,000	260,975,000	1,018,800,000
自動車取得税交付金	49,521,000	48,047,000	0
交通安全対策特別交付金	3,675,000	3,675,000	0
地 方 譲 与 税	7,365,000	3,946,000	0
合 計	8,163,412,000	4,410,940,978	△86,242,897 1,278,982,607

調 査

昭和47年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
1,288,691,390	15,804,390		101.24
8,811,000	21,000		100.23
95,587,3000		127,000	99.98
185,028,477		24,233,523	88.41
43,336,197		1,196,803	97.31
815,123,244		87,107,6756	48.34
189,169,644		91,399,1356	17.14
163,176,194		28,657,806	85.06
62,187,937		39,023,063	61.44
99,1060		68,218,940	1.43
73,339,432	432		100.00
482,510,113	7,822,113		101.64
1,279,775,000		63,196,1000	66.94
48,047,000		1,474,000	97.02
3,675,000		0	100.00
3,946,000		3,419,000	53.57
5,603,680,688		2,559,731,312	68.64

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	67,470,000	66,605,662	△9,959 19,133
総 務 費	667,550,000	640,697,541	△1,200,870 11,151,351
民 生 費	949,919,000	775,614,102	△4,1800 11,038,946
衛 生 費	594,938,000	489,423,366	△25,0277, 15,348,996
労 働 費	51,874,000	51,294,174	△1,3,699 526,565
農 林 水 産 業 費	88,498,000	66,860,793	2,090,3643
商 工 費	33,751,000	26,877,094	5,522,290
土 木 費	359,460,700	910,353,319	314,723,391
消 防 費	406,769,000	289,648,807	4,374,680
教 育 費	1,293,857,000	1,257,756,591	△543,570 2,341,2933
公 債 費	273,111,000	259,840,550	415,239
諸 支 出 金	73,221,000	73,221,000	0
予 備 費	41,000		
災 害 復 旧 費	67,806,000	67,552,801	29,4950
合 計	8,163,412,000	4,975,745,800	△2,060,175 407,732,117



調 査

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
66,614,836	855,164	98.73
65,043,195.9	17,118,041	97.43
78,659,444.8	16,332,455.2	82.80
50,455,208.5	90,385,915	84.80
51,202,335	671,665	98.70
87,764,436	733,564	99.17
32,399,384	1,351,616	95.99
12,258,027.10	2,368,804,290	34.10
29,402,348.7	11,274,551.3	72.28
12,809,675.22	1,288,947.8	99.00
26,025,578.9	12,855,211	95.29
7,322,100.0	0	100.00
	41,000	
67,587,751	218,249	99.67
5,381,417.742	2,781,994,258	65.92



監査報告第 13 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 47 年度 4 月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 47 年 7 月 5 日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 47 年 7 月 5 日
2. 検査の対象 昭和 47 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

4 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		214,571,687	214,571,687		△ 64,460 238,621,641
才入才出外現金					
特別才入才出外現金					
府 税		140,597	140,597		0
特 別 会 計	国民健康保険	19,416,021	19,416,021		3,433,064
	土地区画 整理事業				
合 計		234,128,305	234,128,305		△ 64,460 242,054,705
基 金	用品調達	1,133,663	1,133,663	0	0
	同資 和更生 金貸付				
	財政調整				
	土地開発				
合 計		1,133,663	1,133,663	0	0

算 書

昭和47年4月28日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	備 考
		一時貸付金			
238,557,181	△ 23,985,494	450,000,000 △ 100,000,000		326,014,506	郵政 250,000,000 大蔵 200,000,000 46年度へ △ 100,000,000
0	140,597			140,597	
3,433,064	15,982,957			15,982,957	
241,990,245	△ 7,861,940	350,000,000		342,138,060	
0	1,133,663			1,133,663	
0	1,133,663			1,133,663	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	326,014,506	325,214,506		
特 別 会 計	国 保 事 業	15,982,957	15,982,957	
	土 地 区 画 敷 埋 事 業			
基 金	用 品 調 達	11,336,633	8,101,977	3,234,666
	同 資 金 和 更 生 貸 付			
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別才入才出外現金				
才入才出外現金				
府 税	14,0597	14,0597		
住 宅 敷 金				
合 計	343,271,723	342,148,257	3,234,666	

管 方 法

昭和 4 7 年 4 月 2 8 日 現 在 ( 単 位 円 )

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払	
			800,000	
			800,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,403,940,000		5,120,928
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,811,000		0
地方交付税	1,096,138,000		20,238,800
分担金及負担金	4,166,300		52,025
使用料及手数料	535,320		1,965,225
国庫支出金	877,077,000		0
府支出金	738,094,000		45,100
財産収入	25,065,000		11,425
寄附金	10,203,100		0
繰入金	600,000		0
繰越金			0
諸収入	257,983,000		4,114,859
市債	836,836,000		0
自動車取得税交付金	51,000,000		0
交通安全対策特別交付金	345,000		0
地方譲与税	22,000,000		0
合 計	5,518,220,000		21,457,1687



調 査

昭和47年4月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
5,120,928		1,398,819,072	0.36
0		8,811,000	
202,388,000		893,750,000	18.46
52,0250		41,142,750	1.24
1,965,225		51,566,775	3.67
0		877,077,000	
451,000		737,643,000	0.06
114,25		25,053,575	0.04
0		102,031,000	
0		600,000	
0			
4,114,859		253,868,141	1.59
0		836,836,000	
0		51,000,000	
0		3,450,000	
0		22,000,000	
21,457,1687		5,303,648,313	3.88

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	63,516,000		3,833,752
総 務 費	87,066,800		△2,945 124,276,754
民 生 費	12,711,570,000		△43,681 34,832,724
衛 生 費	30,291,700,000		△17,834 3,413,052
労 働 費	4,333,800,000		1,762,534
農 林 水 産 業 費	8,673,400,000		2,056,902
商 工 費	8,138,200,000		2,164,3085
土 木 費	1,211,766,000		6,279,431
消 防 費	1,788,990,000		7,040,787
教 育 費	98,875,500,000		3,281,1029
公 債 費	4,140,690,000		67,1591
諸 支 出 金			
予 備 費	5,000,000		
合 計	5,518,220,000		△64,460 238,621,641

調

書

昭和47年4月23日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
3,833,752	5,968,2248	6.03
12,427,3809	7,463,94191	14.27
3,478,9043	1,236,367,957	2.73
3,395,218	299,521,782	1.12
1,762,534	41,574,466	4.06
2,056,902	84,677,098	2.37
2,164,3085	5,973,8915	26.59
6,279,431	1,205,486,569	0.51
7,040,787	171,858,213	3.93
3,281,1029	955,963,971	3.31
671,591	4,133,974,09	0.16
	0	
	5,000,000	
2,385,571,81	5,279,662,819	4.32

Handwritten text at the top of the page, possibly a title or header.

Handwritten text in the upper middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

Handwritten text in the middle section.

監査報告第 14 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 47 年度 5 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 47 年 7 月 5 日

監査委員	堀	田	徳	治	
	岡	山	田	清	二

記

1. 検査実施日 昭和 47 年 7 月 5 日
2. 検査の対象 昭和 47 年度 5 月分の出納状況
3. 検査の結果

5 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、5 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		214,571,687	△ 171,880 234,334,469	448,734,276	238,557,181	△ 213,211 424,588,093
才入才出外現金						
特別才入才出外現金						
府 税		140,597	5,828,917	5,969,514	0	0
特 別 会 計	国民健康保険	19,416,021	117,667,660	137,083,681	3,433,064	△ 56 4,697,951
	土地区画 整理事業	0	0	0	0	11,540,225
合 計		234,128,305	171,880 357,831,046	591,787,471	241,990,245	△ 213,267 440,826,269
基 金	用品調達	1,133,663	1,200,049	2,333,712	0	1,122,600
	同貸金 更貸付					
	財政調整					
	土地開発					
合 計		1,133,663	1,200,049	2,333,712	0	1,122,600

算 書

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日 現 在 ( 単 位 円 )

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差 引 残 高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
662,932,063	△214,197,787	450,000,000 △ 25,000,000	△ 11,540,225	199,261,988	郵政 250,000,000 大蔵 200,000,000 病院 △ 25,000,000
0	5,969,514			5,969,514	
8,130,959	128,952,722			128,952,722	
11,540,225	△ 11,540,225		11,540,225	0	一般会計より
682,603,247	△ 90,815,776	425,000,000	0	334,184,224	
1,122,600	1,211,112			1,211,112	
-1,122,600	1,211,112			1,211,112	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	199,261,988	197,461,988		
特 別 会 計	国 保 事 業	128,952,722	128,652,722	
	土地区画整理事業	0		
基 金	用 品 調 達	1,211,112	1,211,112	
	同和更生資金貸付			
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別才入才出外現金				
才入才出外現金				
府 税	5,969,514	5,969,514		
住 宅 敷 金				
合 計	335,395,336	332,084,224	1,211,112	



管 方 法

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日現在 ( 単位円 )

訳				備 考
農 協	郵 使 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払	
			釣 銭	
			800,000 1,000,000	
			300,000	
			2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,403,940,000	5,120,928	△171,480 9,098,4939
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,811,000	0	7,000,000
地方交付税	1,096,138,000	2,023,880,000	5,281,200,000
分担金及負担金	4,166,300,000	5,202,250	3,945,825
使用料及手数料	5,353,200,000	1,965,225	△400 3,963,609
国庫支出金	877,077,000	0	3,001,900,000
府支出金	738,094,000	45,100,000	436,763
財産収入	25,065,000	11,425	27,907,753
寄附金	10,203,100,000	0	16,047,171
繰入金	60,000,000	0	
繰越金		0	
諸収入	2,579,833,000	4,114,859	1,217,409
市債	83,683,600,000	0	0
自動車取得税交付金	51,000,000,000	0	0
交通安全対策特別交付金	3,450,000,000	0	0
地方譲与税	2,200,000,000	0	0
合 計	5,518,220,000	21,457,1687	△171,880 23,433,4469

調

書

昭和47年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
95,934,387		130,800,561.3	6.83
7,000,000		1,811,000	79.44
255,200,000		840,938,000	23.28
4,466,075		37,196,925	10.71
5,931,754		47,600,246	11.08
30,019,000		847,058,000	3.42
887,763		737,206,237	0.12
279,158.58	2,850,858		111.37
16,047,171		85,983,829	15.72
		600,000	
5,332,268		252,650,732	2.06
0		836,836,000	
0		51,000,000	
0		3,450,000	
0		22,000,000	
448,734,276		5,069,485,724	8.13

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	63,516,000	3,833,752	3,905,242
總 務 費	87,066,800	12,427,380	△6,980 4,109,850
民 生 費	1,271,157,000	34,789,043	△3,657 8,148,078
衛 生 費	30,291,700	3,395,218	△1,900 4,535,727
勞 働 費	4,333,700	1,762,534	△10,206 2,379,748
農 林 水 産 業 費	86,734,000	2,056,902	1,732,285
商 工 費	81,382,000	21,643,085	3,911,965
土 木 費	121,176,600	6,279,431	1,994,456
消 防 費	178,899,000	7,040,787	6,915,072
教 育 費	98,877,500	3,281,102	△2,880 17,911,947
公 債 費	414,069,000	67,159	3,875,385
諸 支 出 金			
予 備 費	5,000,000	0	0
合 計	5,518,220,000	238,557,181	△21,321 42,458,809

調

書

昭和47年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 す る 支 出 割 合
計		
7,738,994	55,777,006	12.18
165,294,859	705,373,141	18.98
116,233,257	1,154,923,743	9.14
48,751,045	254,165,955	16.09
4,040,221	39,296,779	9.32
3,789,187	82,944,813	4.36
255,550,50	55,826,950	31.40
26,223,994	1,185,542,006	2.16
13,955,859	164,943,141	7.80
211,927,621	776,847,379	21.43
39,421,976	374,647,024	9.52
0	5,000,000	
66,293,2063	4,855,287,937	12.01



監査報告第15号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月5日

監査委員	堀	田	徳	治
同	山	田	清	二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月5日
2. 検査の対象 昭和47年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 7 年 4 月 3 0 日 現 在

借 高		方 月 計		勘 定 科 目		貸		方	
残	合 計	本	月 計	部	目	本	月 計	合 計	残 高
50983809	50983809	28932448		貸 産 の 部					
88714773	88714773			土 地 物					
788418315	788418315			建 構 物					
133870390	133870390			機 械 及 装 置					
39774343	39774343	423550		量 水 器					
5218753	5218753	299000		車 輛 及 運 搬 具					
12823927	12823927			工 具 器 具 及 備 品					
854670620	883603068	10803895		建 設 仮 勘 定 権		28932448		28932448	
610000	610000			水 電 話 加 入 権					
41200	41200			現 金					
20000	20000			普 通 預 金		251230479		251230479	
108042817	359273296	255466467		当 座 預 金		251230479		251230479	
70507634	97996538	34994617		未 収 金		27488904		27488904	
39421932	41001091	17942900		貯 蔵 品		1579159		1579159	
419000	419000			仮 払 金					
				投 資 有 価 証 券					
				前 払 費 用					
800000	800000			保 管 有 価 証 券					
140000	140000	140000		短 期 貸 付 金					
				負 債 の 部					
	16334131	16334131		未 払 金		17942900		63542051	47207920
				未 払 費 用					
	200000000	200000000		一 時 借 入 金		200000000		400000000	200000000
	8434000	8434000		前 受 金		1054000		31815530	23381531
	1879087	1879087		預 り 金		1949487		5947537	4068450
				預 り 担 保 有 価 証 券				800000	800000



				減価償却引当金			161,317,627	
				繰上引当金			628,960	
				資本の部				
				自己資本			118,703,235	
				借入資本			125,966,439	
				資本剰余金		16,674,200	39,620,788	39,620,788
				利益剰余金				
				費用の部				
				原水及浄水費		1,392,097		
				配水及給水費		4,169,616		
				受託工學費				
				業務費		3,294,174		
				総務費		1,778,741		
				減価償却費				
				資産減耗費				
				支払利息及企業債取返諸費		218,493		
				雑支出				
				その他の営業費用		6,472		
				過年度損益修正		4,620		
				収益の部				
				給水収益		3,491,823	3,491,823	3,491,823
				雑収入				
				受託工事収益		17,057,000	17,057,000	17,057,000
				その他の営業収益		181,131	181,131	181,131
				受取利息		2,493	2,493	2,493
				雑収入		69,000	69,000	69,000
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
				合計		850,331,916	3,051,338,549	2,264,229,862

甲 告 報 行 執 算 予 分 月 4

在 現 日 3 0 月 4 年 7 和 昭

( 入 収 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業収益	604,780,000	52,249,860	52,249,860	552,530,140
1 営業収益	599,780,000	52,156,367	52,156,357	547,623,633
1 給水収益	466,780,000	34,918,236	34,918,236	431,861,764
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3 受託工事収益	27,000,000	17,057,000	17,057,000	9,943,000
4 その他の営業収益	101,000,000	181,131	181,131	100,818,869
2 営業外収益	5,000,000	93,493	93,493	4,906,507
1 受取利息	1,000,000	24,493	24,493	975,507
2 雑収益	4,000,000	69,000	69,000	3,931,000

① 資本的収入	489,000,000	16,674,200	16,674,200	472,325,800
1 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
1 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
2 工事負担金	50,000,000	16,674,200	16,674,200	33,325,800
1 工事負担金	50,000,000	16,674,200	16,674,200	33,325,800
3 補助金		0	0	30,000,000
1 府補助金		0	0	30,000,000
収入合計	1,093,780,000	68,924,060	68,924,060	1,024,855,940

4 月分予算執行報告書 乙

昭和 47 年 4 月 40 日現在 ( 支 出 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	果 計	
① 水道事業費用	565,717,000	23,446,722	23,446,722	542,270,278
1 営業費用	462,880,000	23,228,229	23,228,229	439,651,771
1 原水及浄水費	170,476,000	13,920,978	13,920,978	156,555,022
2 配水及給水費	639,000,000	4,169,616	4,169,616	59,730,384
3 受託工事費	27,000,000	0	0	27,000,000
4 業務係費	41,841,000	3,294,174	3,294,174	38,546,826
5 総係費	25,546,000	1,778,741	1,778,741	23,767,259
6 減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
7 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8 その他の営業費用	100,000,000	64,720	64,720	99,935,280
2 営業外費用	102,737,000	218,493	218,493	102,518,507
1 支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000	218,493	218,493	102,508,507
2 雑支出	10,000	0	0	10,000

3	予備費	100,000	0	0	100,000
1	予備費	100,000	0	0	100,000
①	資本的支出	555,214,000	11,526,445	11,526,445	543,687,555
1	建設改良費	517,774,000	11,526,445	11,526,445	506,247,555
1	事務費	8,000,000	406,832	406,832	7,593,168
2	擴張工事費	413,800,000	10,058,000	10,058,000	403,742,000
3	改良工事費	50,000,000	339,063	339,063	49,660,937
4	環境改善事業費	3,000,000	0	0	3,000,000
5	營業設備費	1,597,400	722,550	722,550	1,525,450
2	企業債償還金	37,440,000	0	0	37,440,000
1	企業債償還金	37,440,000	0	0	37,440,000
	支出合計	1,120,931,000	34,973,167	34,973,167	1,085,957,833

和泉市水道事業損益計算書（4月分）

（昭和47年4月1日から昭和47年4月30日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	3,491,823.6円	
(2) 受託工事収益	17,057,000円	
(3) その他の営業収益	181,131円	52,156,367円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	13,920,978円	
(2) 配水及給水費	4,169,616円	
(3) 業務費	3,294,174円	
(4) 総係費	1,778,741円	
(5) その他の営業費用	64,720円	23,228,229円

営業利益 28,928,138円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	2,493円	
(2) 雑収益	69,000円	93,493円

当月分総利益 29,021,631円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	218,493円	218,493円
----------------------	----------	----------

当月分純利益 28,803,138円

資 金 予 算 表

昭和 47 年 5 月 10 日

科 目		4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
前月繰越金		0 <sup>円</sup>	108,063 <sup>円</sup>	16,874 <sup>円</sup>	12,667 <sup>円</sup>
入	営業収益	10,415,671	27,000	42,000	43,000
	営業外収益	93,493	200	200	200
	前年度未収金	26,929,103	27,000	795	0
	企業債	0	0	0	0
	工事負担金	16,674,200	13,000	8,000	6,000
	一時借入金	200,000,000	0	0	0
	預り金	300,000	500	500	500
	前年度繰越金	103,826,829	0	0	0
	前受金	1,054,000	500	500	500
	計	359,293,296	68,200	51,995	5,020
支	営業費用	2,207,262	44,000	45,000	46,000
	営業外費用	218,493	200	200	3,240
	前年度未払費用及未払金	2,245,511	43,354	0	0
	建設改良費	11,102,895	40,000	6,000	3,000
	貯蔵品	14,088,620	30,000	4,000	2,000
	企業債償還金	0	835	0	0
	一時借入金返還	200,000,000	0	0	0
	預り金返還	229,600	500	500	500
	前受金	1,128,120	500	500	500
	計	251,230,479	159,389	56,200	55,240
收支差引額		108,062,817	16,874	12,669	7,629





監査報告第 1.6 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 47 年 5 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 47 年 7 月 5 日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 47 年 7 月 5 日
2. 検査の対象 昭和 47 年 5 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 5 月末現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、5 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

5 月 分 月 次 台 計 残 高 試 算 表

昭和 47 年 5 月 31 日 現在

借		方		貸		方	
残	高	合	計	本	月	計	高
65,465,383		65,465,383					
88,714,773		88,714,773	1,448,1574				
78,841,8315		78,841,8315					
13,387,0390		13,387,0390					
40,141,675		40,141,675	367,332				
5,858,753		5,858,753	640,000				
1,282,3927		1,282,3927					
85,773,108		88,670,5556	3,102,488				
61,0000		61,0000					
41,200		41,200					
20,000		20,000					
10,076,6595		40,743,6826	48,163,530	5,543,9752		30,667,0231	
		30,667,0231	5,543,9752	5,543,9752		30,667,0231	
7,244,5570		13,354,8626	35,552,088	3,361,4152		61,103,056	
46,328,142		49,693,021	8,691,930	1,785,720		33,648,79	
41,9000		41,9000					
80,0000		80,0000					
14,0000		14,0000					
		3,217,5811	1,584,1680	8,691,930		7,223,3981	40,058,170
		20,000,0000					
		1,036,0000	1,926,000	4,240,00		3,223,9530	218,795,30
		3,562,931	1,683,844	2,226,044		8,173,581	461,0650
						80,0000	80,0000

				減価償却引当金		161,317,627	161,317,627
				退職給与引当金		628,960	628,960
				資本の部			
				自己資本			
				借入金	834,794	118,703,235	118,703,235
				資本剰余金		125,966,439	125,966,439
				利益剰余金	463,010	409,267,883	409,267,883
				費用の部			
				原水及浄水費	11,785,610		
				配水及給水費	3,475,726		
				受託工事費			
				業務費	2,651,932		
				総係費	1,835,408		
				減価償却費			
				資産減耗費			
				支払利息及企業債取返諸費	166,158		
				雑支出			
				その他の営業費用	360,615		
				過年度損益修正	1,620		
				収益の部			
				給水収益		35,485,083	70,403,319
				雑債金			
				受託工事収益		17,437,000	17,437,000
				その他の営業収益		53,223,6	53,223,6
				受取利息		1,043	2,553,6
				雑収益		10,350	17,250
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
2,304,666,249	3,258,340,630	207,002,081	207,002,081	合計		3,258,340,630	2,304,666,249

甲 警 告 報 行 執 算 分 月 5

在 現 日 3 1 月 5 年 7 4 和 昭

( 入 收 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業収益	604,780,000	363,207,311	88,570,591	516,209,409
1 営業収益	599,780,000	362,161,888	88,372,555	511,407,445
1 給水収益	466,780,000	354,850,883	70,403,319	396,376,681
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3 受託工事収益	27,000,000	380,000	17,437,000	9,563,000
4 その他の営業収益	101,000,000	351,105	532,236	100,467,764
2 営業外収益	5,000,000	1,045,43	198,036	4,801,964
1 受取利息	1,000,000	1,043	25,586	974,464
2 雑収益	4,000,000	103,500	172,500	3,827,500

① 資本的収入	489,000,000	13,060,000	29,734,200	459,265,800
1 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
1 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
2 工事負担金	50,000,000	13,060,000	29,734,200	20,265,800
1 工事負担金	50,000,000	13,060,000	29,734,200	20,265,800
3 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
収入合計	1,093,780,000	49,380,731	118,304,791	975,475,209

5 月分予算執行報告書 乙

( 文 出 )

昭和47年5月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	565,717,000	2,027,544.9	43,722,171	521,994,829
1 営業費用	462,880,000	2,010,929.1	43,337,520	419,542,480
1 原水及浄水費	170,476,000	1,178,561.0	25,705,588	144,769,412
2 配水及給水費	63,900,000	3,475,726	7,645,342	56,254,658
3 受託工事費	27,000,000	0	0	27,000,000
4 業務費	41,841,000	2,651,932	5,946,106	35,894,894
5 総係費	25,546,000	1,835,408	3,614,149	21,931,851
6 減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
7 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8 その他の営業費用	100,000,000	360,615	425,335	99,574,665
2 営業外費用	102,737,000	166,158	384,651	102,352,349
1 支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000	166,158	384,651	102,342,349
2 雑支出	10,000	0	0	10,000

3	与 備 費	100,000	0	0	100,000
	1 予 備 費	100,000	0	0	100,000
①	資 本 的 支 出	555,214,000	19,426,188	30,952,633	524,261,367
1	建 設 改 良 費	517,774,000	18,591,394	30,117,839	487,656,161
	1 事 務 費	8,000,000	541,288	948,120	7,051,880
	2 拡 張 工 事 費	413,800,000	14,481,574	24,539,574	389,260,426
	3 改 良 工 事 費	50,000,000	2,561,200	2,900,263	47,099,737
	4 環 境 改 善 事 業 費	3,000,000	0	0	3,000,000
	5 営 業 設 備 費	15,974,000	1,007,332	1,729,882	14,244,118
2	企 業 債 償 還 金	37,440,000	834,794	834,794	36,605,206
	1 企 業 債 償 還 金	37,440,000	834,794	834,794	36,605,206
	支 出 合 計	1,120,931,000	39,701,637	47,674,804	1,046,256,196

和泉市水道事業損益計算書（5月分）

（昭和47年5月1日から昭和47年5月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	35,485,083円	
(2) 受託工事収益	380,000円	
(3) その他の営業収益	<u>351,105円</u>	36,216,188円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	11,785,610円	
(2) 配水及給水費	3,475,726円	
(3) 業務費	2,651,932円	
(4) 総係費	1,835,408円	
(5) その他の営業費用	<u>360,615円</u>	<u>20,109,291円</u>
営業利益		16,106,897円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	1,043円	
(2) 雑収益	<u>10,350円</u>	<u>10,4543円</u>
当月分総利益		<u>16,211,440円</u>
5. 営業外費用		
(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>166,158円</u>	<u>166,158円</u>
当月分純利益		<u>16,045,282円</u>



資 金 予 算 表

昭和47年6月10日

科 目 \ 月 次		5月執行済額	6月予定額	7月予定額	8月予定額
前月繰越金		108,062,817 <sup>円</sup>	100,787 <sup>千円</sup>	64,002 <sup>千円</sup>	19,962 <sup>千円</sup>
入	営業収益	17,065,968	42,000	43,000	45,000
	営業外収益	104,543	200	200	200
	前年度未収金	16,966,819	13,000	5,000	1,107
	企業債	0	0	6,000	0
	工事負担金	13,060,000	8,000	6,000	5,000
	一時借入金	0	0	0	0
	預り金	542,200	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	424,000	500	500	500
	計	48,163,530	64,200	61,200	52,307
出	営業費用	18,750,156	45,000	46,000	47,000
	営業外費用	166,158	0	3,240	10,124
	前年度未払費用及未払金	4,723,500	38,044	0	0
	建設改良費	18,164,809	13,575	3,300	1,500
	貯蔵品	11,118,180	3,366	1,700	1,000
	企業債償還金	834,794	0	0	4,906
	一時借入金返還	0	0	50,000	0
	預り金返還	0	500	500	500
	前受金	1,680,535	500	500	500
	過年度損益修正	1,620	0	0	0
	計	55,439,752	100,985	105,240	65,530
収支差引額		10,786,595	64,002	19,962	6,739



監査報告第17号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月5日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月5日
2. 検査の対象 昭和47年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

4 月分病院事業会計月次試算表

昭和 47 年 4 月 30 日 現在

借		方		貸			方	
残高	合 計	累 計	当 月	勘 定 科 目	当 月	累 計	残 高	
								当
				資 産 の 部				
				土 地				
				建 物				
				構 築 物				
				車 輛				
4,400		4,400		器 具 及 備 品				
				有 価 証 券				
82,453.78		2,172,077.1		普 通 預 金	13,475,393			
19,905,549		1,990,554.9		未 収 金				
				貯 蔵 品	1,015,684.1		1,077	
53,000		53,000		前 払 金				
				負 債 の 部				
				一 時 借 入 金				
				未 払 金	1,259,831.7		1,259,831.7	
				仮 受 金	1,587,854.4		1,587,854.4	
				預 り 金	1,834,747		1,336,043	
				予 納 金	4,350,000		3,450,000	
				固 定 負 債				

			資本の部			
			自己資本			
			借入金			
			繰越欠損			
			収益の部			
			入院収益	1,323,184.2		1,323,184.2
			外来収益	95,589.39		95,589.39
			その他医業収益	664,640		664,640
			受取利息配当金			
			患者外給食収益			
			その他医業外収益	2,608		2,608
			費用の部			
			給与	1,228,941		
			材料	98,223.40		
			経費	2,272,821		
			減価償却費			
			資産減耗費			
			研究修費	161,130		
			支払利息及企業債取扱諸費			
			患者外給食材料費	365,851		
			合計	778,568.71		5,363,701.0

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和 47 年 4 月 30 日

和 泉 市 立 病 院

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
病 院 事 業 収 益	113,729,000	23,478,029		90,250,971
医 業 収 益	112,795,000	23,455,421		89,339,579
入 院 収 益	53,100,000	13,231,842		39,868,158
外 業 収 益	56,580,000	9,558,939		47,021,061
そ の 他 医 業 収 益	3,115,000	664,640		2,450,360
医 業 外 収 益	9,340,000	22,608		9,113,92
受 取 利 息 配 当 金	100,000	0		100,000
患 者 外 給 食 収 益	674,000	0		674,000
そ の 他 医 業 外 収 益	160,000	22,608		137,392
病 院 事 業 質 用	113,729,000	24,912,083		88,816,917
医 業 費 用	109,584,000	24,546,232		85,037,768
給 与 費	5,387,500	12,289,941		41,585,059

材	料	費	36,012,000	9,822,340		26,189,660
總		費	10,549,000	2,272,821		8,276,179
減	價	却	8,809,000	0		8,809,000
資	產	減	1,000	0		1,000
研	究	研	338,000	161,130		176,870
醫	業	外	4,125,000	365,851		3,759,149
	支	外	2,997,000	0		2,997,000
	息	者	1,128,000	365,851		762,149
	雜	損	0			
	予	備	20,000	0		20,000
資	本	的				
	建	設	8,500,000	44,000		8,456,000
	建	設	5,500,000	0		5,500,000
	器	械	3,000,000	44,000		2,956,000
	企	業				
	君	護	309,000	0		309,000

病院事業会計月次損益計算書（4月分）

昭和47年4月30日

借			貸		
科	目	当 月 当 計	科	目	当 月 当 計
1.	医業費用	245,462,332	1.	医業収益	23,455,421
	イ. 給与費	122,899,411		イ. 入院収益	12,241,339
	ロ. 材料費	98,223,400		ロ. 外来収益	990,503
	ハ. 経費	2,272,821		ハ. その他医業収益	766,4210 1,894,729
	ニ. 減価償却費				664,640
	ホ. 資産減耗費				
	ヘ. 研究修費	161,130			
2.	医業外費用	365,851	2.	医業外収益	2,608
	イ. 支払利息及 業債取扱諸費			イ. 受取利息配当金	
	ロ. 患者外給食材料費	365,851		ロ. 他会計補助金	
	ハ. 雑損失			ハ. 補助金	



ハ、雑 損 失			ニ、患者外給食収益	
			ホ、その他医療外収益	
			ヘ、固定資産売却益	
前月迄の利益			前月迄の損失	
当月分の利益			当月分の損失	1,434,054
当月分の利益			当月迄の損失	
合 計	2,491,2083		合 計	2,491,2083

上記収益中、健保未収金 1,990,554.9 円

上記費用中、未払金 1,255,539.4 円

病院事業会計資金予算表

昭和47年4月末

区分	科目	4月末迄の執行済額	5月予定	6月予定
収	事業収益	3,572,480	6,650,000	24,500,000
	固定資産売却代金	0		
	企業債	0		
	過年度未収金	0	1,200,000	
	一時借入金	0		3,000,000 1,250,000
	預り金	2,713,291	2,800,000	2,800,000
	他会計出資金			
	前払金戻入	0	30,000	390,000
	期間外収益			
	予納金	435,000	415,000	420,000
入				
	合計	6,720,771	21,895,000	183,110,000

支	事業費用	12,356,689	17,415,000	50,500,000
	建設改良費			
	企業債償還金			309,000
	貯蔵品購入費			
	過年度未払金			8,900,000
	一時借入金返還金			120,000,000
	預り金還付	498,704	4,041,000	3,000,000
	前払金	530,000	1,000,000	0
	期間外費用			
	予納金	90,000	135,000	400,000
	合計	1,347,5393	2,2591,000	183,109,000
差	収支差引	△6,754,622	696,000	1,000
	前年度及び前月より繰越	1,500,0000	8,245,378	7,549,378
引	翌年度又は翌月へ繰越	8,245,378	7,549,378	7,550,378



監査報告第18号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月26日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 消 二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月26日
2. 検査の対象 昭和47年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、6月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	448,734,276	△ 1,569,222 830,567,204	1,277,732,258	662,932,063	△ 277,897 609,822,842	
才入才出外現金		30,763,351	30,763,351		9,131,569	
特別才入才出外現金		155,554,035	155,554,035		128,991,232	
府 税	5,969,514	16,095,964	22,065,478		12,187,229	
特 別 会 計	国民健康保険	137,083,681	△ 1,715 33,160,166	170,242,132	8,130,959	△ 183,711 60,368,293
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,540,225	0
合 計	591,787,471	△ 1,570,937 1,066,140,720	1,656,357,254	682,603,247	△ 461,608 820,501,165	
基 金	用品調達	2,333,712	274,737	2,608,449	1,122,600	1,015,251
	同資更生 金貸付		17,638,173	17,638,173		272,233
	財政調整					
	土地開発		52,812,829	52,812,829		23,697,846
合 計	2,333,712	70,725,739	73,059,451	1,122,600	24,985,330	

算 書

昭和47年6月30日現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
1,272,477,008	5,255,250	450,000,000	△11540225	443,715,025	郵政より 250,000,000 大蔵 200,000,000
9,131,569	21,631,782			21,631,782	
128,991,232	26,562,803			26,562,803	
12,187,229	9,878,249			9,878,249	
68,315,541	101,926,591			101,926,591	
11,540,225	△11,540,225		11,540,225	0	一般より
1,502,642,804	153,714,450	450,000,000	0	603,714,450	
2,137,851	470,598			470,598	
272,233	17,365,940			17,365,940	
23,697,846	29,114,983			29,114,983	
26,107,930	46,951,521			46,951,521	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	443,715,025	43,041,502.5		
特 別 会 計	国 保 事 業	10,192,659.1	10,162,659.1	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0		
基 金	用 品 調 達	47,059.8		47,059.8
	同 和 更 生 資 金 貸 付	17,365,940	17,365,940	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	29,114,983	29,114,983	
特別才入才出外現金	10,794,623.5	2,656,280.3		
才入才出外現金	2,163,178.2	2,163,178.2		
府 税	9,878,249	9,878,249		
住 宅 資 金	4,478,588	563,408		3,066,641
合 計	736,527,991	637,158,781	470,598	3,066,641



管 方 法

昭和 47 年 6 月 30 日現在 ( 単位円 )

訳				備 考
農 業	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 釣 金	
	11,500,000		800,000 1,000,000	
			300,000	
80,239,456	1,143,976			大阪分 137 1,143,464 大阪 24,223 512
		848,539		
80,239,456	12,643,976	848,539	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,403,940,000	95,934,387	△471,196 26,828,835
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,810,000	7,000,000	0
地方交付税	1,096,138,000	255,200,000	255,200,000
分担金及負担金	374,880,000	44,660,75	2,912,400
使用料及手数料	535,320,000	5,931,754	△2,650 3,520,640
国庫支出金	1,186,704,000	30,019,000	38,980,000
府支出金	1,217,084,000	887,763	519,474
財産収入	906,350,000	27,915,858	8,039,708
寄附金	117,431,000	16,047,171	12,200,000
繰入金	600,000	0	0
繰越金	208,958,000	0	22,226,2946
諸収入	258,423,000	5,332,268	△1,071,526 18,643,201
市債	1,154,953,000	0	0
自動車取得税交付金	510,000,000	0	0
交通安全対策特別交付金	345,000,000	0	0
地方譲与税	220,000,000	0	0
合 計	6,911,137,000	448,734,276	△1,569,222 83,056,7204

調 書

昭和 47 年 6 月 30 日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対す る収入割合
	過	不 足	
363,752,026		1,040,187,974	25.90
7,000,000		1,811,000	79.44
510,400,000		585,738,000	46.56
7,378,475		30,109,525	19.68
9,425,894		44,106,106	17.60
68,999,000		1,117,705,000	5.81
1,407,237		12,156,767,663	0.11
360,290,36		5,460,596,4	39.75
28,247,171		89,183,829	24.05
0		600,000	
22,226,2946	13,304,946		106.36
22,830,473		23,558,2527	8.83
		11,549,530,000	
		5,100,000,000	
		3,450,000	
		2,200,000,000	
1,277,732,258		5,633,404,742	18.48

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	63,516,000	7,738,994	12,058,201
總 務 費	87,318,100	165,294,859	△32,908 13,570,6938
民 生 費	144,026,600	116,233,257	△54,221 9,943,6152
衛 生 費	45,349,000	48,751,045	114,652,383
勞 働 費	43,337,000	40,402,221	3,491,763
農 林 水 産 業 費	95,747,000	3,789,187	4,353,520
商 工 費	81,382,000	25,555,050	△13,165 18,100,033
土 木 費	207,058,700	26,223,994	△2,300 38,657,024
消 防 費	290,520,000	13,955,859	1,303 18,903,302
教 育 費	1,080,042,000	211,927,621	17,4000 161,539,069
公 債 費	414,069,000	39,421,976	2,924,457
諸 支 出 金			
予 備 費	5,000,000	0	0
合 計	6,911,137,000	662,932,063	△277,897 609,822,842

調 査

昭和47年6月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 す る 支 出 割 合
計		
19,797,195	43,718,805	31.16
30,096,889	57,221,211	34.46
215,615,188	1,224,650,812	14.97
163,403,428	290,086,572	36.03
7,531,984	35,805,016	17.38
8,142,707	87,604,293	8.50
43,641,918	37,740,082	53.62
64,878,718	2,005,708,282	3.13
32,857,858	257,621,42	11.31
37,329,290	706,749,310	34.56
42,346,433	371,722,567	10.22
0	5,000,000	
1,272,477,008	5,638,659,992	18.41



監査報告第19号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月26日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月26日
2. 検査の対象 昭和47年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、6月末日における収支の状況は別表のとおりである。

昭和47年6月30日現在

借方

残高	借方		貸方	合計	科目	本月計	合計	方
	残高	本月計						
65,465,383		65,465,383			資産の部			高
887,147,73		887,147,73			土地			
867,903,593		867,903,593	79,485,278		建物			
135,320,390		135,320,390	1,450,000		構築物			
40,474,875		40,474,875	33,320		機械及装置			
585,875,3		585,875,3			量水器			
1,282,392,7		1,282,392,7			車輛及運搬用具			
814,366,658		9,227,843,84	36,078,828		工具器具及備品			
610,000		610,000		79,485,278	建設仮勘定		108,417,726	
41,200		41,200			水利権			
20,000		20,000			電話加入権			
85,144,918		566,124,947	158,688,121		現金			
		39,496,082	8,829,058		普通預金	17,430,978	480,980,029	
739,508,08		171,041,947	37,493,321		当座預金	88,290,589	39,496,082	
388,858,89		569,510,1	7,262,080		未収金	35,988,808	97,091,139	
419,000		419,000			貯蔵品	15,201,633	18,566,512	
					仮払金			
					投資有価証券			
					前払費用			
140,000		140,000			短期貸付金			
800,000		800,000			保管有価証券			
					負債の部			
		48,799,351	16,623,540		未払金	7,262,080	79,496,061	306,967,10
					未払費用			
		20,000,000			一時借入金		40,000,000	20,000,000
		1,074,680	38,680		前受金	5,510,000	37,749,530	27,027,30
		780,282	4,239,897		預り金	3,513,097	11,686,678	388,385
					預り担保有価証券		80,000	80,000



				減価償却引当金			161,317,627	161,317,627
				退職給与引当金			628,960	628,960
				資本の部				
				自己資本				
				借入資本			118,703,235	118,703,235
		834,794		資本剰余金			125,966,4397	125,882,9603
				利益剰余金		1383,0000	423,097,883	423,097,883
46,301,007		46,301,007		費用の部				
				原水及浄水費				
430,327,00		430,327,00	17,326,112	配水及給水費				
144,406,73		144,406,73	6,795,331	委託工事費				
61,623,0		61,623,0	61,623,0	業務除				
11,074,776		11,074,776	5,128,670	減価償却費				
7,641,860		7,641,860	40,277,11	資産減耗費				
				支払利息及企業債取扱諸費				
384,651		384,651		雑支出				
				その他の営業費用				
141,905,35		141,905,35	13,765,200	過年度損益修正				
6,240		6,240		収益の部				
				給水収益		374,242,71	107,827,590	107,827,590
		1,680	1,680	補償				
				受託工事収益		3,122,730	2,055,9730	2,055,9730
				その他の営業収益		13,737,880	1,427,0116	1,427,0116
				受取利息		20,4172	229,708	229,708
				雑収益		9,2827	265,327	265,327
				固定資産売却益				
				過年度損益修正		20,150	20,150	20,150
236,813,1539	3,736,332,18	477,992,588	477,992,588	合計		477,992,588	3,736,332,18	236,813,1539

6 月分予算執行報告書 甲

昭和47年6月30日現在

( 収 入 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	604,780,000	54,580,200	143,150,791	461,629,209
1 営業収益	599,780,000	54,283,201	142,655,756	457,124,244
1. 給水収益	466,780,000	37,422,591	107,825,910	358,954,090
2. 補償金	500,000	0	0	500,000
3. 受託工事収益	27,000,000	3,122,730	2,055,973	6,440,270
4. その他の営業収益	101,000,000	13,737,880	14,270,116	86,729,884
2. 営業外収益	500,000	296,999	495,035	450,496
1. 受取利息	1,000,000	204,172	229,708	770,292
2. 雑収益	400,000	92,827	265,327	373,467

① 資本的収入	489,000,000	1,383,000	4,356,420	445,435,800
1. 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
1. 企業債	409,000,000	0	0	409,000,000
2. 工事負担金	50,000,000	1,383,000	4,356,420	6,435,800
1. 工事負担金	50,000,000	1,383,000	4,356,420	6,435,800
3. 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1. 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
収入合計	1,093,780,000	684,102	1,867,149	907,065,009

昭和47年6月30日現在  
6月分予算執行報告書 乙  
(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業費用	565,717,000	47,659,254	91,381,425	474,335,575
1. 営業費用	462,880,000	47,659,254	90,996,774	371,883,226
1. 原水及浄水費	170,476,000	17,326,112	43,032,700	127,443,300
2. 配水及給水費	639,000,000	6,795,331	14,440,673	49,459,327
3. 受託工事費	27,000,000	616,230	616,230	26,383,770
4. 業務費	418,410,000	5,128,670	11,074,776	30,766,224
5. 給係費	25,546,000	4,027,711	7,641,860	17,904,140
6. 減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
7. 資産減耗費		0	0	60,000
8. その他の営業費用	100,000,000	13,765,200	141,905,335	85,809,465
2. 営業外費用	102,737,000	0	384,651	102,352,349
1. 支払利息及企業債取扱諸費	102,727,000	0	384,651	102,342,349
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
(1) 資本的支出	564,688,236	37,862,028	68,814,661	495,873,575
1. 建設改良費	527,248,236	37,862,028	67,979,867	459,268,369
1. 事務費	8,000,000	1,106,547	2,054,667	5,945,333
2. 擴張工事費	414,593,651	10,155,500	34,695,074	379,898,577
3. 改良工事費	50,000,000	26,266,781	29,167,044	20,832,956
4. 環境改善事業費	30,000,000	0	0	30,000,000
5. 營業設備費	15,974,000	33,320	2,063,082	13,910,918
6. 錫山台水道施設建設改良費	8,680,585	0	0	8,680,585
2. 企業債償還金	37,440,000	0	834,794	36,605,206
1. 企業債償還金	37,440,000	0	834,794	36,605,206
支出合計	1,130,405,236	85,521,282	160,196,086	970,209,150

和泉市水道事業損益計算書 (6月分)

(昭和47年6月1日から昭和47年6月30日まで)

1. 営業収益			
(1) 給水収益	3,742,259	円	
(2) 受託工事収益	3,122,730	円	
(3) その他の営業収益	<u>1,373,780</u>	円	5,428,320 円
2. 営業費用			
(1) 原水及浄水費	1,732,611	円	
(2) 配水及給水費	6,795,331	円	
(3) 受託工事費	616,230	円	
(4) 業務費	5,128,670	円	
(5) 総係費	4,027,711	円	
(6) その他の営業費用	<u>13,765,200</u>	円	<u>47,659,254</u> 円
営業利益			6,623,947 円
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	204,172	円	
(2) 雑収益	<u>928,27</u>	円	<u>296,999</u> 円
当月分総利益			<u>6,920,946</u> 円
当月分純利益			<u><u>6,920,956</u></u> 円

資 金 予 算 表

昭和47年7月10日

科 目		月 次	6月執行済額	7月予定額	8月予定額	9月予定額
前月繰越金			100,786,595 <sup>円</sup>	85,165 <sup>千円</sup>	11,395 <sup>千円</sup>	16,121 <sup>千円</sup>
収	営業収益		5,160,389.8	43,000	45,000	47,000
	営業外収益		296,999	200	200	200
	前年度未収金		940,335	9,590	6,056	326
	企業債		0	0	0	0
	工事負担金		138,300.00	6,000	18,000	40,000
	一時借入金		0	0	0	0
	預り金		486,000	500	500	500
	前年度繰越金		0	0	0	0
	前受金		5,510,000	500	500	500
	計		72,667,232	59,790	70,256	88,526
支	営業費用		32,790,821	46,000	47,000	48,000
	営業外費用		0	3,240	10,124	31,155
	前年度未払費用及未払金		9,723,850	27,320	0	0
	建設改良費		37,528,828	3,300	1,500	1,000
	貯蔵品		6,879,540	1,700	1,000	800
	企業債償還金		0	0	4,906	13,690
	一時借入金返還		0	50,000	0	0
	預り金返還		1,212,800	500	500	500
	前受金		153,070	500	500	500
計		88,288,909	133,560	65,530	95,645	
収支差引額			85,164,918	11,395	16,121	9,002





監査報告第20号

例月出納検査の検査報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年7月26日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年7月26日
2. 検査の対象 昭和47年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。  
尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

5 月分病院事業会計月次試算表

昭和 4 7 年 5 月 3 1 日 現在

和 泉 市 立 病 院

借	方			勘定科目	貸			高
	残高	合計	当月		合計	当月	累計	
				資産の部				
				土地				
				建物				
				構築物				
				車輦				
540,420	540,420	496,420		器械及備品				
753,3107	4359,9202	2187,8431		有価証券				
440,99,232	442,49,474	2,434,3925		普通預金	225,90702	360,66095		
	24,501,970	1,434,6206		未収金	150,242	150,242		
1,761,080	1,791,080	1,261,080		貯蔵品	1,435,4511	2,451,1352	9,382	
				前払金	30,000	30,000		
				負債の部				
				一時借入金				
	1,921,023	1,921,023		未払金	17,130,021	297,28338	2,780,7315	
	1,610,966	1,610,966		仮受金	12,736,667	28,615,211	27,004,245	
	281,7656	231,8952		預り金	2,055,858	3,890,605	1,072,949	
	2,250,00	1,350,00		予納金	415,000	850,000	625,000	
				固定負債				

				賃 本 本 部			
				自 己 資 本 金			
				借 入 資 本 金			
				繰 越 欠 損 金			
				収 益 の 部			
				入 院 収 益	1,703,3002	3,026,4844	3,026,4844
				外 来 収 益	125,12834	2,207,1774	2,207,1773
				その他医業収益	1,057,960	1,722,600	1,722,600
				受取利息配当金	14,4000	14,4000	14,4000
				患者外給食収益	209,160	209,160	209,160
				その他医業外収益	27,875	50,483	50,483
				費 用 の 部			
				給 与 費			
2,682,9952	2,682,9952		1,454,0011	給 与 費			
2,419,6400	2,419,6400		1,437,4060	材 料 費			
494,2483	494,2483		2,669,662	経 費			
				減 価 償 却 費			
				資 産 減 耗 費			
350,565	350,565		189,435	研 究 研 修 費			
				支払利息及企業債取扱諸費			
72,8512	72,8512		362,661	患者外給食材料費			
				合 計	1,004,47832	17,830,4703	11,098,1751
11,098,1751	17,830,4703	1,004,47832					

5 月分予算執行報告書

昭和47年5月31日

和泉市立病院

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
病院事業収益	393,732,000	309,848,311	544,628,600	339,269,140
医療収益	357,762,000	306,037,996	540,592,217	303,702,783
入院収益	181,113,000	170,330,022	302,648,444	150,848,156
外来収益	164,445,000	125,128,344	220,717,773	142,378,227
その他医療収益	12,199,000	1,057,966	1,722,600	10,476,400
医療外収益	35,970,000	381,035	403,643	35,566,357
受取利息配当金	854,000	144,000	144,000	710,000
患者外給食収益	276,700	209,160	209,160	255,784
その他医療外収益	456,000	27,875	50,483	405,517
他会計補助金	31,893,000		0	31,893,000
病院事業費	437,393,000	321,358,299	570,479,122	380,345,088
医療費用	403,657,000	317,731,688	563,194,000	347,337,600
給与費	221,249,000	145,400,111	268,299,952	194,419,048
材料費	123,427,000	143,740,600	241,964,000	99,230,600

總	4 4,909,000	2,669,662	4,942,483	39,966,517
減	1 2,721,000	0	0	1 2,721,000
資產減耗費	1,000	0	0	1,000
研究修費	1,350,000	189,435	350,565	999,435
醫業外費用	3 3,436,000	3 62,661	7 28,512	3 2,707,488
支私利息及企業償取按語費	2 9,113,000	0	0	2 9,113,000
患者外給食材料費	4,323,000	3 62,661	7 28,512	3,594,488
雜項失				
予備費	3 00,000	0	0	3 00,000
資本的支出	2 5,828,000	4 96,420	5 40,420	2 5,287,580
建設改良費	2 1,500,000	4 96,420	5 40,420	2 0,959,580
建設費	1 4,500,000	0	0	1 4,500,000
器械備品購入費	7,000,000	4 96,420	5 40,420	6,459,580
企業償還金	3,711,000	0	0	3,711,000
看護婦宿舍割賦金	6 17,000	0	0	6 17,000
資本的收入				
他會計出資金	1 8,107,000		0	1 8,107,000

病院事業会計月次損益計算書

昭和47年5月31日

借		方		借		方					
科	目	当	月	累	計	科	目	当	月	累	計
1.	医業費用	31,773,168		56,319,400		1.	医業収益	30,603,796		540,592,117	
1.	給与費	14,540,011		26,829,952		イ.	入院収益	17,033,002		30,264,844	
	材料費	1,337,406		2,419,640		ロ.	外来収益	12,512,834		2,207,173	
	経費	2,569,662		4,942,483		ハ.	その他医業収益	1,057,960		1,722,500	
	減価償却費										
	資産減耗費										
ハ.	研究研修費	189,435		350,565							
2.	医業外費用	362,661		728,512		2.	医業外収益	381,035		403,643	
1.	支払利息及 支業債取諸費					イ.	受取利息配当金	144,000		144,000	
ロ.	患者外給食材料費	362,661		728,512		ロ.	他会計補助金				
ハ.	雑損失					ハ.	補助金				
						ニ.	患者外給食収益	209,160		209,160	

				ホ. その他医業外収益	27,875	50,483
				ヘ. 固定資産売却利益		
				前月迄の損失		1,434,054
				当月分の損失	1,150,998	1,150,998
				当月迄の損失		2,585,052
				合 計	32,135,829	57,047,912
				合 計	32,135,829	57,047,912

上記収益中 健保未収金 24,343,925円

上記費用中 未払金 16,633,601円

病院事業会計資金予算表

昭和47年5月末

区分	科 目	5月末迄の執行済額	6月予定	7月予定
収          入	事業収益	6,640,906円	26,693,000円	30,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	12,150,242		
	一時借入金		15,500,000	
	預り金	2,055,858	4,248,000	2,000,000
	他会計繰入金		5,000,000	
	前払金戻入	3,000	65,100	
	期間外収益			
	予納金	415,000	25,500	25,000
	仮受金	58,642.5	0	0
	合 計	21,878,431	23,684,700	32,250,000
支          出	事業費用	17,389,946	44,873,000	18,000,000
	建設改良費	25,000	58,142	
	企業債償還金		308,034	
	貯蔵品購入費		1,158,032	1,021,100
	過年度未払金			1,800,000
	一時借入金返還金		10,500,000	5,500,000
	預り金還付	23,189,52	2,197,000	4,000,000
	前払金	1,261,080	2,200	
	期間外費用			
	予納金還付	135,000	325,000	30,000
	仮受金還付	14,607,24	4,244	
	合 計	22,590,702	154,468,730	105,511,000
差  引	収支差引	△7,12,271	8,237,827	△7,326,100
	前年度及び前月より繰越	8,245,378	7,533,107	89,911,377
	翌年度又は翌月へ繰越	7,533,107	89,911,377	16,650,377



監査報告第2-1号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和47年定期監査を別記要項により執行した。  
その結果を同法同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和47年7月31日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

和泉監第1.8号

昭和47年7月31日

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿  
和泉市議会議長 貝 淵 博 治 殿

和泉市監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第3項の規定による昭和47年度定期監査を実施したので、その結果を同法同条第8項及び第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

I 監査の対象

昭和46年度中に執行された本市事務事業のうち今回は、次の各課(庁)を対象とした。

- ・総務部 一 財政課、企画課、市民税課
- ・同和対策部 一 推進調整課
- ・市民部 一 市民課、社会児童課、福祉課及び福祉施設

(和泉保育園外15ヶ所)

- ・産業衛生部 — 商工課、交通公害課
- ・建設部 — 土木課（施設現場の一部を含む）
- ・水道部 — 工務課、営業課及び出先施設（和田浄水場外2ヶ所）
- ・教育委員会 — 教育委員会事務局及び教育施設（幸小学校外17ヶ所）
- ・消防本部 — 本部および松尾、池田、出張所

## II 執行の日時

昭和47年5月17日～6月28日

## III 共通指摘事項

### 1. 休暇処理について

各課休暇処理簿の提出を求め、その内容について監査したところ、その記入のしかたについては、各課とも不統一であった。

休暇処理簿については44年12月19日付総務部長通達により、休暇等の処理に関する要領が示されており、その要領に従い処理すべきものであるにも拘らず、例えば1日の基本時間は8時間であるがある課に於いてはそれを7時間として計算し、差引きしていたりあるいは残日数の記入についてもその方法は不統一であった。

このような状態では年間を通じてかなりの不均衡が生じてくる事が考えられるので、各課統一した記載をはかるべきである。

### 2. 立替払について

立替払については、現行法令上認められていない違法な措置である。

その理由とするところは

1. 職員が法令に違反して支出を行なうおそれがあること。
2. 予算に計上されていない経費について支出し、もしくは予算の配当額をこえて支出するおそれがあること。
3. 本来必要のない場合にも、立替払が行なわれるおそれがあること。
4. 予算執行職員の制度をもうけた趣旨がくずれるおそれがあること。

によるものである。しかし、立替払の全てを否定することは、行政執行の上で支障をきたす面もあり、差しひかえなければならないが、本市に於けるその件数がかなりの数にのぼっており、本来必要でない場合にも立替が行なわれている。

このような状態では、予算執行面に支障を与えることもなしとは言えない。

立替払は真にやむを得ない場合に限り、事前に支出が見込まれる場合には、資金前渡の方により処理すべきであろう。

### 3. 前渡資金について

資金前渡をうけた各課について、その保管、精算状況について調査したところ、本市財務規則の規定に基づいた運用をなしていない課が一部あったので今後は本規定に基づき処理されたい。

### 4. 庶務担当者の研修を

今回の監査により、目立った点は、庶務担当職員の基礎的知識の不足である。例えば予算差引簿、休暇処理簿、執行伺（主管課控）、流充用記簿命令書等の内容を見た時、その記載及び処理内容にかなりの誤解があったのが事実であろう。

このような事が、各課においてかなりの数に及んでいる限り、財務専決等の例規の認識が欠けていると考える以外仕方ない。

これは、庶務担当職員だけの責任とはいきれない。なぜなら現在各課で庶務を担当している職員は、一般職員がそのほとんどであり、それら一般職員には本市の例規集が貸与されておらず、又それら規則についての研修をもほとんど受けた事はないと思われるからである。

少なくとも、庶務担当職員には研修を実施し必要規則を理解させ、知識向上をはかるとともに庶務担当係長及びそれ以上の管理職にあるものが決裁段階において、その内容をチェックするとともに、誤解されている点を指導されることが望ましい。

## ◎ 財 政 課

### 1. 事務の概要

46年度まで財政係、管財係の2係で構成されていたが、47年4月より予算編成、配当等を主管する予算係と、地方交付税、市債、一時借入金等財源調達を主管する資金係及び管財係の3係となった。

現在課長以下10名の職員が配置されている。

### 2. 事務の執行状況

予算案の編成業務は適正な手続により執行されている事を認めたが、しかし46年度予算の執行状況については、才入、才出ともかなりの執行未済額が出る事は避けられず、事業日程の把握が不的確であったことは否めない。

起債台帳、財産台帳等の整備については、おおむね適正にされていたが、しかし、公有財産

の貸付料の徴収状況については、所定のとおり台帳に記載されていなかったので記載する旨指摘した。

又、行政財産については、本市財務規則第114条第3項で目的外使用の期間は1年を越えることが出来ないとの規定があり、使用許可についての申請手続は当該規定に基づいて処理されたい。

## ◎ 企 画 課

### 1. 事務の概要

企画係、事務管理係の2係により構成され、市政の総合企画事務改善の企画立案、組織管理及び事務進行管理等を所管している。現在課長以下6名の職員が配置されている。

### 2. 事務の執行状況

市政の総合計画については、現在市長の諮問に応じて総合計画審議会が、その基本構想の策定を終了した段階である。本計画の目標年次を一応昭和60年度として設定しているが、本市に於いては人口もすでに10万人を突破し、数年前とは大きな社会環境の相違が出ている。

長期的視野と展望性ある実施計画の早期策定と実現をはからねば、急速に変化する社会環境に立ち遅れ、時期を失したものとなる可能性もある。

実施計画の早期策定を望むものである。

又、本市との隣接市である泉大津市との境界変更についても長年の懸案であり点在している飛地はそこに居住する市民におきな不満と行政のひずみとなっている限り、その解消は不可欠のものであり、万難を排して早急な実現を期待するものである。

その他、事務改善については、47年7月を期して実施される印刷業務の一元化があるが、経費の節減と職員を本来業務に専念させるという点に於いて、大きな効果を上げるものと期待するものであるが、その内容について、問題がないともいえない。

例えば、本市行財政上の機密に属する文書等については、その取扱いをいかにすかという点であろう。この点について、担当者に十分な配慮を望むものである。又、印刷物の依頼等についてもその都度発注票を必要とするため、庶務担当者に過重の負担を与える可能性もなしとはいえない。

## ◎ 市 民 税 課

### 1. 事務の概要

本年4月の機構改革において、従来の課税課中市民税係、諸税係に属する事務が市民税課と

なり、固定資産第1、第2係が資産税係となった。

当課については、現在普通徴収に係る個人の市民税及び府民税の賦課を主要業務とする市民税係（職員9名）と、法人市民税及び特別徴収の個人市民税その他軽自動車税等の諸税賦課を主要業務とする諸税係（職員6名）の2係及び市税全般の調査を担当する 税務調査班（職員6名）があらたに設置された。

現在課長以下22名の職員が配置されている。

## 2. 事務の執行状況

46年度市税調定額は13億7,106万円と年々着実な伸張を示しているが、本市才入全体に占める市税収入率が逆に下降現象を示している現在、課税客体の補捉を的確になしうる体勢が不可欠なものとなってきたが、その点で47年度より特別徴収の未提出義務者の調査を担当する税務調査班が編成されたことは、その活動に大きな期待をよせるものである。

## ◎ 社 会 児 童 課

### 1. 事務の概要

当課は、保育園等出先機関が主体となっている関係上、庁内職員は社会係5名、児童係7名で課長以下13名となっている。

社会係については、児童手当の支給、母子福祉、同和更生資金、戦傷病者及び遺族の援護等を主管している。又児童係については、児童福祉、保育園、母子寮の管理運営等を主管している。出先機関の保母その他の職員が131名となっている。

### 2. 事務の執行状況

児童係については、その事の大半が保育園等出先機関の管理運営という関係上各保育園に対する指導は適切であった。特に毎月1度定期的に開催する園長会によって各園における問題点を提出しあい各園の実態把握と事務形式の統一をはかるべく努力がなされていた。又保育園への入園許可手続についても例規に基づき適正に処理されていることを認めた。ただ保育料の算定については、若干不公平と思われる点も感じられたが、現行の算定方式が源泉徴収税額に基づいている結果によるものであり、やむを得ない事であろう。

しかし、保育料の還付については、申請等所定の手続が定められていないために児童課におけるチェックが不十分であった。

即ち現行の取扱いは、保育料については1カ月のうち前半あるいは後半の15日間を続けて休んだ園児に対して、既納の保育料の半額を還付しているのであるが、この場合の還付申請は当然父兄に於いてなされるべきである。

しかし、本市では園長がこの行為を代行しており、還付金も園長を通じて支払うという方法をとっている。還付については、直接父兄より還付申請を出させ、父兄に直接還付すべく方法を講ぜられたい。

社会係については、47年1月よりあらたに児童手当の支給が開始されたことにより、その支給に関する事務を行なっているが、その支給、経理状況は適正であることを認めた。

又、同和更生資金の償還状況は別表(Ⅰ)のとおりであり、償還率も着実な伸びを示している事は関係者の努力に負うところであるが、未償還金についてはその理由等の調査を進め、未償還金の実態把握に努められたい。

その他、貸付台帳についてもおおむね適正に整備されていたが、償還総額、償還回数等の記入がもれているものが一部みられたので、至急記入、整備するべく指摘した。

## ◎ 出 先 機 関

### 1. 事務の概要

社会児童課主管の出先機関は、保育園14園及び母子寮1の計15の施設である。ここ数年間の入園希望者の増加に伴い施設の増築、改築等に努力がはらわれているが、施設自体の老朽化も目立っている。46年度についてはほとんどの施設を対象として、炊事場等の修理が行なわれていた。

又、施設の絶対数不足も否定できない。現在14園を合計した入所定員数は1,307名であるが、実収容園児数は1,392名と85名の定員オーバーとなっているものである。これら定員オーバー分についてはプレハブ園舎の建設で補っていたが、保育環境という点から見れば望ましい状態ではない。

### 2. 事務の執行状況

各保育園とも、給食については衛生管理に留意し、検食等の実施もなされた万全であることを認めた。

又、事務内容の統一にも努力のあとがみられたが、なお、一部の園で不合理と思われる内容のものが散見せられたので、次の点について改善するよう指摘した。

- (1) 電話私用料については、各月ごとの分を翌月納入することとなっているにも拘らず、2カ月間も納入せず放置していた園が見られた。又私用電話料金は料金額にその都度料金を記入すべきである。
- (2) 保育料領収月日について、市金庫へ納入した日を領収した日として処理している園が見られたが、これについては、園児が保育料を持参し園に於いて領収した日を領収月日として処理

すべきである。

- (3) 保育料の還付については1カ月前後半に分け前半15日まで、後半15日以降を全部休んだ園児に対し、半額を還付することとなっているが、その場合父兄より正式の休暇届をとり、保育料還付の明確な資料として残すべきである。

現在は、園長が休暇日数を計算して行なっているが、各園によりその取扱いがまちまちである場合がみられた。

- (4) 各園とも給食を実施しているが、保母等職員の給食費負担については、殆んどの園で園児の半額であり又一部の園でも半額に近い定額(毎月300円)の負担であった。

園児と同額負担している園は1園もなかった。

職員の給食費については、各園統一されておらず又園児欠席、食べ残し等により給食がまるといふ現状があるにせよ保母等の給食費を園児以下にすることは問題があろう、同額負担が妥当かと思う。

## ◎ 福 祉 課

### 1. 事務の概要

福祉課については、47年1月より実施された老人医療費の助成事務に伴い、あらたに老人医療係(職員3名)が新設され既存の福祉係(職員2名)保護係(職員10名)とともに3係となっている。

なお、福祉課、社会児童課の2課で福祉事務所を構成しており、所長として次長クラスの職員が前記2課を統轄管理している。

### 2. 事務の執行状況

47年1月より実施されている老人医療費の無償化については、70才以上の老人と65才以上の身障者(主として1、2級)をその対象としている。

本市における対象者は3,075名で現在医療証の交付をうけている老人は、国保関係で1,671名、社会保険1,139名の計2,810名とその大半に及んでいる。なお、医療証の交付についての事務等は適正になされていた。

生活保護関係では、保護の開始、変更、廃止等の手続については生活保護法の規定に基づきおおむね適正に処理されていることを認めた。

現在ケースワーカーとして7名の職員が配置されており、535件のケースを担当しているがそれら職員の指導を行う査察指導員として1名配置されている。

ケースワーカー1人平均の担当数は77となっているが個別にその内容を見ると、経験年数

2年以下の職員が4名とその半数以上を占めている関係上ベテラン職員に対する負担が過重にしわ寄せされている感が免れない。ケースワーカーの増員が必要であろう。

又民生委員の定数は46年12月より122名となり従前より7名の増加となっていた。

これら民生委員との連絡については適正になされていた。

## ◎ 商 工 課

### 1. 事務の概要

本年4月の機構改革において、旧教済課の商工係が商工課として独立した。

当課は、融資あっせん、技能取得、観光事業等を主管する商工係と企業診断、経営指導、企業の誘致計画及び求人対策等を主管する振興係の2係で構成されている。

職員数は47年4月より課長以下12名となっていた。

### 2. 事務の執行状況

本市の求人対策として、毎年求人キヤラパンを編成して地方の中学卒業者の勧誘をはかっているが、むしろ本市企業自体の受入れ体制とくに福利厚生面での充実をはかり就職者の定着化をはかることが重要であろう。この点で本市中小企業の育成助長をはかるため、既存の府融資あっせん制度につづいて、46年度よりあらたに市単独の和泉市中小企業融資あっせん条例が作られたことは評価すべきことといえよう。

ただ、あっせん限度額を1件100万円としているため、事業資金としての役割にはやや欠けているのが難点であろう。本市単独の融資あっせんの申込み及び決定状況は別表(Ⅱ)のとおりとなっている。

その他、予算の執行等についてはおおむね適正に処理されているが、次の諸点について改善されたい。

- (1) 支出命令については、本市事務専決規程により課長等の専決範囲が定められているが、一部規定に反した支出命令の専行を行なっているので、専決規定に基づく処理を行なわれたい。
- (2) 食糧費等予算の流用がかなりみられたが、本市財務規則等の規定からみて慎重に処理すべき内容のものであるので、その旨留意の上、予算執行にあたられたい。

## ◎ 交 通 公 害 課

### 1. 事務の概要

当課は、交通対策係と公害対策係の2係よりなり職員は課長以下6名である。

### 2. 事務の執行状況



公害問題については、全国的に重大な社会問題となっており本市とてその例外ではない。そのため46年度については、公害に対処するため大気汚染測定器、微風向風速計、水質統合装置等を購入していた。又、公害等の苦情に迅速に対処するため公害パトロール車も一台配備されていた。

本市に於ける46年度公害苦情、陳情件数は84件で、とくに工場騒音に関する件数が24件(28%)と多数を占めている。又悪臭、汚水等の苦情も目立っていた。

それら苦情、陳情に対して4名の職員がその処理にあっており、その処理件数も62件(74%)と一応の処理率を示しているものの、人数的に充分とはいえず公害問題の重要性から見て職員の増員が必要であろう。

又、市民交通傷害保険制度について本市の場合昭和43年より実施されているが、発足当時9,420名の加入者があったにも拘らず年々加入者が減少し46年度では6,272名となっていた。

本制度の場合保険金は1種480円、2種540円となっており死亡時には50万円の補償がうけられるという内容から見て、市民には好評のはずであると考えますが市民に周知されていないため、年々加入者の減少をみている事は残念である。

これらに関する事務及び経理は適正にされていたが、次の点を改善するよう指摘した。

- (1) 高速通行券については、回数券の購入をはかり処理されていたが、その使用状況を把握するため受払簿を作り使用内訳を明確にされたい。
- (2) 手数料については、資金前渡の方法により経理しているがその保管、精算については本市財務規則第43条及び第44条の規定に基づき適正に処理されたい。

## ◎ 市 民 課

### 1. 事務の概要

本年4月より葬儀受付事務があらたに市民課所管となった。

当課は市民係、記録係、戸籍係、調査係の4係で構成され、職員は課長以下27名、他に臨時職員5名が配置されている。

### 2. 事務の執行状況

市の窓口として日々市民との接遇が主要な業務となっている関係上、市民との接遇態度がよく問題にされる職場であるが、研修により職員の指導がなされていた。又来庁市民を長時間待たさぬよう配慮され、事務の流れは円滑に行なわれていた。

又、諸証明の作成、確認についても、窓口一係長一レジという3つの段階を通すことにより

誤りの防止に策がなされていた。

諸証明の作成手数料については、条例に基づき徴収され日計表により毎日集計し適正に整理されている事を認めた。

別表(Ⅲ)は過去3年間に於ける年別、諸証明別発行件数を表示したものであるが、住民票、印鑑証明等の発行が多くを占めていた。

住民基本台帳については、記録担当者が住民移動についての点検を行ない、正確を期するとともに住民実態の把握に努めていた。

### ◎ 土 木 課

#### 1. 事務の概要

当課は道路、橋、河川の新設等の設計施行及び災害復旧工事の設計施行に關することを主管する工務係と、維持、補修及び失対事業の実施等を主管する維持係及び庶務係の3係で構成されており、課長以下32名の職員が配置されている。

#### 2. 事務の執行状況

道路の新設、改修、橋、河川の維持、改修等の工事については、46年度においても多数なされているが本市全体からみて充分であるとはいえない面もあるが、必要度、緊急度という点を優先して行なわれている以上、妥当適切な事業内容といえよう。

それら工事の入札及び請負契約の締結に関しては、一部工事の一件書類を抜き出して監査したが、本市財務規則の規定に基づき適正に執行されている事を認めた。ただし、本市の場合入札方法については全て指名競走入札という方法をとっていた関係上、入札保障金は免除となっていた。

失業対策事業については、就労者への賃金支給等の経理事務に関しては適正であることを認めた。

又、本市の場合失対賃金については毎月賃金前渡をうけ、各月分を精算していたがその保管、精算状況も適正であることを認めた。

しかし、賃金台帳については、係員等の印鑑もれが一部みうけられたので、必ず押印し台帳の整備をはかるよう指摘した。

又、道路、河川等の台帳についても未整備のものがあつたので早急に整備されたい。

## ◎ 同 和 対 策 部

### 1. 事務の概要

同和对策事業の総合企画、調整及び総合推進に関する事を主要な事務としている。

現在、事業部門ごとの担当制をとっている関係上推進調整課長3名が各部門担当で配置されており、職員は部長以下12名となっている。

又、出先機関である幸、王子の各隣保館には職員21名と嘱託委託職員が4名配置されている。

### 2. 事務の執行状況

本市の主要事業の1つとなっている同和对策事業を推進させていくためには、事業内容が各セクションにわたっている関係上、それら事業主管課との連絡調整事務は、重要な問題であるが、各セクションの担当制を採用したことにより、比較的、能率的に進められていた。

しかし各課に予算配当されている同和对策事業にかかる委託料等で資金前渡の方法により処理しているものがいくつかありその保管、精算事務については実質的に同対部で行なっているものがある。

これらについての保管、精算については年間にわたっているものもあり、資金前渡の保管、精算については規則に基づき適正に処理されたい。

又は、関係団体への助成金についても本市単独補助金交付事務取扱い規程に基づき執行されたい。

尚、4・6年度予算においてかなりの執行未済が出る見込みであるが、その大半は同和对策事業に関するものであり、事業の進捗状況についての的確な見通しが欠けていたものといわざるを得ない。ただ本事業については、困難な問題が山積している関係上多少のずれがあることはやむを得ないが、実行可能なものについてのみ、予算措置を講ずべく関係各課との調整を願いたい。

その他、隣保館についての事務、事業の執行状況の監査については帳簿類を対象として執行したがその処理状況は適正である事を認めた。ただし、施設については本年は日程の都合上省略した。

## ◎ 消 防 本 部

### 1. 事務の概要

本市消防は、市長の管理の下に市長から任命された消防長以下65名の職員が消防行政の執行にあっている。

本市消防本部の機構は、総務、予防、警備の3課から構成されている。その他各地区ごとに編成されている消防団に9分団357名の団員が配置されている。

## 2. 事務の執行状況

過去10年間における本市火災発生件数等は別表(N)のとおりであるが、これを見ても明らかなように火災発生件数は、37年の57件から46年の108件と約2倍に増加しており損害額も2億7,907万円にのぼっていた。

これに対し消防機動力の配備状況はスノーケル車1台、化学車1台、ポンプ車3台、タンク車2台、救急車2台、赤バイ3台及び司令車の計13台となっており、数年前に比して一応の充実がなされているとはいえまだ万全とはいえない。

とくに司令車については、形が旧式であるのみでなく出勤時に要請される緊急性という意味からしても、殆んどその用をなさないものであり、消防活動の司令車としては全く疑問といわざるを得ない。

司令車としてふさわしい自動車の購入をはかるべきである。

又、職員の出勤体制等については常に万全を期して備えている事を認めた。

又、消防本部の事務執行等についても万全を期すべく努力されている事を認めたが、一部重複した事務手続が散見せられたので、無駄をはぶき合理的簡潔な方法により処理すべく次の点を指摘した。

- (1) 電話使用簿への記入については、公共記入している私用分のみ記入するよう改めること。
- (2) 時間外勤務手当の請求については、現行では時間外勤務者が控への簿冊に記入しその中から庶務系の職員が個人別の勤務状況をひろい出しているが、本人申請がたてまえであり、職員自身が勤務の都度時間外勤務命令(処理)簿に記入すべきである。
- (3) 出張旅費の請求についても、同様当該職員が直接旅費請求書に記入し上司の出張命令印を受けるよう改めるべきこと。

## ◎ 教育委員会事務局

### 1. 事務の概要

事務局は、教育委員会の補助機関として小中学校及び幼稚園の教育、管理、運営指導並びに青年団等その他体育文化団体の指導育成等の社会教育事業を行なっている。

現在、総務課(職員7名)学校教育課(職員9名)社会教育課(職員6名)及び本年4月より新設された指導課(職員5名)の4課と同和教育室(職員4名)教育研究所(職員2名)により構成され、教育長以下36名の職員が配置されている。

## 2. 事務の執行状況

### ・ 総務課

当課は庶務、施設の2係よりなっており教育委員会の会議等に関する事、又各学校、園及事務局の予算関係及び補助金の関係についての事務がその大半を占めている。

各学校、園等への予算配分方法及び予算差引についてはおおむね適正になされている事を認めたが、各学校長に10,000円以内の物品購入を委任している関係上用度係を通じて購入する場合と、価格の上でかなり相違があり各学校に対する適切な指導を望むものである。

又、委員会々議録等の整備については一応適正になされている事を認めた。

その他下記の点で改善の余地があるので指摘した。

- (1) 施設台帳の整備については、本年も充分なされていなかったため早急に整備すること。
- (2) 教職員住宅の使用料徴収日については、入居者により支払期日が一定していない。例えば3か月ごと前納している者もあれば、一年分あるいは半年分を後納している者もあった。  
使用料徴収日については、毎月期日を設定して徴収するよう改めること。同時は経理手続についても厳正に処理されたい。

又、使用料徴収簿も各年度ごとに整備すること。

- (3) 各学校に配分された予算の執行について流用等の手続で一部規則にふれるような取扱いを行なっているものがみられたので、各学校庶務担当者に対する適切な指導を行ない、今後適正な執行をなされたい。

### ・ 学校教育課

当課は学事係、保健体育係の2係からなっている。学事係は教職員の人事及び給与、学校教育機関の設置、廃止、運営、適正、就学等の事務事業を所管している。

学校施設の建設計画については、47年度に北松尾幼稚園が開園したのに引き続き、48年度4月を開校予定として和泉台鶴山台北、第2国府の各小学校の建設を計画している。このうち第2国府小学校の建設については国府、芦部両小学校のマンモス化に対処するためのものである。

又、中学校についても、和泉中学校のマンモス化に対処して第2和泉中学校の建設を予定している。

その他各年度にわたる学校施設の建設計画もたてられていた。

### ・ 社会教育課

当課は社会教育係、社会体育係の2係よりなっている。市民会館の管理運営については適正になされており、館の使用料の徴収及び減免等の手続についてもおおむね適正になされている。

ことを認めた。しかし市民会館は本来、市民の利用に供する目的で作られた公共施設であるにも拘らず別表（Ⅴ）に見るとおり集会室等が年間を通じてかなりの期間市の事務所がわりに使用されている事は、市庁舎自体が手ぜまでであるという理由があるにせよ、望ましい姿ではなからう。

#### ・教育施設

##### 1. 事務の概要

本市に於ける学校教育施設は小学校13校、中学校6校、幼稚園は47年4月に開園した北松尾幼稚園を含め4園となり計23となっていた。

本年はこのうち小学校10、中学校5、幼稚園2の計17の施設を対象として監査を実施した。

##### 2. 事務の執行状況

各学校施設の監査は44年以降ほとんどの学校を対象として毎回執行しており、施設の管理運営面でかなりの適正化がはかられているものの、一部でなお、不合理と思われるような運営がおこなわれており、適切な指導を強く望むものである。

以下今回の監査により、指摘した点を列挙する。

- (1) 電話使用簿については、私用分のみ記入し通話料についても使用した時点で即時記入し、記入もれのないようにすること。  
又、電話使用簿は所定の用式により綴ること。
- (2) 給食会計及び郵券使用簿については、預金通帳残額を常に明確にし残額を一致させること。
- (3) 学校警備については、巡回時計により毎日の警備状況を点検し、不審と思う場合には警備員の指導を適切に行なうこと。
- (4) 消耗品等、予算執行は計画的に行ない流用等はむやみに行なわないこと。
- (5) 校庭、校舎の使用許可申請に基づき、校長の許可書を発行し使用期間等その使用状況を明確にするとともに、管理、監督も適切に行なうこと。  
尚、所定の用式により控簿をもうけること。

#### ◎ 水 道 部

##### 1. 事務の概要

本市水道部は、営業課、工務課の2課よりなり現在部長以下65名の職員が配置されている。

##### 2. 事務の執行状況

昭和41年より進めている第3次拡張事業計画も残すところ47、48年の2カ年となった

が、その間取水、導水、送水、の各施設については計画通り工事を完了しており、残すところ和和田、父鬼の浄水施設及び和田、松尾寺等の配水施設のみとなった。

又、46年度については別表(Ⅵ)のとおり鶴山台の配水池工事等が行なわれていた。

水道料の検針、徴収業務については民間に委託して行なっているが、徴収成績については約99%と高い徴収率となっていた。

ただ、委託業務に関する委託契約書の内容について一部連帯保証人をしていないものもあったので契約更新の都度連帯保証人をとるよう指摘した。

又、工事等の入札、契約手続についてもおおむね適正になされている事を認めたが、この中でも追加工事等についての契約書に連帯保証人の氏名が抜けているものが見られた。

未収水道料もそのほとんどが収入され整備されていたが、一部時効期限を経過したものがみられたので、これらについては不納欠損処分すべきであろう。

又時効を経過していないものについてもすでに債務者の行方が不明で徴収見込みのないものについても、同様の措置をとり整理する必要がある。

その他、物品とくに消耗品等の購入については、一般会計で行なっている用度係の設置がなされていない関係上、業者の選定も一般会計とは別個である。現行では消耗品等の購入価格が一般会計の価格に比して、かなり不利な面もあると考えられるので、業者の選定等有利な購入方法を考える必要がある。

表 I

昭和46年度末 和泉市同和更生資金貸付基金の運用状況

1. 総括

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額 ( )	決算年度末現在高
基 金 額	4,725,000.00	9,000,000.00	5,625,000.00
貸 出 額	6,462,500.00	1,075,000.00	7,537,500.00
償 還 額	2,770,770.50	7,891,635.00	3,559,934.00
現 金 残 額	1,033,270.50	6,141,635.00	1,647,434.00
償 還 残 額	3,691,729.50	2,858,365.00	3,977,560.00

2. 貸付償還状況

(イ) 基金

区分 年度	基金総額			貸付額		償還計画額		
	府借入金	市繰出金	計	件数	金額	納期到来分 A	納期未到来分 B	計 C
39	3,000,000	1,500,000	4,500,000	87	4,330,000	4,330,000		4,330,000
40	2,500,000	1,250,000	3,750,000	63	3,750,000	3,750,000		3,750,000
41	3,000,000	1,500,000	4,500,000	106	5,910,000	5,910,000		5,910,000
42	5,000,000	2,500,000	7,500,000	77	4,610,000	5,606,000	4,000	5,610,000
43	6,000,000	3,000,000	9,000,000	128	18,775,000	15,107,120	3,667,880	18,775,000
44	6,000,000	3,000,000	9,000,000	98	15,150,000	10,055,360	5,094,640	15,150,000
45	6,000,000	3,000,000	9,000,000	55	11,100,000	3,309,480	7,790,520	11,100,000
46	6,000,000	3,000,000	9,000,000	51	10,750,000	824,800	9,925,200	10,750,000
計	37,500,000	18,750,000	56,250,000	665	75,375,000	48,892,760	26,482,240	75,375,000

(ロ) 資金 (特別会計)

区分 年度	資金総額			貸付額	償還計画額
	府借入金	市繰出金	計		
36	1,000,000	500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
37	2,800,000	1,400,000	4,200,000	4,160,000	4,160,000
38	3,000,000	1,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
計	6,800,000	3,400,000	10,200,000	10,160,000	10,160,000



償 還 額			償 還 残 額			償 還 率		
納 期 到 來 分 D	納 期 未 到 來 分 E	計 F	納 期 未 到 來 分 A-D	納 期 未 到 來 分 B-E	計 C-F	納 期 到 來 分	納 期 未 到 來 分	計
3,833,600		3,833,600	496,400		496,400	88%		88%
3,573,200		3,573,200	176,800		176,800	95		95
5,254,300		5,254,300	655,700		655,700	88		88
4,403,900		4,403,900	1,202,100	4,000	1,206,100	78		78
8,857,240	2,470,380	11,327,620	6,249,880	1,197,500	7,447,380	58	67	60
4,206,010	89,680	4,295,690	5,849,350	5,004,960	10,854,310	41	1	28
2,082,380	244,980	2,327,360	1,227,100	7,545,540	8,772,640	62	3	20
573,670	10,000	583,670	251,130	9,915,200	10,166,330	69	0.3	5
32,784,300	2,815,040	35,599,340	16,108,460	23,667,200	39,775,660	67	10	47

還 状 況		
償 還 済 額	未 償 還 額	償 還 率
1,481,000	19,000	98%
3,735,030	424,970	89
3,983,200	516,800	88
9,199,230	960,770	90

表 II

月	申込件数			申込金額 (円)			決定件数			決定金額 (円)			決定率		
	46年度	47年度	48年度	46年度	47年度	48年度	46年度	47年度	48年度	46年度	47年度	48年度	46年度	47年度	48年度
4															
5															
6	7			3,500			6			2,000			57		
7	3			1,300			3			1,100			85		
8	5			2,300			5			1,600			70		
9	10			5,000			8			2,900			58		
10	10			4,950			9			3,100			63		
11	3			1,500			3			900			60		
12	1			500			1			500			100		
1	3			1,500			3			1,100			73		
2	3			1,500			2			500			33		
3															
合計	45			22,050			40			13,700			62		

市 単 独 融 資

表 Ⅲ

## 過去3年間における年別・諸証明別発行件数

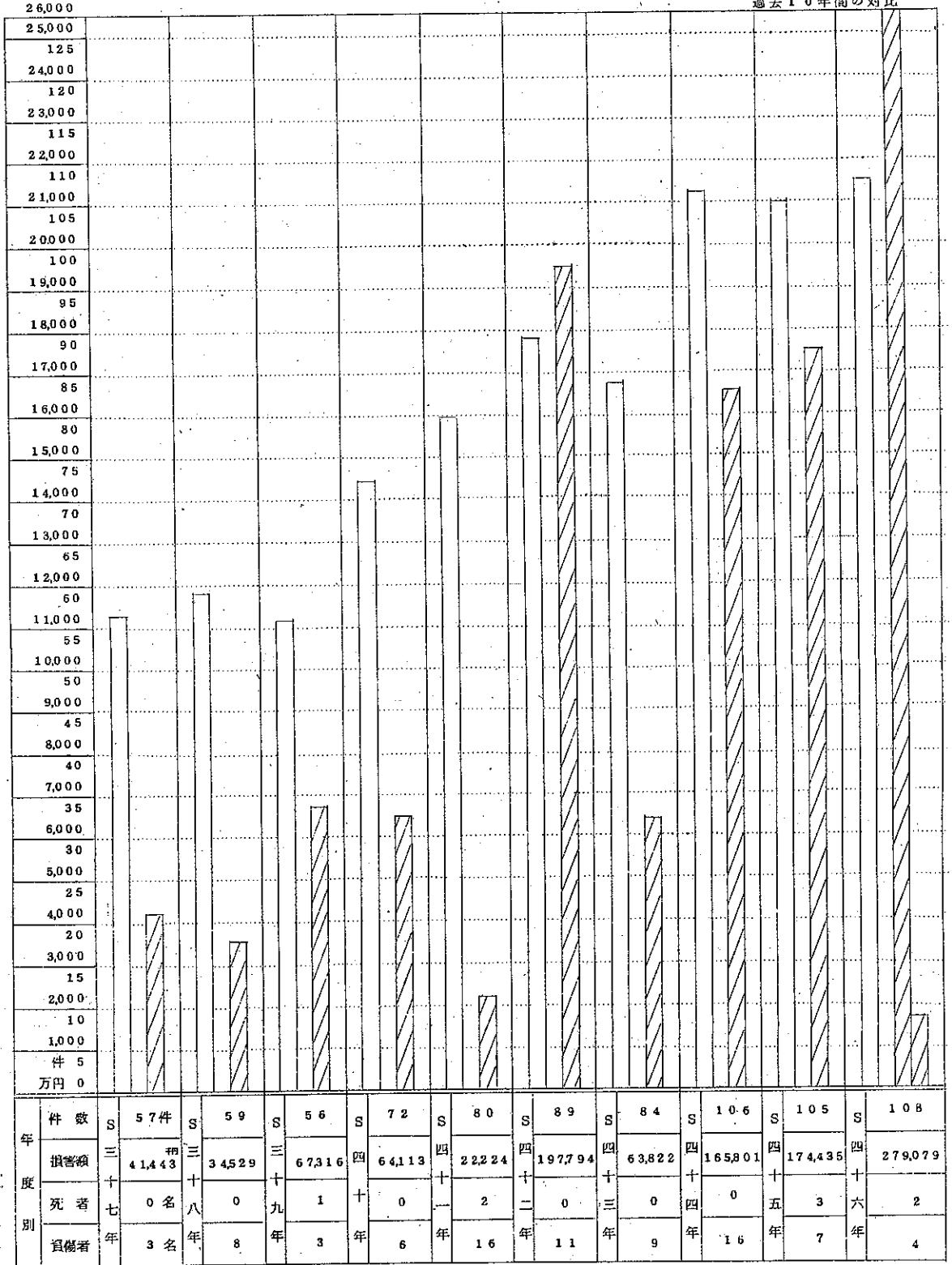
		44年度	45年度	46年度
戸籍関係	謄本	20,712	19,518	20,357
	抄本	6,803	7,510	7,466
	記載事項	31	19	12
	証明	58	4	50
	閲覧	415	237	261
	小計	(28,117)	(27,345)	(28,146)
住民票関係	全部	10,555	13,913	16,260
	一部	17,948	17,976	19,682
	附票	421	419	525
	閲覧	131	91	197
	小計	(29,055)	(32,389)	(36,664)
諸証明関係	印鑑証明	64,803	61,082	73,222
	印鑑登録	9,216	7,556	8,089
	転出証明	4,957	5,118	4,839
	閲覧	262	201	293
	その他証明	2,285	2,246	2,140
	小計	(74,523)	(75,820)	(88,583)
	合計	131,673	136,148	153,394



表 N

出火件数、損害額、焼死者（負傷者）の動態状況

過去10年間の対比



※注 □ 出火件数      ▨ 損害額



表 V

## 昭和46年度市民会館使用状況

月別	使用料	人員	集会室	割烹室	大ホール	大会議室	和楽殿	和室	第一	第二	控室
4	2,000 16,480	9,801			12	31		13	3	10	
5	9,500 62,000	7,901			12	32		13	5	11	
6	6,800 82,030	6,948		3	13	34		24	10	15	ロビー 2
7	150 53,410	3,718		5	6	34		23	24	20	
8	4,000 46,000	2,350			4	23		8	18	15	
9	7,240 31,310	7,779		4	10	35		12	10	17	
10	14,330 59,010	2,818		7	9	27		16	12	7	
11	180 13,830	3,943		9	7	21		14	21		
12	11,850 35,200	5,092		1	9	25		15		14	
1	240 26,850	4,215		2	3	25	1	13	10	7	
2	14,410 26,500	5,292		3	9	14		16	21	10	
3	17,150 46,750	8,687		1	10	8		16	18	4	ロビー 3
計	87,850 499,370	73,544		35	104	309	1	183	152	130	ロビー 5

集会室 4月～1年間 選管専用 大会議室  $\frac{2}{15} \sim \frac{3}{15}$  市民税専用

第一  $\frac{12}{1} \sim 1$ ヶ月 建築 " 第二  $\frac{3}{11} \sim 1$ ヶ月 監査 "

## 昭和46年度 施行一覽表

番号	工事名	場所	工事内容	金額	摘要
1	取水ポンプ設備工事	父鬼浄水場	φ150 2台	5,760,000円	
2	配水池築造工事	鶴山台町	2,000 m <sup>2</sup> × 2池		配水池築造工事 塩菜滅菌設備及至並に電気設備工事
3	配水管布設工事	山手町	φ150 × 321 m φ75 × 3	4,132,000	
4	配水管布設工事	大町	φ400 × 497.2 m φ200 × 323 φ150 × 97.6 φ100 × 36.6	6,789,000	
5	配水管布設工事	坪井・仏並町	φ200 × 223.6 m φ75 × 11	2,202,000	
6	配水管布設工事	肥子町	φ200 × 502.6 m φ100 × 5 φ75 × 2.5	6,826,000	
7	配水管布設工事	小田町	φ150 × 194 m φ100 × 7.5 φ75 × 6.4	2,350,000	
8	配水管布設工事	春木町	φ150 × 175 m	1,200,000	
9	配水管布設工事	万町・浦田町	φ150 × 303 m	1,462,000	
10	配水管布設工事	"	φ400 × 760 m φ150 × 19 φ75 × 12.5	13,560,000	
11	配水管布設工事	浦田町	φ400 × 1,092 m φ150 × 7	17,834,000	
12	配水管布設工事	仏並町	φ150 × 586.9 m φ75 × 5.5	8,385,000	
13	配水管布設工事	坪井町	φ200 × 369.4 m φ150 × 12 φ100 × 2.6	5,856,000	
14	配水管布設工事	春木川町	φ100 × 115.3 m	701,000	
15	府道舗装本復旧工事	"	17,160 m <sup>2</sup>	950,000	
	合計			141,504,000	



○ 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、監査報告第11号より第21号までの報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第12「財団法人和泉市開発協会昭和46年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第9号

財団法人和泉市開発協会昭和46年度決算書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市開発協会の昭和46年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出する。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

財団法人和泉市開発協会昭和46年度事業報告書

財団法人和泉市開発協会の昭和46年度事業実績は次のとおりであります。

1. 都市計画街路事業の促進を図るため次のとおり公共用地等の先行取得を行なった。

和泉中央線

土 地	1筆	406㎡	5,665,730円
物件補償	1件		108,000円
計			5,773,730円

2. 上水道施設の拡張をはかるため次のとおり公共用地等の先行取得を行なった。

土 地	3筆	2,134㎡	12,028,401円
物件補償	1件		124,800円
計			13,276,401円

3. 市民来庁車輛の増加及び庁舎増築に供するため次のとおり先行取得を行なった。

土地	1筆	1,229㎡	85,560,500円
工作物	1件		3,530,000円
計			89,090,522円

4. 環境改善整備事業の促進に供するため次のとおり公共用地等の先行取得を行なった

土地	63筆	39,424.54㎡	1,482,106,604円
建物	5件	1,631.24㎡	5,420,836.3円
計			1,536,314,967円

5. 市の公共事業に寄与する目的をもって次のとおり用地の先行取得を行なった。

土地	13筆	14,252㎡	42,578,100円
----	-----	---------	-------------

合計 土地	81筆	57,445.54㎡	2,010,939,357円
建物	5件	1,631.24㎡	5,420,836.3円
物件補償	2件		1,356,000円
工作物	1件		3,530,000.0円
計			2,070,033,720円

6. 和泉市の公共事業に供する目的をもって当協会で先行取得した土地等を次のとおり和泉に売り渡した。

北信太駅前線用地

土地	1筆	185.66㎡	8,200,000円
----	----	---------	------------

解同和泉支部事務所(建物共)

土地	1筆	2,644.6㎡	10,000,000円
----	----	----------	-------------

舞・小田線用地

土地	5筆	970.61㎡	27,647,882円
建物	1件	800.6㎡	

和泉中央線用地

土地	36筆	11,496.23㎡	91,776,548円
----	-----	------------	-------------

阪和東側1号線用地

土地	1筆	1.06㎡	4,443,951円
----	----	-------	------------

改良住宅用地

土地	11筆	7,995㎡	39,011,908.1円
----	-----	--------	---------------

合計 土地	55筆	21,017.96㎡	532,187,462円
建物	1件	800.6㎡	

7. 和泉市等から用地取得業務の委託をうけて土地等の取得を行なった。

市立病院用地				
土地	4筆	2584.25 m <sup>2</sup>	80,137,883円	
幸第2保育園用地				
土地	2筆	1,499.24 m <sup>2</sup>	54,422,412円	
建物	1件	106.44 m <sup>2</sup>	21,100,678円	
計			75,523,090円	
芦先公園用地				
土地	2筆	478.73 m <sup>2</sup>	21,721,500円	
府中北通線用地				
土地	2筆	573.8 m <sup>2</sup>	42,984,000円	
建物	2件	141.76 m <sup>2</sup>	8,600,100円	
計			12,898,500円	
学校用地				
土地	2筆	17,440 m <sup>2</sup>	37,724,464円	
泰成橋用地				
土地	4筆	340.5 m <sup>2</sup>	4,012,800円	
物件補償	1件		1,500,000円	
計			4,162,800円	
阪和東側1号線				
土地	3筆	742 m <sup>2</sup>	15,720,012円	
消防署用地				
土地	10筆	5,504 m <sup>2</sup>	175,277,352円	
建物	1件	661 m <sup>2</sup>	49,127,000円	
計			175,768,622円	
郷荘橋歩道橋用地				
土地	2筆	17.19 m <sup>2</sup>	363,998円	
光明池和田線用地				
土地	26筆	3,737.48 m <sup>2</sup>	52,364,624円	
物件補償	1件		200,000円	
計			52,564,624円	
合計	土地	57筆	32,400.77 m <sup>2</sup>	785,563,621円
	建物	5件	909.20 m <sup>2</sup>	30,192,048円
	物件	2件		350,000円
計			816,105,669円	

財団法人和泉市開発協会昭和46年度

歳入

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額	補正予算額	計
財産収入			1,055,000	530,035,000	340,090,000
	財産運用収入		55,000	0	55,000
		利子収入	55,000	0	55,000
	財産売却収入		1,000,000	530,035,000	540,035,000
		土地売却収入	1,000,000	529,207,000	530,207,000
		建物売却収入	0	333,000	333,000
		証券売却収入	0	495,000	495,000
繰越金			1,000,000	△850,000	150,000
	繰越金		1,000,000	△850,000	150,000
		繰越金	1,000,000	△850,000	150,000
事業資金借入金			130,000,000	2,180,140,000	2,310,140,000
	借入金		130,000,000	2,180,140,000	2,310,140,000
		借入金	130,000,000	2,180,140,000	2,310,140,000

一般会計歳入歳出決算書

額		調 定 額	収 入 済 額	備 考
節	金 額			
	円	532,740,777	532,740,777	
		57,500	57,500	
		57,500	57,500	
利子収入	55,000	57,500	57,500	基本財産利子収入
		532,683,277	532,683,277	
		532,187,462	532,187,462	
土地売払収入	539,207,000	532,187,462	532,187,462	公共用地等売払収入 改良住宅用地 390,119,081円 和泉中央線用地 91,776,548円 東側1号線用地 4,443,951円 北信太駅前線用地 8,200,000円 解同和泉支部用地 1,000,000円 舞・小田線用地 27,647,882円
		0	0	
建物売払収入	333,000	0	0	
		495,815	495,815	電話債券売払収入
証券売払収入	495,000	495,815	495,815	
		1,513,581	1,513,581	
		1,513,581	1,513,581	
		1,513,581	1,513,581	
前年度繰越金	1,500,000	1,513,581	1,513,581	前年度繰越金
		2,292,990,406	2,292,990,406	
		2,292,990,406	2,292,990,406	
		2,292,990,406	2,292,990,406	

款	項	目	予 算		
			当初予算額	補正予算額	計
			円	円	円
諸 収 入			600,000	975,710,000	98,171,000
	預 金 利 子		600,000	0	600,000
		預 金 利 子	600,000	0	600,000
	貸付金元利収入		0	82,621,000	82,621,000
		貸付金元利収入	0	82,621,000	82,621,000
	受託事業収入		0	13,104,000	13,104,000
		受託事業収入	0	13,104,000	13,104,000
	雑 入		0	1,846,000	1,846,000
		雑 入	0	1,846,000	1,846,000
	歳 入 合 計			15,065,500	2,799,246,000

額		調 定 額	収 入 済 額	備 考
節	金 額			
借 入 金	2,310,140,000円	2,292,990,406円	2,292,990,406円	用地等取得資金借入金 住友銀行 1,138,000,000円 泉州銀行 1,154,990,406円
		106,823,536	106,823,536	
		1,433,177	1,433,177	
		1,433,177	1,433,177	
預 金 利 子	600,000	1,433,177	1,433,177	普通預金利子
		826,228,25	826,228,25	
		826,228,25	826,228,25	
貸付金元金収入	801,370,00	801,378,83	801,378,83	病院組合に対する貸事金元金収入
貸付金利子収入	2,484,000	2,484,942	2,484,942	貸付金利子収入
		207,481,58	207,481,58	
		207,481,58	207,481,58	
受託事業収入	13,104,000	207,481,58	207,481,58	公共用地等取得業務受託料 和泉市より 17,432,023円 病院組合より 3,316,135円
		2,019,376	2,019,376	
		2,019,376	2,019,376	
雑 入	1,846,000	2,019,376	2,019,376	住宅公団より 1,251,780円 自動車売却代 25,000円 自動車損害共済金 42,350円 契約解険による手付金利子 538,246円 三井不動産より事務費補助 162,000円
		2,934,068,300	2,934,068,300	

歳入

款	項	目	予 算 現		
			当初予算	補正予算	計
事務費			16,655,000 <sup>円</sup>	2,557,200 <sup>円</sup>	4,222,700 <sup>円</sup>
	事務費		16,655,000	2,557,200	4,222,700
		事務管理費	16,655,000	2,557,200	4,222,700



額		支出済額	不用額	備	考
節	金額				
	円	37,716,119	4,510,881		
		37,716,119	4,510,881		
		37,716,119	4,510,881		
報 酬	310,000	301,250	8,750	嘱託員報酬	
給 料	12,100,000	11,950,697	149,303	職員給料	
職 員 手 当	9,000,000	8,871,846	128,154	職員各種手当	
共 済 費	2,600,000	2,199,192	400,808	共済、健保、互助会等負担金	
災 害 補 償 費	100,000	0	100,000		
賃 金	972,000	533,470	438,530	臨時職員賃金	
旅 費	190,000	179,300	10,700	府内旅費 府外旅費	149,240円 30,060円
交 際 費	300,000	148,795	151,205	協会交際費	
需 用 費	1,026,000	951,613	74,387	消 耗 品 費 燃 料 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 修 繕 料	258,006円 107,025円 117,012円 394,120円 75,450円
役 務 費	402,000	260,477	141,523	電 話 料 自動車保険料等	128,282円 132,195円
委 託 料	10,174,000	8,114,824	2,059,176	土地鑑定評価、建物、 物件調査委託料等	
使用料及賃借料	314,000	302,360	11,640	仮設事務所借上料 有料道路通行券	274,000円 28,360円
工事請負部	260,000	181,825	78,175	仮設事務所電気工事費等	
原 材 料 費	110,000	87,520	22,480	U 字 溝 境 界 杭	56,160円 31,360円

款	項	目	予 算 現		
			当初予算	補正予算	計
			円	円	円
事業費			107,000,000	1,969,911,000	2,076,911,000
	街路費		35,000,000	△23,742,000	11,258,000
		街路費	35,000,000	△23,742,000	11,258,000
	用地先行取得費		72,000,000	1,990,123,000	2,062,123,000
		用地先行取得費	72,000,000	1,990,123,000	2,062,123,000
	土地造成費		0	3,530,000	3,530,000
		土地造成費	0	3,530,000	3,530,000
借入金償還金			240,000,000	675,632,000	699,632,000
	借入金償還金		240,000,000	675,632,000	699,632,000
		元 金	100,000,000	618,000,000	628,000,000

額		支出済額	不用額	備考
節	金額			
備品購入費	2,827,000 <sup>円</sup>	2,781,220 <sup>円</sup>	45,780 <sup>円</sup>	自動車、庁用器具購入費
負担金補助 及交付金	171,000	155,100	15,900	電話加入料及設備費 150,900 <sup>円</sup> 研修会負担金 4,200 <sup>円</sup>
投資及出資金	507,000	506,430	570	電話債券購入費
公課費	864,000	190,200	673,800	登記登録免許税
		2,070,183,720	672,7280	
		5,923,730	5,334,270	
		5,923,730	5,334,270	
公有財産購入費	10,000,000	5,665,730	4,334,270	和泉中央線用地購入費
補償補填 及賠償金	1,258,000	258,000	1,000,000	物件補償
		2,060,729,990	1,393,010	
		2,060,729,990	1,393,010	
公有財産購入費	2,008,123,000	2,007,273,627	849,373	用地等先行取得費
補償補填 及賠償金	5,400,000	5,345,636	54,363	用地先行取得に伴う物件補償
		3,530,000	0	
		3,530,000	0	
工事請負費	3,530,000	3,530,000	0	市役所駐車場用地造成工事費
		697,683,869	1,948,131	
		697,683,869	1,948,131	
		628,000,000	0	
元金	628,000,000	628,000,000	0	借入金返済 住友銀行 281,000,000 <sup>円</sup> 泉州銀行 263,000,000 <sup>円</sup> 三井不動産 84,000,000 <sup>円</sup>

款	項	目	予 算 現		
			当初予算	補正予算	計
		利 子	14,000,000 <sup>円</sup>	57,632,000 <sup>円</sup>	71,632,000 <sup>円</sup>
貸 付 金			0	128,131,000	128,131,000
	貸 付 金		0	128,131,000	128,131,000
		貸 付 金	0	128,131,000	128,131,000
予 備 費			3,000,000	0	3,000,000
	予 備 費		3,000,000	0	3,000,000
		予 備 費	3,000,000	0	3,000,000
歳 出 合 計			150,655,000	279,924,600	2,949,901,000

歳入歳出差引残額 356,303円

翌年度へ繰越金 356,303円

昭和47年8月2日

額		支出済額	不用額	備考
節	金額			
	円	69,683,869	1,948,131	
利子	71,632,000	69,683,869	1,948,131	借入金利子 住友銀行 30,270,300円 泉州銀行 31,911,240円 三井不動産 7,502,329円
		128,128,289	2,711	
		128,128,289	2,711	
		128,128,289	2,711	
貸付金	128,131,000	128,128,289	2,711	和泉市及病院組合貸付金 和泉市 47,990,406円 病院組合 80,137,883円
		0	3,000,000	
		0	3,000,000	
		0	3,000,000	
予備費	3,000,000	0	3,000,000	
	2,949,901,000	2,933,711,997	16,189,003	

財団法人和泉市開発協会

理事長 藤 木 秀 夫

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 46年度の開発協会の事業報告書の6番「和泉市の公共事業に供する目的をもって当協会で行先取得した土地等を次のとおり和泉市に売り渡したいという項目で北信太駅前用地、解用和泉支部事務所、舞・小田線用地と出ておりますが、ここで尋ねたいのは、解同和泉支部事務所（建物共）、これがここに書いてあるような公共事業に供する目的をもっておるのか、それとも同和对策の一環として、民間団体に土地、建物とも市が買って入れてやるということになったのか。そうすると、いかなる法的根拠に基づいて行なわれているか、その点明快にお答え願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 同和对策部長（佐原行雄君） お答えいたします。  
ここに解同和泉支部事務所は現在、和泉市の所有で、和泉市が管理しているかということであるということです。部落解放同和对策事業という形でわれわれは扱っております。
- 20番（直村静二君） そうすると、これは市の用地、建物である以上は、契約で貸している賃料とか、そういうものは出てるんですか。
- 総務部理事（庄司清君） 市で用地を取得しておりますので、この分につきましては、貸し付けの契約をしております。使用料は取っておりません。
- 20番（直村静二君） そうすると、2.3日前に私のほうへ連絡がありました。各議員さんも皆、きてると思いますが、解同王子支部ですか、また一つ支部が発足したように聞いているが、この場合おそらく事務所があるのではないかと判断するが、これも同じ扱いになるのか。同じ扱いとして開発協会が先行取得することになるのか。その点について、あらかじめ知っておきたいと思いますので、明快にご答弁願いたい。
- 同対部長（佐原行雄君） お答えいたします。  
直村議員さんのご質問の王子町の関係につきましては、現在、大阪府連からの正式な通知では延期ということ、われわれは支部としての扱いはしておりません。少なくとも、正式にわれわれに通知があった場合、今後の問題になろうかと思いますが、現在のところは、そういうことは考えておりません。
- 20番（直村静二君） いまのところ、大阪府連から連絡がない、連絡があった場合はその時点で考えるということですね。そうすると、同和事業については、窓口一本化ということですでに和泉支部となっているが、もしそれが発足した場合、いままでからいって、この際、明快なお答えが出来るようにしておくべきだと思います。  
2番目の問題として、これは地方債との関係もありますが、これでは市のほうへ5億何億売り渡して、合計で20億ですか、私たち、開発協会については、あまり詳しくその段度、報告を受けてないのですが、46年度で先行取得した総合計額と、現在、47年度ですでに事業計画が出ておってどのぐらい買っているか。46、47年度ですでに買った坪数と総数、それだけひとつお答え願いたい。

- 開発協会事務局次長（山本俊兼君） お答申し上げます。

46年度で開発協会において取得、取り扱いいたしましたのは、この事業実績報告書のとおりでございます。

なおご質問の47年度に入りまして、7月31日現在までのデータは、私のほうまでまとめております。これにつきましては、保有財産という形で持っておるわけでございます。用地につきましては7万3千573.93平方メートル、これは7月31日現在、46年度の分を含め、開発協会が保有しておるものでございます。それから支障物件につきましては51件。総額にして、7月31日現在の開発協会としての保有金額につきましては、27億5千562万6千400円という状況になっております。したがって、先ほどの46年度の実績とご回覧いただきましたら、その点が出てくるということで、ご了解願いたいと思います。

- 20番（直村静二君） 46年度、47年度合わせて何ば、買うたるもの。

○ 開発協会事務局次長（山本俊兼君） 開発協会で47年7月31日現在の手持ちといたしまして、27億5千562万6千400円でございます。

○ 20番（直村静二君） 売り渡した分は差し引くわけでしょう。そうせんと、46、47年度で買った総合計を聞いている。

○ 開発協会事務局次長（山本俊兼君） ご質問の開発協会で46年度に取得したのものにつきましては、先行取得した1番から5番の合計20億7千万円というのが出ておるわけでございます。それから46年度中に売り渡したものの、すなわち47年3月31日現在の状況があるわけでございます。

○ 20番（直村静二君） 売り渡したやつは差し引かんでもええから、とにかく買った合計、いまの答弁では7万3千500平方メートルで27億、あなたは私に計算しろというたが……

○ 議長（貝淵博治君） ほかに。

○ 3番（山田清二君） 質問じゃないんですが、この議案は非常に不親切である。金額みなら、平方メートルがわからんような書き方になってる。2ページの一番下の「17.19㎡」同じ符号が千の単位なのか、1数点なのかわからん状態ですので、みたらすぐわかるような方法にしていきたい。今後、いろんな面が出てくると思いますので、この点お願いしておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 山田議員の注意をよく守るように。

ほかに質疑、ご意見ないものと認め、報告9号を終わります。

ここで暫時、休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議ないようでございますので、しばらく休憩いたします。

（午前11時休憩）

(午前11時19分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

日程13「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

(市会事務局長朗読)

諮問第2号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤木秀夫

氏名	生年月日	住所	職業



諮問第2号参考資料

(1) 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)

抜すい

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 (略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下略)

(II) 任期満了者

氏名	任期満了年月日	備考
坂上八重子	昭和47年9月16日	
小路山丑松	昭和47年9月16日	
藤木秀夫	昭和47年9月16日	
吉田秋広	昭和47年9月16日	

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を求めます。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいまご上程されました諮問第2号、人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご尽力賜わっております小路山丑松氏ら3名と私の4名が、9月16日付けで任期満了となり、これに伴いますので、小路山丑松、吉田秋広、坂上八重子の3氏は、これまで人権擁護委員として豊かな経験をもつて活動されておりますので、引き続きお願いし、人権擁護委員候補者として推せんいたしたく存じます。また私は昭和31年9月から人権擁護委員の一員としてその任についてまいりましたが、今回の改選に当たり、私に与えられた市長の職務が山積しており、これらの問題解決に傾注せねばなりませんので、この機会に和田町の米田安雄氏をお願いいたしたく、候補者として推せんいたす次第でございます。

米田安雄氏は昭和26年4月から31年8月31日まで南池田村会議員、また昭和21年11月から26年7月まで農地委員、昭和34年4月から36年3月まで町会長、このほか防犯委員などを歴任され、人格識見豊かで円満公平な方でございます。ここに議員の皆さんのご意見をおうかがいする次第であります。何とぞ満場一致で4氏を人権擁護委員候補者として推せんすることにご了解賜わりますよう、お願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件を推せんすることにご意見ありませんか。

（「忝議なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、原案どおり推せんすることに決めます。

- 議長（貝淵博治君） 次に日程第14「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

---

議案第61号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「69人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

理 由

新たな消防出張所を設置する等本市消防力の充実強化を図るため、消防職員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第61号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

このたび消防出張所の増設等、本市消防力の充実強化を図るため、消防職員を増員する必要があるでございますので、職員定数条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、本市職員定数条例第2条第1項第10号で消防職員の定数を69人と

定めてございますが、11人を増加いたしまして、80人に改めようとするものでございます。

なおこの条例は昭和47年10月1日から施行することといたしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ原案どおり可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 20番(直村静二君) 2点ほど。11人をふやすことに異議ないが、11人のうち、いま総務部長が出張所を設けたという点から、出張所に何名、さらに本署に何名配置するのか、それが第1点。

さらに今日、間もなく工事請負で出ますが、それが完成したときはさらに定数を変えていくことになるのか。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 消防長(和田増義君) ただいまのご質問にお答えいたします。

増員の配置の割合の予定でございますが、近時、非常に消防行政が繁雑化しておりまして、また来年ははしご車の配置という問題もございまして。そういうことから本署に配置を要する人員もかなりいるのでございますが、先般の議会においても、移転に伴う出張所残配の問題を考慮に入れております。

○ 20番(直井静二君) 簡単に、11名のうち何人が出張所、何人が本署と。また消防署が完成するときには何名とね。

○ 消防長(和田増義君) 本署には11人のうち、女の職員が1名、それから幸出張所が今年の春の議会におきまして8名、実働6名いただき、2名ふやさなければなりません。あと本署にはしご車の要員なんかを入れて3名、その他2名、出張所3名、こういう大体の計算でございます。一応、過渡的なものといたしまして、出張所に実働各3名ずつ配置したいと思っております。

○ 20番(直村静二君) 過渡的な措置だから当然、次に定数改正の条例が出るということですか。

○ 消防長(和田増義君) 先般の議会で前消防長から委員会でお答えしておったようでございますけれども、消防の立場からみて、現在の位置から向こうへ移り……。

○ 議長(貝淵博治君) もっと簡単に。

○ 20番(直村静二君) 過渡的なものならば、本署が完成した場合、当然定数の改正が出る。

○ 消防長(和田増義君) いえ、当分ございません。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おわかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第61号を原案どおり可決いたします。

- 議長( 兵淵博治君 ) 次に日程第15「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

( 市会事務局長朗読 )

議案第62号

工事請負契約締結について

消防庁舎新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

記

1. 契約の目的 消防庁舎新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 ￥111,500,000
5. 契約の相手方 大阪府和泉市旭町47  
竹内・西田共同企業体  
代表者 竹内 務
6. 工 期 自昭和47年 月 日(議決の日)  
至昭和47年11月30日
7. 契約保証金 ￥5,575,000
8. 保証人 大阪府南区周防町25番地  
株式会社 岡本組  
代表取締役 青柳不折

議案第62号参考資料

消防庁舎新築工事概要

1. 工事場所 和泉市一条院町145の1
2. 敷地面積 6,099.28㎡
3. 建物種別 新築
4. 構造及規模
  - (A) 庁舎棟 鉄筋コンクリート造 地上四階建  
一部鉄骨造望楼付  
建築床面積 821.52㎡  
建築延床面積 1,766.29㎡  
望楼最高床高 地上 27.1m  
車庫面積 332.64㎡
  - (B) 倉庫ポンプ室棟  
コンクリートブロック造平家建  
建築床面積 690.9㎡
  - (C) 設備 給排水・衛生・電気・プロパンガス・冷暖房・電話

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長(中塚 白君) それではお許しを得まして、議案第62号、工事請負契約締結についての提案理由、内容のご説明を申し上げます。

本件は、消防安全の新築工事を施行せんとするもので、契約金額1億1千5百万円を和泉市旭町47、竹内・西田共同企業体代表者・竹内務と契約締結し、工期はご議決の日より11月30日までであります。

工事内容は参考資料にもございますように、一条院町に鉄筋コンクリート造り、地上4階建一部鉄骨望楼付きの建物を建設せんとするものでございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 26番(成田秀益君) ちょっとおろかがいしますが、共同企業体というのは法人ですか、どういうことになってるんですか。それから保証人、資本金、その他も含めてご説明願いたいと思います。

- 建設部長(中塚 白君) お答え申し上げます。

これは法人ではございません。共同企業体というのは、事業によって一社より二社のほうが望ましいということで、任意の共同企業体ということで結成するものでございまして、事業ごとで、永久に共同企業体ではございません。

なお資本金につきましては、ちょっと手元に詳細な資料がございませんので、あとでご報告させていただきます。

- 議長(具淵博治君) ほかに。

- 20番(直村静二君) 任意の共同企業体というのはちょっと普通、考えられない。だから私、突っ込んでおろかがいしたいのは、竹内さんというのは旭と聞いてますが、部落解放同盟の支部の役員さんをされてるとか聞いてますが、間違いありませんか。

- 建設部長(中塚 白君) 間違いありません。

- 20番(直村静二君) そうすると、産労対策、生活対策の同和事業については、少なくとも、その地域内での土木事業であると思う。実際、任意という、資本金その他からいくと、部落解放同盟に食いついた企業体、資本、その他は西田工務店からいくと、それに法人格はない、任意だという。そういう部落解放の立場からこういう企業体というものになって、そして消防署の請負になったのか。地区と関係なく、明らかに西田工務店でないじゃないか、そのへんが私はわからないので、ひとつ納得いくように明確にご答弁願いたい。

そういう支部役員の名前があがってくると、大同建の関係が出てくる。大同建は何多かの手数料払わないかん。これは問題ないと思うが、竹内・西田企業体が任意だということで責任の所在をはっきりしてもらいたい。成田議員の質問に資本金、その他はわからないという、おそらく西田工務店から出るんじゃないか。そのへんどう扱ったか、明快にお答え願いたい。

- 建設部長(中塚 白君) それではお答え申し上げます。

本事業につきましては、大同建の関係は一切ございません。ただいまご指摘の内容につきましては、これはご質問のように代表者は支部執行委員でございます。ただ、前に大同建の問題にからんでご説明申し上げたこともありかと思いますが、少なくとも地区内業者の育成、すなわち一般企業も含めた中でやはり取り上げてもらいたい。その代り地区内の仕事についても一般の業者にも入っていただくということで、現在、私のほうもそういう趣旨に則ってやっております。

先ほど私、企業体の問題についてお答え申し上げましたけれども、事実、竹内だけでは、はっきり申し上げて、この仕事をやっていける能力はないわけでございます。それでいわゆる西田・竹内のジョイントをやったわけでございます。そういう指導は私のほうもやってござい





プラス現在地よりも約2、3メートル高くなっており、なおその上に5メートルの鉄塔を組みそれに望遠のテレビカメラを備え付ける考えております。現在よりも相当広い範囲、和泉市全域は無理と思いますが、北池田まで肉眼で見ることが出来、北は全域見ることが出来、南も同じことです。

- 建設部次長(林徳次君) ご指摘の工期につきましては、これだけの内容の建設について、ご提案申し上げております工期には多少の無理がございます。しかしご指摘のとおり、1日も早くという市民待望の中で、やはり11月末完工を目ざし、全力をあげてやっていきたいという意気込みでございます。

11月末の定めました工期と、ご指摘の共同企業体との関係につきましては、これは一法人格を持った西田と契約する場合も、こういう企業体と契約する場合も、あるいは個人企業と契約する場合も、全く契約上の差異はございません。補足して申し上げますと、企業体も所定の手続きを経て大阪府知事登録をとりました同様の資格を持つものでございます。その点変わりのないことをご説明申し上げておきます。

- 消防長(和田増義君) あとの交通の問題で支障はないかということですが、消防組織法からみて大体、本署と出張所の距離が4キロから6キロ、現在、和泉市域ではかなり道幅も狭うございますけれども、府中の中心は別として、上のほうは狭いながらも、かなりの速度を出せる、こういうことから、交通面では支障なくいけるという感じを持っております。

- 5番(横田憲治郎君) 第1点の工期の問題ですけど、全力をあげてこの工期内に完成を意気込む、当然、やってもらわないかんことはよくわかる。私が質問しておるのは、いわゆる天候不順あるいは建設途上での建設内容の問題等々、支障面も含めてこの工期はとってあるのか、工期の信頼性を確認している。全力をあげて完成する意気込みは当然、持ってもらわないかん。ただ意気込みはある、全力をあげて、それで出来なんだけでは、年末を控えて消防庁舎の移転が年末どさくさにかたがたやってるということでは、冬季に入って火災多発期に突っ込んでくることも勘案すれば、11月30日は絶対に厳守してもらわないかん。となれば、そういうアクシデントも踏まえてこの工期は遵守出来るのか。客観的にもう1回、焦点をぼやけさせずに... それと消防長の答弁結構ですが、問題は、新庁舎が出来たけれども、消防車のくるのが前よりも遅くなった、出来てから段取りするということはないと思いますが、その点遠慮なく、準備万端進めていただきたいと思っております。

- 建設部次長(林徳次君) 重ねて具体的なご指摘恐縮でございますが、天候不順等、不測の出来事も踏まえて、普通の場合ですと余裕をとるといふか、そういった工期の策定をする場合もでございますが、はっきり申しまして、この場合はぎりぎり一杯の策定をしております。

○ 議長（貝淵博治君） 任かに。

○ 12番（金沢勝君） いま、工期の問題が出ましたが、かつての冷房装置にしても当然、出来ないのであるものを工期としておる。そこでお尋ねしたいのは、半永久的な鉄筋の建物が、工期を守って不完全では困る。消防庁舎の必要性は、何年か前からの待望だったと思います。ここで私の言わんとするところは、半月延ばすことによって建物の恒久性が得られるならば、私はやむをえないと思います。ただ、期限を守れば建物がお粗末、期限が延びれば怒られるということで、どちらにしても、理事者としては、やはり可能性のある工期を立てて議会に提案してもらわんと、常に出来ないのであると見込んだ工期でつくられてる。業者の間では「雨が降った」、「さよか」、規則の中では、1日遅れれば千分の一の違約金を取る、滞納金を取るのが目的でなく、工期を守ることが目的なんです、常に理事者が破ってる。印鑑証明一つにしても、条例を守らなければならぬのは市民なのに、つくった理事者が破ってる。この冷房装置にしても、「こない付けなさいよ」とやったけれども、実際は延滞金は取っておらない。だから、これもそういう問題が起こってくると思う。工期は雨が降ったら遅りなりまっせ、天気やったらこれで出来ますけれども、工期を設定されることは、私は慎重審議をしてもらいたいという市長、藤木秀夫さんの提案にふさわしくないと云わざるをえない。一事が万事です。

だから、ここではっきり申し上げたいのは、1階、2階、3階と積む半永久的な建物、工期を守れば建物はお粗末、完全な建物にしようすれば工期は守れないということであってはいかん。その点について、理事者のはっきりした答弁を願いたい。

○ 建設部次長（林徳次君） 再度のご指摘、まことに恐縮でございます。確かに私は専門家ではございませんが、一定のコンクリートの養生期間とかの基準を設けております。たまたま、このような短期の工期を設定した場合でも、われわれ、現実に建築に当たるものは、市の設けた基準を破って短縮してやっていくというようなことは一切やらせてございません。基準どおり守らせて、なおかつ工期内に建物が完成する形を理想的にわれわれは望んでおるわけです。

ただ、いまご指摘の4階建の建物が百日余で出来るのかということですが、確かに不測の事態にも余裕をみた工期でないという矛盾したお答えを申し上げてるように、11月末までに鋭意、全力をあげて完成させたい所存でございますという以外に、お答えする道はございません。その点よろしくご了解願いたいと思います。

○ 12番（金沢勝君） 意見だけ。学校の場合は、工期は大体6カ月ぐらいみてる。それでも4月1日開校に間に合わなかった場合が非常に多い。これは3カ月、1日平均して百十万円程度の仕事をしていかんと完成しない。雨で休み、人手不足とかで延びるのはわかってると思う。あんたがけつ叩いて一生懸命やりますと言うが、天候は左右出来ない。1週間雨降られたら、

1週間だけ遅くなる。特に基礎工事は水がたまったりして仕事が出来ない。無理があることはよくわかります。無理を無理でない工期にここで訂正したほうがいいんじゃないか、1億1千万円にふさわしくない建物が出来るんじゃないかと思う。私は技術屋でも何でもございませぬが、基礎打って、1階、2階とつくって、展望台まで、それだけセメントが困まり、最高の能力を出す期限がないんじゃないか。私はこの点を指摘したい。まあ、技術的なことは別問題として、やはり15日なら15日延ばして、1億1千万円にふさわしい半永久的な建物、完全な建物にするように、私は出来ないなら出来ないとはっきりしたほうがええ。私は意見だけ申し上げておきます。

○ 議長(貝淵博治君) ほか。

○ 29番(坂上国治君) 関連。先ほど来、消防庁舎の工期の問題について各議員からいろいろと質問されております。しかしこれは何を申し上げても、市の理事者がもうちょっとしっかりしてもらわんと困ると思う。問題は、用地の買収にあまりにも時間がかかり過ぎたために、こういう結果が生じてきたのであることは一目より然、誰もが認めてると思う。しかしこういうときにこそ、こうして26名の議員さんが市民の代表として、市会議員という名のもとに活躍なさってるのだから、その地区、地区、あるいはいろいろとその関係した各議員さんに頭を下げてお願いし、そして土地所有者の方々をお願いしてもらっておったら、私はもっとスムーズに出来てると思う。じっとあぐらかいて座ってるだけなら理事者じゃないと思う。特に市長あたりは10万市民の親である、親であるというだけで、そんなことを各議員にでも1回も頼んだことはないでしょう。当然、パイプ役として26名の議員の方々をお願いして、1日も早く土地買収することによって、こういう問題は起こってこないと思う。消防庁舎を早期に完成しなければならないということはいつも言うてるんです。総務委員会でも、前の赤阪消防長のときでしたか、いよいよ府中のお官さんのところへ決定するんだという、私はそんなところへこしらえてスノーケル車の出動が可能かどうかという質問に、いろいろ理事者の方々がお困りになった。それならということで、皆が力を入れて、本腰を入れていたら出来た。これは26名の議員の方々の方力によって土地買収が出来たと思うんです。

だから、こういうことはもっと早目に、私は誰1人として、そんな動くのいやですという議員はおそらくいないと思う。すんだことは至し方ないとして、鉄筋コンクリートで工事をやりながら40年も持たんような事業では困ると思いますので、絶対に耐用年数以上確実に持つような工事をやってもらいたい。それについて、この決められた期限内にやるのが無理であれば至し方ないと思うが、全力をあげて耐久力のある消防庁舎をつくっていただきたい。今後、いろんな買収問題、事業をやるときには、理事者のほうからこうしたほうが早く進むんじゃない

いかというときには、ひとつあほらしいというような気持ちにならんと、やはり市長から頭を下げてお願いしたいという言葉を各26名の議員さんに頭を下げていただいて、そしてともどもに市の発展のために努力していただきたいということを市長にお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第62号を原案どおり可決いたします。

この際、おはかりいたします。1時まで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは1時まで休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時8分再開）

○ 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に日程第16「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

---

#### 議案第63号

#### 損害賠償の額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 損害賠償の額 598,980円
2. 損害賠償の相手方 和泉市平井町655番地の6  
橋 本 定 雄  
和泉市平井町666番地の4  
藤 沢 吉 一  
和泉市平井町4番地  
寺 田 寅太郎

議案第63号参考資料

〔I〕 損害賠償の原因である交通事故の概要

- 1 日 時 昭和47年6月8日午後1時5分ごろ
- 2 場 所 府道泉大津粉河線平井町654番地先
- 3 事故発生状況

本市所有の蘆芥収集車が府道泉大津粉河線を東進して上記場所に差しかけた際、前方から西進中の対行車を発見したので、左方にハンドルを切ってこれとすれ違おうとしたところ道路の側溝横にあった石塊(大きさ約50cm立方)に左前車輪が突き当たり、それをはね飛ばした。そのはずみに同車輪がパンクし、このため右にハンドルを切ることができず、側溝(幅約25cm)を乗り越して植込み(橋本、寺田所有)の中に突っこんだが、その植込みの奥に駐車していた小型ライトバン(藤沢所有)に当たり停車したものである。

〔II〕 損害賠償の額の内訳

- 1 橋本定雄 460,000円(植木)
- 2 藤沢吉一 128,980円(自動車)
- 3 寺田寅太郎 10,000円(植木)

総 額 598,980円

全国市有物件災害共済会の対物損害賠償共済によるてん補

200,000円

差引市費負担額 398,980円

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を求めます。
- 産業衛生部長(守沢清君) 議案第63号、損害賠償の額の決定について、その原因である交通事故の内容についてご説明申し上げます。

昭和47年6月8日午後1時5分ごろ、府道泉大津粉河線平井町654番地先において、市有蘆芥収集車が横山方面に進行中、前方から府中方面に向かって進行中の対向車を発見したので、ハンドルを左に切ってこれとすれ違おうとしたところ、道路の側溝横にあった石塊、大きさ約50センチ立方の石に左前車輪が突き当たり、それをはね飛ばしたはずみに同車輪がパンクし、このため右にハンドルを切ることが出来ず、幅約25センチの側溝を乗り越して、橋本氏、寺田氏所有の植え込みの中に突っ込み、その植え込みの奥のほうに駐車していた小型ライトバン(藤沢所有)に当たり停車したものであります。

本件事故によりまして、橋本氏所有の植木と、藤沢氏所有の自動車及び寺田氏所有の植木に

損失を与えたものであります。

なお損害賠償の額の内訳については、参考資料にありますとおり、今回の事故に対し被害者に大変ご迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。今後、運転手に対し再度、このような事故を起こさないように十分注意したいと思っております。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） ここで植木が46万円になっていますが、下の植木は1万円、この内容。

それからこの塵芥収集は現在、廃止になっている。これは確か横山方面に行く途中だということですが、8月から民間に委託したと聞いています。これは補正予算に出ていますから、そこでまたお聞きしますが、いまのところ2点。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） 7月1日から横山、南横山地区については業者委託であります。事故があったのは6月8日ですので、まだ市がやっていた時期でございます。

植木賠償については、まきとか松とか、相当ええ植木でした。これについては、地区の植木屋さんに見積もっていただき、金額を出じただいでございます。

- 20番（直村静二君） 最終は示談で解決した、弁護士が入ったとか、そういうのはないのですな。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） ありません。
- 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、ご意見ありませんか。
- 12番（金沢勝君） 任意保険につきまして、全国市有物件の対物損害保険の査定では20万、市の査定と39万8千9百円の誤差があります。私が聞きたいのは46万円は、ただ植木屋の査定額である。すると、全国の市有物件災害共済会の対物損害の金額はどのような基準において査定された20万円か。同じ物件でありながら、査定額が二つに異なるのはおかしいと思う。その点についてお答えいただきたい。私たちの考える中では、任意保険というものは、自動車にしても、対物の任意保険では全額支給されてるのが常であるということも含めてお答えいただきたい。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） 答弁申し上げます。

全国市有物件の災害共済会の金額は、20万円だけしか入っておりませんので、最高これだけいただくことになり、あとの分については、市のほうで負担するということになっております。

- 12番（金沢勝君） 打ち切りで20万円。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) はい。
- 12番(金沢勝君) 46万円は、1人の植木屋さんですか。市が物件を購入する場合、2、3カ所に見積り書を取った中で安いほうを買い取ると思う。逆に補償するわけだから、一植木屋さんの認定であっては困ると思う。やはりこういうものについては、鑑定物価にしても、鑑定委員によって見方が違う。植木屋さんでもいろいろあると思う。何か所の査定で46万円になったか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 植木屋さんの件ですが、町の2カ所だけでやりました。1カ所は48万円、片方は46万円で、安いほうで頼ったわけでありました。
- 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご意欲ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議ないものと認め、議案第63号を原案どおり可決いたします。

- 
- 議長(貝淵博治君) 次に日程第17「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。議案を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

議案第64号

損害賠償の額の決定について

市は、小学校における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 損害賠償の額 240,000円
- 2 損害賠償の相手方

和泉市伯太町4丁目7番1号

中塚綾子(保護者 中塚秀士)

議案第64号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償の原因である小学校における事故の概要

- 1 日 時 昭和47年3月10日午前10時30分ごろ
- 2 場 所 和泉市立幸小学校運動場
- 3 事故発生の概要

幸小学校阪東信子教諭の指導の下に同校体育授業として高鉄棒の振り飛びの練習中において、同校3年2組児童中塚綾子が思い切って飛んだところ、その着地点の砂場の砂が堅く、そのため足の骨を折ったものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償の額の内訳

1 医療費	110,000円
2 看護付添者日当	60,000円
3 交通費	20,000円
4 見舞金	50,000円
計	240,000円

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 教育次長（阪東重信君） 議案第64号、損害賠償の額の決定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

参考資料として提出しております幸小学校における体育授業中の事故について、その賠償の責を負うべく、額の決定をお願いしようとするものでございます。

事故の内容につきましては、3年2組の中塚綾子さんが本年3月10日、第3時限の授業中鋼鉄棒の振り飛びの練習中、思い切って飛んだところ、堅い砂場のため足の骨折事故を起こし田川外科に入院、手当を施し現在、元気に回復しておりますが、当時の事故について賠償せんとするもので、学校長と保護者の話し合いにより解決いたしました。

損害賠償の額の内訳については、医療費11万円、看護付添費用6万円、交通費2万円、見舞金5万円、合計24万円としております。

学校における事故については、安全会による医療費に対する補償制度がありますが、さらによりよい補償制度について検討中ではありますが、本事故に対する安全会による医療費の約2分の1の収入については、予算措置いたしたいと思っております。今後、本市教育委員会としては、これらの事故を契機として、管理上の責による事故防止について最大の配慮をいたしたいと存じ



ますので、よろしくご了承、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。横田君。

○ 5番（横田憲治郎君） 学校管理下の事故の問題ですけど、本件に関連して、本件の内容にも出てまいりますけど、学校管理下での災害につきましても、ひん繁にその件数があるように聞いてるわけでございますけれども、本件に出てまいりました損害賠償を市が行なうという、いわゆる学校管理下での事故であっても、当事者同士、いわゆる保護者に対する補償、市が責任を負わないという事故発生との分け方をどのような基準で考えているのか、本件に関連しておろかがいしておきたい。

もう1点、これら事故に対する方策を考えていこうという説明でございましたが、かって私自身も学童災害救済制度あるいは見舞い金制度の創設を提唱してまいっておりますが、それといまの提案理由の説明と合わせて、どのような取り組み方しておられるのか、その点も合わせておろかがいしておきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 教育次長。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

第1点のご指摘のとおり、現状学校の事故の多いことは事実でございますが、それらの補償的な基準というものは、教育委員会としては、公けの建造物の設置または管理については、当然、教育委員会としての責任を負うべきだと考えております。それと教育委員会の児童生徒に対する安全、いわゆる学校管理体制の執行は当渉、教育委員会の行政権限ですが、少なくともそうした管理を学校長の責任においてみてもらってるわけですが、子供同士のけがについても、そのケースにおいて検討せざるをえないということで、非常にご指摘の基準をはっきりということは困難でして、そのケース、ケースにおいて判断せざるをえない状況でございまして、府の指導等も得ていろいろ検討したいと考えております。

2番目の補償制度につきましては、議員さんのほうからかねがね、学校管理下の事故の多発する中で、学校安全会の制度のみでは非常に物足りない。やはり24時間を通じた安全対策を教育委員会が示すべきじゃないかということで、川口、その他の市も参考にして、教育委員会として抜本的な問題について考え直したいとはっきりと申し上げましたので、今後、十分検討の事項とさせていただきたいと思っております。

○ 5番（横田憲治郎君） 基本的、原則的には、学校管理下においては、子供が校門を一たんくぐったならば下校するまでは、いかなる理由、状況であってもその責はとっていくべきであると思う。そういう基本的な考え方に立脚した中で、ケース・バイ・ケースはやむをえないと思います。意見として申し上げますが、起こってはならないが、現実には起こる問題に対する

姿勢を買っていただきたいことを強くお願いしておきます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第64号を原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に日程第18「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第65号

#### 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算

昭和47年度、和泉市の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入・歳出予算の補正）

第1条 歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ40,390千円を追加し歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ6,127,259千円とする。

2. 歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は「第1表 歳入・歳出予算の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は「第3表 地方債の補正」による。

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入・歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 交通安全対策特別交付金		3,450	5,637	9,087
	1. 交通安全対策特別交付金	3,450	5,637	9,087
8. 使用料及手数料		53,532	△2,450	51,082
	1. 使用料	44,022	△2,450	41,572
9. 国庫支出金		879,396	18,029	897,425
	2. 国庫補助金	486,795	18,029	504,824
10. 府支出金		769,199	4,800	773,999
	2. 府補助金	731,246	4,523	735,769
	3. 府委託金	21,234	277	21,511
11. 財産収入		90,635	144,934	235,569
	1. 財産運用収入	25,015	15,000	40,015
	2. 財産売却収入	65,620	129,934	195,554
12. 寄附金		117,431	15,000	132,431
	1. 寄附金	117,431	15,000	132,431
14. 諸収入		258,413	69,876	328,289
	4. 受託事業収入	50,796	21,000	71,796
	5. 雑収入	195,857	48,876	244,733
15. 市債		877,836	151,400	1,029,236
	1. 市債	877,836	151,400	1,029,236
16. 繰越金		37,000	13,164	50,164
	1. 繰越金	37,000	13,164	50,164
歳入合計		5,706,869	420,390	6,127,259

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		873,181	33,644	906,825
	1. 総務管理費	623,544	27,049	650,593
	2. 徴税費	131,703	3,537	135,240
	3. 戸籍住民基本台帳費	50,448	1,000	51,448
	4. 選挙費	17,399	70	17,469
	5. 統計調査費	4,239	280	4,519
	7. 同和対策費	40,821	1,708	42,529
3. 民生費		1,284,102	19,868	1,303,970
	1. 社会福祉費	326,147	11,480	337,627
	2. 児童福祉費	609,341	5,343	614,684
	3. 生活保護費	348,519	1,894	350,413
	4. 災害救助費	95	1,151	1,246
4. 衛生費		371,603	52,711	424,314
	1. 保健衛生費	109,457	498	109,955
	2. 清掃費	235,249	24,900	260,149
	3. 墓地火葬場費	26,897	27,313	54,210
6. 農林水産業費		95,747	264	96,011
	1. 農業費	84,595	264	84,859
7. 商工費		81,382	3,141	84,523
	1. 商工費	81,382	3,141	84,523
8. 土木費		1,215,991	126,508	1,342,499
	2. 道路橋梁費	326,198	31,795	357,993
	4. 都市計画費	178,300	93,720	272,020
	5. 住宅費	630,850	993	631,843

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		178,899	25,698	204,597
	1. 消 防 費	178,899	25,698	204,597
10. 教 育 費		1,080,042	157,236	1,237,278
	1. 教育総務費	133,861	63,73	140,234
	2. 小 学 校 費	635,224	74,568	709,792
	3. 中 学 校 費	220,621	64,672	285,293
	4. 幼 稚 園 費	482,23	6,491	54,714
	5. 社会教育費	370,12	3,074	40,086
	6. 保健体育費	5,101	2,058	7,159
13. 災 害 復 旧 費			1,320	1,320
	1. 農林水産施設災害復旧費		1,270	1,270
	2. 文教施設災害復旧費		50	50
歳 出 合 計		5,706,869	420,390	6,127,259

第2表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
幸小学校増改築事業		千円	昭和48年度	千円 101,343
(仮称) 第二国府小学校 新設事業			昭和48年度 } 昭和52年度	188,600
(仮称) 鶴山台北小学校 新設事業			昭和48年度 } 昭和57年度	127,626
鶴山台南小学校 増築事業			昭和48年度 } 昭和57年度	41,384
横山小学校 増改築事業	昭和48年度	60,472	昭和48年度	103,159

(仮称) 第二和泉中学校 新設事業			昭和48年度 } 昭和52年度	198,213
信太中学校増築事業			昭和48年度 } 昭和57年度	23,188
池田唐国線道路整備事業 (用地取得)			昭和48年度 } 昭和49年度	65,000
財団法人和泉市開発協会に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金およびその利子(損失補償)			昭和48年度 } 昭和49年度	元金 65,000 およびその利子

第3表 地方債の補正

起債の目的	補 正 前						
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法			
				資 金 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法
同和对策事業 (不良便槽改修)							
街路和泉中央線 整 備 事 業	5,000	普通貸借 または 証券発行	6.5	政 府 その他	1.5	2	半年賦、年賦元 利均等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還
松尾寺公園 整 備 事 業							
排水路整備事業							
消 防 施 設 整 備 事 業	30,800	普通貸借 または 証券発行	8.0	政 府 その他	2.5	2	半年賦、年賦元 利均等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還
山手中学校プー ル用地取得事業	45,000	同上	6.5	同上	1.4	2	同 上
国府小学校 用地取得事業							
合 計	942,336						



2.雑入	195,807	48,876	244,683	4.雑入	48,876	信大中学校屋内体育館建築管理委託料 576,000 集塵自動車事故保険金 300,000 街路事業補償費収入 480,000,000
⑤市債	877,836	151,400	1,029,236			
(1)市債	877,836	151,400	1,029,236			
4.土木債	231,900	20,300	252,200	2.都市計画事業債	20,300	街路和泉中央線整備事業債追加 1,550,000 松尾寺公園整備事業債 300,000 排水路整備事業債 1,800,000
5.消防債	30,800	19,000	49,800	1.消防施設整備事業債	19,000	幸消防出張所建設事業債追加
6.教育債	233,400	88,300	321,700	1.小学校債	41,800	国府小学校用地取得事業債
				2.中学校債	46,500	山手中学校プール用地取得事業債
7.衛生債	4,100	23,800	27,900	1.清掃事業債	23,800	同和地区不良便桶改修事業債
⑥繰越金	37,000	13,164	50,164			
(1)繰越金	37,000	13,164	50,164			
1.繰越金	37,000	13,164	50,164	1.前年度繰越金	13,164	前年度繰越金追加
歳入合計	5,706,869	4,203,990	6,127,259			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	円
				特定財源		一般財源	金額			
				国 支 出 金	府 地 方 債					
②総務費	873,181	33,644	906,825	277		33,367				
(1)総務管理費	623,544	27,049	650,593			27,049				
1.一般管理費	316,076	18,474	334,550			18,474	7.賃金	臨時事務員賃金	18,305	
3.広報費	8,480	946	9,425			946	9.旅費	研修旅費追加	169	
4.財務会計管理費	3,487	106	3,593			106	19.負担金補助及交付金	教宣対策負担金追加	946	
6.企画費	11,248	2,600	13,848			2,600	18.備品購入費	事務机、椅子購入費追加	106	
							13.委託料	会館基本設計委託料	2,000	
							19.負担金補助及交付金	町づくり対策負担金追加	600	
10.公普対策費	7,783	86	7,869			86	19.負担金補助及交付金	公普対策負担金追加	86	

11. 諸費	7,904	1,878	9,782		1,878	23. 償還金 子及割引料	1,878	国及び府補助金返還金
12. 庁舎整備事業費	240,800	2,960	243,760		2,960	15. 工事請負費	2,960	市庁舎整備工事費追加
(2) 徴収費	131,703	3,537	135,240		3,537			
2. 賦課費	15,862	457	15,819		457	12. 役務費	19	自動車保険料及登録手数料
						18. 備品購入費	430	調査用軽自動車1台 360,000 市民税台帳ハイター 70,000
						27. 公課費	8	自動車重量税
3. 徴収費	26,060	3,080	29,140		3,080	8. 報償費	3,000	市税納期前納付報償金追加
						18. 備品購入費	80	徴収用放送器具購入費
(3) 戸籍住民基本台帳費	50,448	1,000	51,448		1,000			
1. 戸籍住民基本台帳費	47,455	1,000	48,455		1,000	18. 備品購入費	1,000	電子リコーダー購入費 400,000 自動認証器及びバイデキス購入費 600,000
(4) 選挙費	17,399	70	17,469		70			
2. 選挙常時啓発費	363	70	433		70	11. 需用費	70	食糧費 選挙推進協議会大会席
(5) 献言調査費	4,239	280	4,519	277	3			

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	明		
				特定財源		一般財源			区分	金額
				国府支出金	地方債					
2. 商業統計調査費	千円 355	千円 146	千円 501	千円 146	千円	千円		円		
3. 事業所統計調査費	426	134	560	131			8. 報償費	145 調査員報償費追加		
(7) 同和对策費	40,821	1,708	42,529			3	11. 需用費	1 ○食糧費 会議路費追加		
3. 同和厚生資金運営費	1,483	24	1,507			1,708	8. 報償費	134 調査員報償費追加		
4. 隣保館費	15,013	1,684	16,697			24	19. 負担金補助及交付金	24 同和更先対策負担金追加		
③ 民生費	1,284,102	19,868	1,303,970	709		1,684	7. 賃金	492 臨時職員賃金		
(1) 社会福祉費	326,147	11,480	337,627	165			9. 旅費	662 研修会参加旅費		
							15. 工事請負費	530 寺会館整備工事費		
						19,159				
						11,315				

1. 社会福祉総務 社総務費	57,661	1,234	58,895				1,234	13. 委託料 19. 負担金補助及交付金	150	応訴による弁護士委託料 ○ 社会関係 各種団体補助金追加 400,000 ○ 福祉関係 各種団体補助金追加 120,000 生活対策負担金追加 564,000
2. 民生児童委員費	1,254	734	1,988			734	13. 委託料	604	民生総務活動委託料 36,000 民生児童活動委託料追加 48,800 民生委員地区委員長活動委託料 80,000	
3. 身体障害者福祉社費	8,979	677	9,656			677	14. 使用料及賃借料	180	民生委員研修会自動車借上料追加	
5. 老人福祉社費	33,789	8,835	42,624	165		8,670	19. 負担金補助及交付金 8. 報償費	677 150	身体障害者福祉負担金追加 連絡員活動報償費	
							15. 工事請負費	240	インターホン設置工事費	
							18 備品購入費	1,200	老人集会所用備品購入費	
							19. 負担金補助及交付金	7,245	老人福祉負担金追加	
(2) 児童福祉費	609,341	5,343	614,684	77		5,266				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明	
				補正額の財源内訳						金額
				国 支 出 金	特 定 財 源	地方債	一般財源 その他			
3. 保育所 費	千円 226,835	千円 4,934	千円 231,769	千円	千円	千円	千円 4,934	15. 工事請負 費	和泉保育園火災報知器設置工 事費 626,000 南池田第二保育園整備工事費 2,820,000	
6. 母子寮 費	5,204	77	5,281					19. 負担金補 助及交付 金	保育対策負担金追加	
7. 児童遊 園費	5,854	332	6,186				332	11. 需用費	○食糧費 幼児用食糧費追加 77,000	
(3)生活保 護費	348,519	1,894	350,413				1,427	15. 工事請負 費	児童交通遊園整備工事費追加	
1. 生活保 護総務 費	19,171	1,894	21,065				1,427	11. 需用費	○消耗品費 施設入所者見舞品代追加 720,000 300,000 保護家庭見舞品代追加 42,000	
								20. 扶助費	結核予防法による入院患者扶 助費追加 50,000 生活保護法による入院患者扶 助費追加 19,000 付添看護による扶助費追加 78,400 生活保護室料差額扶助費 150,000	

(4)災害救助費	95	1, 151	1, 246	1, 151	1, 179	1, 151	1, 151	118	職員時間外勤務手当											
									11.需用費	773							○消耗品費 災害対策用机カマス 図書及器具 ○食糧費 ○災害時服	766,000 492,790 250,000 22,475 7,000		
										14.使用料及賃借料	260							自動車借上料		
(4)衛生費	371, 603	52, 711	424, 314	23, 800	5, 300	23, 611														
(1)保健衛生費	109, 457	498	109, 955			498														
1.保健衛生総務費	90, 119	498	90, 617			498		498	19.負担金補助及交付金	健康保全対策負担金追加 189,000 妊産婦対策負担金 309,000										
(2)清掃費	235, 249	24, 900	260, 149	23, 800	300	800														
2.塵芥処理費	84, 504	24, 900	109, 404	23, 800	300	800		100	11.需用費	○修繕料 自動車修理費 100,000										
								28, 800	15.工事請負費	同和地区便槽改修工事費										
								1, 000	22.補償補填及賠償金	乗座自動車事故賠償金 500,000 不燃性塵芥埋没による補償費 500,000										

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源			一般財源		
				国 府 支出金	地方債	その他			
(3)墓地火葬場費	千円 26,897	千円 27,313	千円 54,210	千円 5,000	千円 22,313	千円 22,313	千円 1,850	円	
1.墓地火葬場費	26,897	27,313	54,210	5,000	22,313	22,313	11.需用費	○消耗品費 510,000 ○鑑固新設消耗器材費 500,000 ○印刷製本費 500,000 ○諸用紙印刷費 ○光熱水費 720,000 ○電気使用料追加 60,000 ○水道使用料追加 10,000 ○修繕料 ○汚物収集車修繕料 50,000 ○燃料費 ○汚物収集車ガソリン代	
							12.役務費 19	汚物収集車保険料及登録手数料	
							13.委託料 2,894	鑑固警備委託料 732,000 訴訟弁護士委託料 216,200.	
							15.工事請負費 11,461	幸火葬場撤去工事費 1,000,000 新開斎場撤去及び整地工事費 500,000 いずみ霊園附帯工事費 545,100.	
							18.備品購入費 971	汚物収集用軽自動車1台 360,000 幸地区葬儀用自動車器具費 60,000 職員被服費 51,000	



								22.補償補填 及賠償金	10,000	環境保全補償金
								24.投資及出 資金	120	電話債券代
								27.公課 費	8	汚物収集車重量稅
⑥農林水 產業費	95,747	264	96,011	264						
(1)農業費	84,595	264	84,859	264						
3.農業振 興費	25,715	114	25,829	114				9.旅 費	10	府内旅費追加
								11.需用 費	104	○消耗品費 60000 米生産調整現場確認用消耗 品費 ○印刷製本費 36000 米生産調整標示印刷費 ○食糧費 8000 米生産調整推進協議会贈
6.防衛施 設周地 障害防 止対策 事業費	7,040	150	7,190	150				15.工事請負 費	150	蓮池谷水路工事費追加
⑦商工費	81,382	3,141	84,523				3,141			
(1)商工費	81,382	3,141	84,523				3,141			
1.商工總 務費	30,047	891	30,938				891	19.負担金補 助及交付 金	891	技能取得負担金追加 177,000 産勞対策負担金追加 714,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
2. 商工振興費	13,118	2,100	15,218				2,100	13. 委託料	2,100 円 信太山駅前商工業第2次調査委託料	
3. 雇用対策費	2,614	150	2,764				150	19. 負担金補助及交付金	150 雇用対策負担金追加	
③土木費	1,215,991	126,508	1,342,499	18,228	20,300	69,000	18,980			
(2) 道路橋梁費	326,198	31,795	357,993	△1,242		21,000	12,037			
2. 道路維持費	69,026	25,920	94,946			21,000	4,920	15. 工事請負費	25,920 市道補修工事費追加	
4. 交通安全施設費	9,494	5,875	15,369	△1,242			7,117	15. 工事請負費	5,875 歩道設置工事費追加	
(4) 都市計画費	178,800	93,720	272,520	19,470	20,300	48,000	5,950			
1. 都市計画業務費	27,311	70	27,381				70	11. 需用費	70 ○ 消耗品費 20,000 ○ 消耗器材費追加 ○ 食糧費 50,000 ○ 会議旅費追加	
2. 公園費	4,054	7,200	11,254	2,800	3,000		1,400	13. 委託料	400 土地鑑定委託料	
								15. 工事請負費	6,800 黒鳥山公園整備工事費追加 500,000	

											松尾寺公園整備工事費 6,300,000
3. 街路事業費	95,880	88,950	179,830	16,670	15,500	48,000	3,780	15 工事請負費	17,510	和泉中央線整備工事費追加	
								17. 公有財産購入費	17,490	和泉中央線用地買収費追加	
								22. 補償補填及賠償金	48,950	街路事業に伴う補償費 4,800,000 水道管移設補償費 950,000	
4. 浸水対策費	10,340	2,500	12,840		1,800		700	15. 工事請負費	2,500	水路工事費	
(5) 住宅費	630,850	998	631,843				993				
1. 住宅管理費	13,032	998	14,025				993	11. 需用費	300	修繕料 住宅修繕料 300,000	
								15. 工事請負費	693	黒島第3住宅排水管取替工事費	
⑨ 消防費	178,899	25,698	204,597		19,000		6,698				
(1) 消防費	178,899	25,698	204,597		19,000		6,698				
1. 常備消防費	102,764	1,189	103,953				1,189	9. 旅費	399	研修旅費追加 283,000 府外旅費追加 116,000	
								11. 需用費	124	燃料費 33,000 各出張所用プロパンガス代 各出張所用プロパンガス代 91,000 光熱水費 幸及び池田出張所 水道使用料 27,600 ガス使用料 22,632 本署ガス使用料追加 40,000	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源		一般財源	金額		
				国府支出金	地方債				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	17	幸出張所電話使用料	
							445	新職員制服調製費	
							84	消防育英会負担金 40,000 全国消防協会充実強化負担金 140,000 消防職員福利更生補助金追加 30,000	
							120	幸出張所電話債券代	
2.非常備 消防費	11,928	208	12,136			208	208	消防団員貸しゆつ金掛金追加 170,752 大阪府消防協会泉北支那負担金追加 37,000	
3.消防施 設費	64,095	24,301	88,396		19,000	5,301	743	幸出張所設計委託料	
							22,500	池田出張所水道工事費 100,000 出張所風呂設置工事費 400,000 幸出張所工事費追加 16,950,000 消防庁舎敷地造成費 500,000 幸出張所電話設置工事費 50,000	

									18.備品購入 費	1.058	幸出張所用備品購入費
⑩教育費	1,080,042	157,236	1,237,278	3,351	88,300	<2,450	68,035				
(1)教育総務費	133,861	6,373	140,234				6,373				
3.教育指導費	13,396	802	14,198				802	8.報償費	95	三市一町教職員研修会負担金	
								11.需用費	199	○消耗品費 社会科副読本	
								19.負担金補助及交付金	508	小・中学校校長会負担金追加 73,000 大阪府指導課長会負担金 15,000 手をつなぐ親の会補助金追加 20,000 実験校補助金 40,000	
5.同和教育指導費	69,440	5,571	75,011				5,571	8.報償費	160	講習会、研修会講師謝礼追加	
								13.委託料	462	同和教育推進委託料	
								19.負担金補助及交付金	4,949	大阪府同和指導室長会負担金 5,000 教育対策負担金追加 4,949	
(2)小学校費	635,224	74,568	709,792	881	41,800		31,887				
1.学校管理費	175,280	60,813	236,093		41,800		19,013	15.工事請負費	10,664	各小学校々舎管繕工事費追加	
								17.公有財産購入費	49,521	市内小学校敷地購入費	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国支出金	特府地方債	特定財源	一般財源		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
2. 学校保健費	27,328	5,158	32,486	660			4,498	240	信太、幸小学校置傘購入費
								300	小学校100年祭実施補助金 100,000円×3校=300,000
								240	幸小学校児童事故賠償金
								2,072	臨時調理員賃金
								124	眼科検診医師報償費追加 62,000 耳鼻科検診医師報償費追加 62,000
								214	○消耗品費 84,000 光化学スモッグ対策用消耗品費 ○医薬材料費 130,000 学校常備薬追加
								275	ツ反、BCC 予防接種委託料
								886	洗眼用蛇口取付工事費 686,000 信太小学校給食場補修工事費 200,000

		光化学スモッグ教急対策備品購入費				267			
				18. 備品購入費					
				20. 扶助費			1,320		標準保護児童給食費扶助追加
3. 教育振興費	18,056	443	222	20. 扶助費			443		要保護、標準保護児童学用品等扶助追加
5. 横山小学校増改築事業費	1,380	211	211	13. 委託料			211		設計委託料
14. 幸小学校増改築事業費		4,490	4,490	9. 旅費			10		市内旅費
				11. 需用費			38		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消耗品費 10,000</li> <li>○ 工事に用消耗器材費</li> <li>○ 食糧費 13,000</li> <li>○ 上様式等消</li> <li>○ 印刷製本費 10,000</li> <li>○ 普写真焼付料</li> </ul>
				13. 委託料			1,297		設計委託料
				15. 工事請負費			3,160		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリング工事費 150,000</li> <li>仮設教室費 300,000</li> </ul>
				13. 委託料			479		設計委託料
				15. 工事請負費			150		ボーリング工事費
15. 鶴山台南小学校増築事業費		1,000	1,000	18. 備品購入費			371		校用備品購入費

科目	補正前の額	補正額	計	権正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他				
16. (仮称) 鶴山台 北小学 校新設 事業費	千円	千円 2,453	千円 2,453	千円	千円	千円 2,453	千円 10	千円	府内旅費	
							11. 需用費	483	○ 消耗品費 410,000 ○ 工事用消耗器材費 10,000 ○ 学校用消耗品費 400,000 ○ 印刷製本費 10,000 ○ 諸用紙印刷費 ○ 食糧費 1,3000 ○ 上棟式捕費	
							13. 委託料	1,560	設計委託料	
(3)中学校 費	220,621	64,672	285,293	237	46,500	17,985	15. 工事請負 費	450	ポーリング工事費	
1. 学校管 理費	73,169	1,515	74,684			1,515	15. 工事請負 費	1,400	各校舎當繕工事費追加	
							18. 備品購入 費	115	山手中学校用備品購入費	
2. 学校保 健費	14,975	1,325	16,300	115		1,210	7. 賃 金	482	臨時調理員賃金追加	
							8. 報 償 費	54	眼科検診医師報償費追加	



								11.需用費	99	○消耗品費 光化学スモッグ対策用消耗品費 ○医薬材料費 学校常備薬代追加	39000 60000
								13.委託料	69	ツ反、BOG予防接種委託料	
								15.工事請負費	267	洗眼用蛇口取付工事費	
								18.備品購入費	123	光化学スモッグ救急対策用毛布購入費	
								20.扶助費	231	準要保護児童給食費扶助追加	
3.教育振興費	13,079	544	13,623	422				11.需用費	290	○消耗品費 山手中学校教材用消耗品費	290000
								18.備品購入費	110	特殊学級備品費追加	
								20.扶助費	144	要保護、準要保護児童学用品等扶助追加	
4.信太中学校増築事業費	35,044	1,459	36,503	1,459				13.委託料	279	設計委託料	
								15.工事請負費	180	ボーリング工事費	
								18.備品購入費	1,000	技術教室用備品購入費	
5.(仮称)第2和泉中学校新設事業費		13,266	13,266	13,266				9.旅費	10	府内旅費	
								11.需用費	53	○消耗品費 工事用消耗品器材費	20000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源		一般財源				
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	円			
	円	円	円	円	円	円		円	印刷製本費 20,000 青写真焼付代 食糧費 13,000 上履式等贈	
							18. 委託料	2,463	設計委託料	
							15. 工事請負費	10,760	ボリーロング工事費 750,000 敷地造成工事費 1,000,000,000	
							11. 需用費	63	消耗品費 63,000 プール囲き記念品代	
							17. 公有財産購入費	46,500	プール用地購入費追加	
							7. 賃金	301	産休補充員賃金	
							15. 工事請負費	780	各園舎営繕工事費追加 580,000 幸幼稚園水あそび場工事費追加 150,000	
							18. 備品購入費	77	幸幼稚園プール備品購入費	
							19. 負担金補助及交付金	4,860	私立幼稚園就園奨励補助金	

2.幼稚園 保健費	615	533	1,148	533	1,148	533	7.賃 金	406	養護教諭賃金
						11.需用費	6	○消耗品費 光化学スモッグ対策用消耗 品費 6,000	
(5)社会教 育費	37,012	3,074	40,086	3,074	40,086	3,074	15.工事請負 費	39	洗眼用蛇口取付工事費
						18.備品購入 費	82	光化学スモッグ救急対策用毛布 購入費	
1.社会教 育総務 費	17,816	2,924	20,740	2,924	20,740	2,924	13.委託料	20	読書会行事委託料追加
						19.負担金補 助及交付 金	2,904	青年対策負担金追加 917,000 婦人活動 # 1,987,000	
9.文化財 保護費	1,360	150	1,510	150	1,510	150	13.委託料	150	惣が池遺跡案内版作成委託料
(6)保健体 育費	5,101	2,058	7,159	2,058	7,159	2,058	7.賃 金	340	臨時職員賃金
3.山手プ ール運 営費		2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	11.需用費	898	○消耗品費 プール用消耗品費 ○光熱水費 プール水道使用料 ○医薬材料費 プール救急薬代 7,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	明 記
				国 府 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13. 委託料	千円 120	警備委託料 80,000 し尿処理委託料 40,000
								14. 使用料及賃借料	205	脱衣所借上料
								18. 備品購入費	500	ボール 管理用備品購入費
③災害復旧費		1,320	1,320			1,320				
(1)農林水産施設災害復旧費		1,270	1,270			1,270				
1. 農林水産施設災害復旧費		1,270	1,270			1,270		13. 委託料	200	設計委託料
								15. 工事請負費	480	災害応急工事費
								16. 原材料費	590	災害応急工事材料費
(2)文教施設災害復旧費		50	50			50				

1. 中學校 災害復 旧工事 費	5. 706, 869	420, 390	50	6. 127, 259	50	22, 829	151, 400	71, 850	174, 311	50	22, 補償補填 及賠償金	50	山手中學校災害農地土砂流入補 償金
歳出合計													

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳				
		支出期間	見込額	支出期間	支出予定額	国支	府・ 道・ 支 出 金	地方債	財源	
									その他	一般
幸小学校増改築事業	101,343 千円			昭和48年度	101,343 千円	9,211 千円	58,800 千円			33,332 千円
(仮称) 第二国府小学校 新設事業	188,600			昭和48年度 昭和52年度	188,600	76,760	57,000			54,840
(仮称) 鶴山台北小学校 新設事業	127,626			昭和48年度 昭和57年度	127,626	44,137	32,700	43,163		7,626
鶴山台南小学校 増築事業	41,384			昭和48年度 昭和57年度	41,384	12,540	9,400	16,360		3,084
鶴山小学校増改築事業	103,159			昭和48年度	103,159	27,729	38,000			37,430
(仮称) 第二和泉中学校 新設事業	198,213			昭和48年度 昭和52年度	198,213	47,975	35,600	71,250		43,388

信大中学校 増築事業	23,188			昭和48年度 昭和57年度	23,188	6,840	5,100	9,510	1,738
池田唐国線 道路整備事業 (用地取得)	65,000			昭和48年度 昭和49年度	65,000	30,500	24,000		10,500
財団法人和泉市 開発協会に委託 し先行取得する 上記用地取得事 業資金の元金お よびその利子 (損失補償)	元金 65,000 およびその利子			昭和48年度 昭和49年度	元金 65,000 およびその利子				元金 65,000 およびその利子

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在 高見込額 千円	当 該 年	
			当該年度中起債見	
			補正前の額	補 正 額
1. 普通債	1,652,890	2,577,361	942,336	151,400
(2) 土 木	415,221	405,110	231,900	20,300
(3) 教 育	764,209	1,231,171	233,400	88,300
(6) 衛 生	79,000	87,500	68,600	23,800
(8) 消 防	15,020	237,087	30,800	19,000
合 計	1,845,451	2,849,057	942,336	151,400



及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

度 中 増 減 見 込				当該年度末現在 高 見 込 額 千 円
込 額	当該年度中元金償還見込額			
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1,093,736	1,232,445		1,232,445	3,547,852
252,200	59,142		59,142	598,168
3,217,000	3,886,400		3,886,400	1,514,007
92,400	3,400		3,400	176,500
49,800	8,500		3,500	283,387
1,093,736	1,588,890		1,588,890	3,783,903

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） 議案第65号、昭和47年度一般会計補正予算について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

まず15ページ、予算書第1条でございますように、歳入歳出とも4億2千39万円を追加計上いたしまして、予算の総額を61億2千7百25万9千円とするものでございます。補正の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加でございまして、来年度以降において補助及び起債対象となりますものについて、事業を本年度で施行いたすべく措置いたしました次第でございまして、内容といたしましては、幸小学校増改築事業3階建1,662平方メートル（仮称）第2国府小学校新設事業3階建4千平方メートル、鶴山台北小学校新設事業3階2千3百平方メートル、鶴山台南小学校増築事業3階建666平方メートル、横山小学校増改築事業、校舎部分の一部補正及び体育館8百平方メートル、（仮称）第二和泉中学校新設事業3階建3,925平方メートル、信太中学校増築事業、平家建3,69平方メートルの建設及び市道、池田唐園線の用地取得費として、損失補償費も合わせ、合計8億5千3百4万1千円を計上したものでございます。

次に第3条につきましては、地方債の補正でございまして、歳出の事業費の追加等により起債を増額いたすもので、借入条件等については、第3表のとおりでございます。

以上が予算書の内容でございます。

事項別明細書により、個々の内容をご説明申し上げたいと存じます。歳出から始めたいと思います。

23ページをお開き願います。初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては臨時事務員の賃金をはじめ、会館の基本設計委託料2百万円、庁舎整備工事費2百96万円、合わせ2千7百4万9千円を計上いたしました。

徴税費につきましては、市民税賦課経費及び市税の納期前納付報償金として3,53万7千円を計上いたしました。

次に戸籍住民基本台帳費につきましては、一部事務改善に伴う備品購入費として百万円。

選挙費につきましては、選挙推進協議会の大会経費として7万円を計上いたしました。

商業統計及び事業所統計調査につきましては、調査区の増加による追加として28万円を計上いたしました。

同和対策費につきましては、同和更生資金運営費はじめ、隣保館運営費として合わせ170万8千円を計上いたしました。

以上が総務費でございますが、追加総額3千364万4千円と相なる次第でございます。  
次に民生費でございますが、社会福祉総務費につきましては、老人クラブ研修旅行に際し、観光業者に不都合がございまして現在、訴訟を行っておりますので、応訴のための経費及び福祉各種団体の補助金として123万4千円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動関係経費の追加として73万4千円を計上いたしました。

身体障害者福祉費につきましては、福祉負担金として67万7千円を追加いたしました。

老人福祉費につきましては、本年度から寝たきり老人の福祉対策としてインターホンの設置及び老人対策用備品購入費等で159万円及び福祉対策負担金の追加として724万5千円を計上いたしました。

次に児童福祉費でございますが、保育所費につきましては、保育園の整備工事費及び保育対策負担金の追加として493万4千円を計上いたしました。

母子寮費につきましては、法定外援助として食糧費7万7千円。

児童遊園費につきましては、交通遊園の整備工事費の追加として33万2千円を計上いたしました。

生活保護費につきましては、各種施設入所者及び結核入院患者並びに生活保護による入院患者の扶助費の追加として189万4千円を計上いたしました。

災害救助費につきましては、去る7月豪雨による緊急対策経費として115万1千円を計上いたしました。

以上が民生費でございますが、追加総額は1千986万8千円となるものでございます。

次に26ページ衛生費でございますが、保健衛生総務費につきましては、健康保全対策、妊産婦対策の負担金の追加として49万8千円を計上いたしました。

清掃費につきましては、不良便槽の改修工事費2千180万円及び集塵自動車が去る6月8日、交通事故を起しましたので、その賠償金として50万円を計上いたしました。本件につきましては、別途議案第63号でご審議をわずらわすところでございます。賠償金の総額は59万8千980円でございまして、今回の補正予算50万円との差額は既定予算を充当するものでございます。よろしくご了承賜りたいと存じます。

次の不燃性塵芥埋設による賠償金50万円は、池田下町の処理地に関するものでございます。

墓地火葬場費につきましては、種々問題もございましてご迷惑をおかけいたしました。各位のご協力を賜わり、去る8月5日から開業出来ることになりましたので、関係事務経費及び付帯工事費も合わせ計上いたしますとともに、旧火葬場の撤去跡地整備工事費並びにいずみ壺

園地元補償金1千万円、合計いたしまして、墓地火葬場費として2千781万3千円を計上いたしました。

次に農林水産業費でございますが、農業振興費につきましては、米生産調整関係の事務費として11万4千円。

防衛施設周辺障害防止対策事業費につきましては、事業費認承額増額により15万円をそれぞれ計上いたしました。

次に商工費でございますが、商工総務費につきましては、技能取得及び産労対策関係の負担金として89万1千円を追加計上しましたほか、信太山駅前開発に伴い商工業調査委託費として210万円。その他雇用対策負担金として15万円をそれぞれ計上いたしました。

次に29ページ、土木費でございますが、道路橋梁費の道路維持費につきましては、市道の掘削によります復旧費を含め、補修工事費として2千592万円。

交通安全施設費につきましては、歩道の設置工事費の追加として587万5千円を計上いたしました。

都市計画費の都市計画総務費につきましては、新用途地域の地元説明会に要する事務経費として7万円。

公園費につきましては、このたび、松尾寺公園は府の補助事業として認承されましたので、この工事費630万円及び黒鳥山公園の事業量増加等により、合わせ720万円を計上いたしました。

街路事業費につきましては、和泉中央線の補助認承額の増加及び事業施行による補償金等として8千395万円を計上いたしました。

浸水対策費につきましては、水路の整備工事費として250万円を計上したものでございます。

住宅費につきましては、既設団地の営繕費として99万3千円を計上いたしました。

次に消防費でございますが、常備消防費につきましては、別途議案第61号でご審議をわづらわします消防吏員の増員による諸経費の追加及び幸出張所新築による経費の追加等として118万9千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団員賞しゆつ金掛金等負担金として28万8千円。

消防施設費につきましては、幸出張所390平方メートルの建設工事費の追加及び2階建本署庁舎の敷地造成工事費等として2千430万1千円を計上いたしましたものでございます。

次に32ページ、教育費でございますが、教育総務費の教育指導費につきましては、各種補助金はじめ社会科副読本購入費等として80万2千円。

同和教育指導費につきましては、同和問題研修費はじめ、教育推進関係費等として557万1千円を計上いたしました。

次に小学校費でございますが、学校管理費につきましては、学校の営繕工事費の追加をはじめ、国府小学校の既借入地1千098平方メートルの購入費4千952万1千円。学校百年祭の補助金並びに別途議案第64号でご審議をわづらわします児童の骨折事故の賠償金24万円、合計いたしまして6千81万3千円を計上いたしました。

学校保健費につきましては、学校給食基準内調理員の賃金をはじめ、光化学スモッグ対策経費標準保護児童給食費の扶助費等として515万8千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、保護児童の扶助費として44万3千円を計上いたしました。

次に横山小学校増改築事業費、幸小学校増改築事業費、鶴山台南小学校増築事業費及び鶴山台北小学校新設事業費の各事業費は、予算の第2条で定めさせていただきます債務負担行為に関連いたしますもので、本年度支出を要する事務経費でございます。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、学校の営繕工事費及び校用備品の購入費として151万5千円を計上いたしました。

学校保健費につきましては、小学校と同じく、給食調理員の賃金はじめ光化学スモッグ対策経費等として132万5千円を計上いたします。

教育振興費につきましては、教材用消耗品をはじめ、特殊学級用備品購入補助認承額増額による追加等として54万4千円を計上いたしました。

次に信太中学校増築事業費及び第2和泉中学校新設事業費につきましては、債務負担行為に関連いたしますもので、本年度支出を要する事務経費でございます。山手中学校プール建設事業費4千656万3千円の追加は、用地の購入費でございます。

次に幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、教員の臨時補充員の賃金をはじめ、各園舎の整備工事費及び本年度から国の施策として施行されました幼稚園の就園対策費でございます。これは保護者の所得水準により段階を設けております。これら合わせまして595万8千円を計上いたしました。

幼稚園保護費につきましては、養護教員の賃金及び光化学スモッグ対策経費として53万3千円を計上いたしました。

次に社会教育費でございますが、これは主として青年婦人対策負担金の追加といたしまして307万4千円を計上いたしました。

次に保健体育費につきましては、去る8月1日オープンいたしました山手プールの運営管理経費として205万8千円を計上いたしましたものでございます。

最後に災害復旧費につきましては、去る7月の豪雨による応急復旧経費を132万円計上いたしましたのでございます。

土木、文教関係の本復旧事業につきましては現在、設計の段階でございまして今後、補正計上いたしたく存じますので、よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

以上が歳出の事項でございまして、総額4億2千39万円と相なるものでございます。

続きまして、これら歳出に充てる歳入についてご説明申し上げます。19ページへ戻りたいと思います。

まず初めに交通安全対策特別交付金でございまして、このたび決定通知がありましたので、既計上額との差額563万7千円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、国の施策として施行されました幼稚園の就園対策でございまして、公立幼稚園について使用料の減免を行なうものであります。私立幼稚園につきましては、歳出の補助金で措置いたしてございます。

次に国庫支出金でございまして、農林水産業費国庫補助金15万円につきましては、蓮池谷水路整備事業の補助認承額増加によるもので、これは全額補助金として交付されるものでございます。

土木費国庫補助金につきましては、街路事業及び公園事業の補助認承額の増加によるものでございまして、交通安全施設整備事業補助金は、一部補助事業への採択替えと一部の減額でございまして、土木費の補助金として、1千152万8千円を計上いたしました。

次に教育費国庫補助金につきましては、小、中学校の保護児童、生徒就学援助による補助金はじめ、前述の幼稚園就園対策補助金等として335万1千円を計上いたしました。

次に府支出金でございまして、民生費府補助金につきましては、老人福祉対策の一環として寝たきり老人に対するインターホンの設置補助金はじめ、生活保護者入院による法定外の援護による府独自の補助金等として70万9千円を計上いたしました。

農林水産業費補助金11万4千円の追加につきましては、米生産調整関係費として全額補助として計上いたしました。

土木費府補助金につきましては、新たに松尾寺公園が補助採択されましたので2百万円。交通安全施設整備事業補助金は、前述の国庫補助金から一部変更されたものでございまして、合わせ370万円を計上いたしました。

府委託金につきましては、商業統計及び事業所統計の調査区の増加により27万7千円を追加計上いたしました。

次に財産収入につきましては、墓地の貸付収入及び先にご議決いただきました溜池の処分金

を合わせ1億4千493万4千円を計上いたしました。

次に寄付金につきましては、一般寄付金として1千5百万円計上いたしました。

次に諸収入でございますが、受託事業収入につきましては、電電公社及びガス会社の市道掘削による復旧費でございます、2千百万円計上いたしました。

雑入につきましては、街路事業補償費収入等として4千887万6千円を計上いたしました。

次に市債でございますが、土木、消防、教育及び衛生債について、適債事業及び充当率を勘案し、1億5千140万円をそれぞれ計上いたしました。

最後に、繰越金として1千316万4千円を計上いたしてございます。

以上で、今回の補正総額は4億2千39万円と相なる次第でございます。よろしく願い申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。坂上君。

○ 29番(坂上国治君) 補正予算、26ページの墓地火葬場費についての関連性を持ってひとつ市長におうかがいたい。

こうして議案書にははっきりとした数字を載せる余裕があるのか。火葬場問題について議会にどう説明したか。われわれといたしましては、いずみ広報でのみみただけで、それ以外に何物もない。ある議員さんから私は「いずみ霊園火葬場協定書」というものをお借りして持っておりますけれども、これらについて、われわれ議員が何にも知らんということではあんまりじゃないかと思う。そしてこの内容をみたときに、地元議会議員の方が立ち会って、そして30年の期限を切っている。30年以内にこれを取り除きます、他に移転しますということがここに書かれてあるわけなんです。これでまず、市長並びに立ち会いになられた方々のお気持ちを私はずまず聞きたいと思う。

操業が出来て非常にわれわれ市民といたしましては結構なことだと思っておりますけれども、私に言わせれば、市長も70歳になんなんとした方、立ち会いにいられた方も70歳になんなんとした方、かりに市長が28歳、立ち会になられた方も青年議員であった場合、これだけの責任をよう持つんか。28歳だったら、30年たって58歳、まだピンピンしてる。そのときに取り除きます、ほかへ持って行きます、あんたらどこへ持って行く。いま70歳やから、30年も命はない、死んだあとは野となれ、山となれという気持と思う。しかしこれからわか和泉市を担っていく若い世代の方々について考えてみなさい。30年後には、和泉市に火葬場はなくなるんだということと同じこととあります。あんた方、この責任持ってますか。私は行政の責任として追及してる。そういう話し合いを現在まで続けてきておきながら、議会議員に対し何の説明もなかった、けしからんと思う。あんたら、議員というものを一体何だと考え

てるんですか。われわれは市民の代表ですよ。代表を踏みにじって、そしてあんた方がそんなことをやられたのではたまったもんじゃないですよ。ちょっと土性根入れて聞いてきなさい。

これからいまして、25、6歳の青年がこの和泉市を背負って立つ時期がきたとき、一体その当時の市会議員は誰と誰やったんかいな、必ず言われますよ。たいがいぼんやりした市会議員ばかりそろったんやなとね。現在ですらむずかしい状態の火葬場、30年後に、それ以内に取り除きますと、あんたら、責任持ってよう取り除けるんか、責任持ってどこかへ持って行くこと出来るんか。出来るんなら、こうして出来るとはっきりしなさい。大きな顔しておれは市長だ、おれは助役だと座ってるのが能じゃない。われわれともどもにこの問題に取り組んできたんです。ところが、私は言いたいけれども、市会議員の中でこの立ち会いをした人がある。おそらく私は若い人であつたら滅多にせんと思ふ。70歳という老令のためにやったと思ふ。われわれはいま53歳ですけど、おそらく30年はよう生きておらんと思ふけど、私はよう責任持たん。それよりもっとええ方法がなかったか、あるいは完全に、絶対に迷惑かけないようにそして現在、ここに書いてあるように、1千万円の補助金、1億積んでもよろしいよ。あんた方、よう考えてもらわないかんことは、鉄筋コンクリートというものは耐用年数が何年あるか40年あるんですよ。そうすると30年で移転した場合は、まだあと10年間いけるものをつぶさないかん。あんた方、自分の金であればよろしますか。市民の血税だから、金がいったら市民におっかぶせたらええんだという気持があればこそ、こういうことが出来た。せやから、今日の議会でこれらの説明を冒頭に理事者からして当然だと思つた。ところが何もこれには触れない。いかにもあんたら、ずるいよ。いかにも理事者はずる過ぎますよ。違ふというんやたら、誰でもええから言ひてみなさい。これだけの大きな問題を引き起こし、そして1年間の操業停止という問題に発展し、地元の方々が協力してくれて初めて操業開始が出来たんじゃないですか。それをいちいち議会に報告して私はしかるべきだと思ふ。だから、私がまず聞きたいことは、あんた方は30年後の和泉市を一体どないするということについて、まずわれわれの納得出来る答弁をして下さい。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 坂上議員さんのご指摘はごもっともでございます。火葬場については非常に長い間奔走し、あまつさえ、1カ年の仮処分を受けた問題でありまして、これに対応して市といたしましては、訴訟をやつていかなければならないよりはなほめになったんでございますが、いろいろ議会の中でも、決して裁判で解決したんではないけな、話し合いにおいて解決せよというご指摘もございまして、その面につきましては、裁判あるいは話し合いと両面にわたつて努力いたして参つたのでございます。その都度、皆さんにいちいちご報告なり、お話し



し上げなかった面は多々あったかと思いますが、まず必要に応じ特別委員さんがございますので、その特別委員さんにお頼りし、ご相談申し上げ、そしてご了解していただけたかのように私は思っております。

また30年という年限を切ったことにつきましては、決してこれは30年という長いことではなく、もっと近い将来ということを非常に強調され、そこに大きな問題点があったわけでございます。30年たってわれわれ生きておるわけではありませんし、決して30年後の責任を持ってどうこうということではございません。市長選は4年に1回ずつでございますので、4年以上の責任は持てないということでございますので、その点は十分ご理解賜りまして、何とかがご了解願いたいと思います。

- 29番(坂上国治君) 市長の答弁では、30年云々という責任は持つ必要なしということですね。市長の任期は4年、私はそれでは心もとないと思うんです。やはり市長という肩書を持った以上は、和泉市百年の計を立てていただくことこそ望ましいと思う。あんたね、そんな気持であるなら、初めから市長に出てこなんだからええ。あんたがやめて、あとの人がその責任を持たないかん。そんな軽卒な市長では、それこそ10万市民が泣きますわ。

そんな4年に1回選挙があるということとはわかってますよ。しかしそんな軽卒な答弁なされたらちょっとぐあい悪いですよ。そんなつもりで政治やられたら困ります。そやから私が先ほど申し上げたように、あんたら、そんな気持やから出来た。理事長が70歳、仲介に立った市会議員の方も70歳、あと30年生きられんから責任持たんやろうが、それは困る。やはりあんた方、お互いに皆子孫というものがある。だから、やはり子孫のことを考えてやってもらいたい。

私は金さえかければいろんな方法があると思う。1億円かけても2億円かけてもいいんじゃないですか。地元の方々に迷惑かけんような方法を考えたら私はいけると思う。私の一番気に入らんのは、30年後はどうなってもええ、あとは野となれ山となれという気持だ。全く私は反対なんです。私たちにも何も話してくれたことはないでしょう。最初からはっきり申し上げますが、成田議員も柏議員も私もいっしょに何べんも上代に行った。ところが最終段階でこれを取り決めたのは柏議員さん1人、なかなか力のある人や。しかし何ぼ力があっても70歳、あと30年はおらんと思う。

私のもっと言いたいことは、特別委員会があって了解を得たというのが、産衛委員会の模様を聞いたところ、反対という意向があったらしい。1日も早く操業してもらうことは10万市民が望んでいるが、10万市民は皆30年後を心配してますよ。

これは私だけじゃない、他の議員さんからもいろいろ意見があると思います。これはもうす

んだことで取り戻しかんことですが、市長の任期は4年に1回という、私はそれを聞いてあんたにこんなこと言うのはいやになってきた。そんな無責任な市長に対してはね、せやから、市長の答弁聞きとらない。助役が2人もおるんやから、市長に代って一べんははっきり納得のいける答弁してくれ。横へ座ってるだけが能やないぞ。

○ 議長(貝淵博治君) 助役答弁。

○ 助役(辻忠夫君) ご満足のいただけるような答弁にならないと思いますが、実はこの話し合いに私もずっといっしょに行っておりましたので、私から申し上げます。

坂上議員さんが言われたように、期間を切るという、そのことが問題であります。これはご指摘のとおりでございますが、当初からそれについては、市長としては出来ないということでございますが、何としてもこれを撤去するか、あるいはそれが出来ないというんなら、近い将来に他へ移転せよというご意見が非常に強うございまして、何回も話し合いを続けた結果、ただ出来ないということでは納得出来ない。何年後なら他へ移転するハラでおるか、ぜひその年数を言えということでございますが、坂上議員さんが言われたように、鉄筋の建物の耐用年数についても、そのときは申し上げております。その建物がまだ立派に用をなす間に他へ移転するということも、市長の立場上出来ません。またこれを撤去することも、現市長としては出来ない。それで何か他の方法で和解が出来るようお願いしたいということで何回もお話し合いしたのでございますが、どうしてもその話が整わず、その間使用出来ないということで、市民からも早く話し合いせよ、なるべく早く使用出来るようにせよという強いご要望もございます。このご要望も当然でございますので、どうしても早く円満解決をするためには、何とか年数を出さなければならぬということで、30年を出したのでございます。それで決して市長の案は名案というようには考えておりません。おりませんが、何としても話し合いが整って、1日も早く利用したいということでやりましたので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) 助役から答弁をいただいたのですけど、満足のいく答弁が出来ませんという、私どもが聞いてみても、やはり満足の出来る答弁じゃないと思いますけれども、私が先ほどからご質問申し上げてるのは、議会議員のわれわれが知ったのはいずみ広報、それだけでいいんですか。そういうことで理事者が事足ってますんか。あまりにも議会を無視してると違いますか。あんたには確りとした助役が2人も付いているのに、もっとてきぱきやってもらわな困りますよ。これはよけいなことかも知らんけど、助役の中では「坂上、ど気違い」と言うてる。覚えとけ、そこまで私は言われてるんです。しかし決して私は気違いでも何でもないと思ってます。おのれらの土根性が曲がったから、人も気違いのように思ってるんやろう。私はそんな曲がった根性はありませぬ。はっきり一べん坂上に対して答弁してみ、出来んや

る。さっき市長が言われたように、市長選挙が4年に1回あるのはわかってる。そんな無責任な市長には聞きたくない。しからは誰に聞いたらええ、助役や、助役に聞かなしょうないが、助役もそんな頼りない答弁をしたったら困ります。

何と相思でいまままで議員総会の1回も持ってないのか。解決したことはええとか、悪いとか操業開始が出来たことは一番結構です。しかし議員に相談もせんと、一部の人のだけの相談でやってええかどわか。産衛委員会が反対してる。その反対を押し切ってやったというのはおかしいですよ。あなたの行政は、議員みたいなものはごまかしたらええんやと思ってるんか知らんが、皆が10万市民の代表で出てきてる。そう簡単に考えてもろうたら困ると思う。私はこれ以上追及したところで、これは、「釈迦に説法」で何にもならんと思います。声からだけでは、今後、どういことがあってもこういことでは市民が困ると思いますので、十分注意してやってほしいと思います。私は要望だけで止めておきます。

- 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ございませんか。
- 28番(藤原要馬君) 産衛委員会の名が出ましたので、ちょっと市長にお聞きしておきたいと思います。

7月6日に産衛委員会をやったのですが、そのときは何ら報告はなかったのですが、墓地問題はどくなってんだと言ったときに、そういう条件的な問題は1千万円、30年ということであったと思います。だから、この補償金は5千万でも1億でもええが、30年という期限を切ることはまかりならんということ。ということは、いまままで合併後において16年間特別委員もつくられて今日まできたのでありますが、それが出来なかった。それがどうい出来たんであるから耐用年数ぐらひはみておかねばならんし、またその条件の30年には産衛委員会が強く反対したが、その晩にやられた。それだから、坂上議員から議会軽視という声が出てきたと思う。

それから市長の答弁に対してぜひお聞かせ願いたいことは、墓地特別委員にたびたび相談したということですが、それで操業の条件ということになれば、これはどこの分野というんじやないが、議会ルールからお聞きしたい。市長は議会議員も30年、議長も長く勤められたキャリアを持ってるから、どっちが担当すべきものか、相談を受けるべきものか、その点お聞きしたい。墓地特別委員会というのは、墓地を建設するという、操業ということになれば、どこの所管になるのか。私はちょっと不勉強でもあり、無学ですので、わかりかねるので、ちょっと市長からお教え願いたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 市長。
- 市長(藤木秀夫君) それは操業後の話ではなく、それまでの話し合いということでござい

ますが、藤原議員と指摘の面はどちらの所管になるか、産衛委員会の所管かということは非常にややこしいところでございまして、そのへんひとつご了解賜りたいと存じます。

そして議会で報告しなかったということにつきましては、前回の議会でも藤原議員に言われあくまでも話し合ひでやりたいということで、それまでにいろいろお話し申し上げ、もうこれは裁判さだでケリを付けるのではないということのご指摘をいただいたのでございます。その点常任委員さんと墓地特別委員さんとの任務の分担の見解はご了承賜りたいと思います。

○ 28番(藤原要馬君) いま、市長の答弁では、どちらの分野かわからないということですが、私は何も議員間で事業の責任とかを言うてらんじゃありません。この墓地をつくるにつきましては、産衛委員会と墓地委員会は共同で何回もやっていると。だから、建設についても相談を受けてるわけです。違いますか。それを今度はいつ操業するんですという条件の中での話しではないんですか、これから使用するんだという中でしよ、条件でしよ、違いますか。30年というのは何ですか、操業することによって30年という年限があるんでしょう。その年限を切るのはどういう関係になるんですか。市長、あんた、そんなほげたような答弁してはだめですよ、もっと明確なご答弁をしなさい。だから言われるんです。あなたは7月の一般質問で話し合ひでやると言うてますな、あんたは1回もやってませんよ。私の言うてるのは、市民の中で起こり、市民の反対はたびたび地元に行ってPRもし、説得もし、お頼みもしなさいと言うた。あんた、それから行きましたか。日参しなさいと私、言うたでしょう。あんた、行ってない。向こうからきてもらって条件のむ。あんた一べんも市民が可愛いという気持でやったことはない。市民が大事だ、サービスをしなければならないという気持で行ったんですか。やってない。それを私が言うてる。話し合ひしなさい、日参しなさいということは12月にも言うた。あんた、何回行きましたか。1回も行ってない。何事だと言いたい。あんたは1回も行かずして、向こうからきてくれた。1日も早く操業したらええんだという形だけで締結した、それをいけないというんですよ、私は。なぜもっと上代の人に日参しないんですか。上代の人にご辛抱願いなながら文句を開かなければならないという形が出てきてる。あんた、なぜもっと行かなかったか。市長としてこの行政に対する不信ですよ。一つも親切味がない。そんなもので市民が納得しますか。市民が一番大事だという考え方でやるべきですよ、どんなことについてもね。

私は何も言いたくないが、あんたの答弁聞いたら言わざるをえない。話し合ひでしなさいと言うりから話し合ひでした、何を言うかと言いたい。もっと日参してあらゆるあとに苦情のない市民全般に利益を与えるようにすることが行政の万全を期したと言えるんです、それでしよ。だから、もうこれは注意だけしておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 金沢君。

○ 12番(金沢勝君) 墓地補助金の問題でございますが、墓地の協定書の問題が出ております。私はちょっとお尋ねしたいんですが、民法では借地の場合、木造で30年、鉄筋で40年それ以上要求出来ないという最低期限が明記されております。鉄筋では最低40年貸し付けてあげないかん。その間は土地返してくれという請求は出来ないという保証です。

先ほど、助役の答弁では、30年はほぼ耐用年数に近いとお答えされたが、私はそうやなく、鉄筋の耐用年数は、物によって違うけれども、大体百年は持つと思ふ。そういう中で30年という、絵に書いたもちのような協定書がつくられてる。過去、和泉市になるまでに、やがては信太地区に火葬墓地を設置するといふことが16項目の条件の中にあつたが、横田市長の時代に墓地の実現が出来なかつたことも事実。先ほど、坂上議員からやかましく言われておりましたが、私は30年というのはいかに協定書があつたとしても、どこかに代りがつくられることよつて期限が守られる。現実、老朽化した観音寺の火葬場が8月の4日まで使われてきたそつでしよつ。相当痛んでおつたのを無理して使つておつた、代りがないから。この上代の協定書を見ると、30年という協定は絵に書いたもちになるんじゃないか。私は上代の一住民としても納得出来ない。といふことは、やがて30年先に取り除くならば、見返りの土地を買いぐらゐの努力があつてしかるべきだ。30年してからどこか買ひましょつ、建てましょつといふことでは、おそらく移転は出来ないものと断言します。私は絵に書いたもちよりも、池辺市長の時代に言われた3千万円を要求したいと思ひます。いま、「おぎゃ」と生れた子が30歳になるまでといふ約束をこの中で何人残るか、おそらく残らんでしよつ。

私が申し上げたいことは、民法上では、土地を貸した場合、鉄筋を建てたら、最低40年間は明け渡しを請求出来ないと書いてある。国有地であつても、市有地、私有地であつても、30年で協定を交した場合は、協定が優先されるか、民法が優先されるか。上代の土地であつたとしても、40年間は明け渡しを請求出来ないといふ保証がある。この点について、専門家のどなたでも結構です、ご存知の方がございましたらお答えいただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 総務部長。

○ 総務部長(坂口礼之助君) ご指名がかけられましたので、私からお答えいたします。

その協定書は、少なくとも、契約行為だと理解いたします。したがつて、契約行為は司法上の保護を受けますので、30年以内に撤去するといふ契約につきましても、借地権が鉄筋コンクリートで40年間存在するといふ規定よりも、契約のほうが優先するといふように私は解釈いたします。

○ 12番(金沢勝君) それは総務部長の解釈であつて、私の解釈と違ひます。上代に対して

和泉市が借りて火葬墓地をつくったとしても、40年間は明け渡しを請求出来ない、現行民法ではね。まして、和泉市の土地で和泉市が建てておるわけでしょ。それ以上、上代の権利がないものと私は認める。だから、協定書というものは、上代の立場になり、和泉市の双方の立場を守ってこそ、協定書の意義がある。これは住民を押えるために、民法に違反してまでの協定書をつくる、上代は民法よりも協定書が優先するという争いが現実問題として残るならば、私は争いが起こると思う。

部長の解決だったら、協定書がいらんのじゃないかということです。法律が優先される。あいつを殺してくれ、殺したら賞金をやろうという協定書をつくった場合、それは無効なんです。だから、私が強調したいのは、議会ではっきり申し上げて、30年を順守するならば、次年度ぐらいから土地買収にかかるべく努力されるかどうか。これは横田さんがやらないかん、やらないかんということで7、8年もかかってきた。35年ですから、そしてやかましく言われて出来たのが12年先。だから、4、5年の間に何らかの形で現わしていかん絵に書いたもち3千万円を1千万円に削られて、子供にガラガラ与えて泣き止ますようなことでは立派な行政ではないと思う。その点明確にしてもらいたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 法律の解釈の件につきましては、金沢さんと私とは全く相反するわけですが、先ほど申し上げましたように、借地権はその上に建ってある建物の種類によって、20年もしくは40年の保護はされてる。あくまでも、借地権の契約条項に年限等が明記されておられない場合に適用されるべき性質のものであって、少なくとも、契約の段階で双方の合意の上で出来た条項については、やはり契約条項が優先すると解釈しております。間違いがあったらいかんので、またよく調べて……。

○ 12番(金沢勝君) だから、横田さんも任期中に墓地を移転するよう契約を結ばれて移転したかった。30年先、さよいか、と言ったら絵に書いたもちになるんですよ、はっきり申し上げてね。それやったらいま、3千万円もらったほうがいいんじゃないか。上代住民の1人として強調したい。産衛委員会でも30年の期限を取るんなら、5千万でも1億円でもええやないかと産衛委員長がはっきり言われた。だから、私は協定書については柏さんを追及はしませんけれども、私は不満にたえない。だから、ここで誰かが責任持って、腹切っても30年後には移転しますという部課長がおれば引き返りますが、これでは絵に書いたもち、腹が痛い子にガラガラ持たして泣き止ますような協定書では、私は地元住民としても納得いかない。だから、それを取り消して1億でも出してやろうというんなら、私はそのほうに乗りたいと思う。せっかく出来た協定書やから私は言いませんが、30年後に残る人もあろうから、責任持ってやるという誰かがなかったら、市長は4年に1回、助役は3年に1回同意をもらわんとな

れませんという相手では、われわれは永久に上代に住むんです。ほかの地区の人たちは上代住民が痛いであろうということしかわからないが、われわれは現実責められてる。こんなんやったら、3千万円やったら初めから出すとはっきり言うた。移転出来ないんなら出来ないとはっきりするのなら1億円もらい。誰か確約して下さい。確約せん限りは絵に書いたもちですよ。

○ 21番(松尾千代一君) 議事進行について。ただいま金沢議員が長々とおっしゃっておられますけれども、この確約を取ろうとなさってるが、おそらく確約は取れないであろうと私は思います。したがって、金沢議員は確か、信太地区に火葬場を設置することに反対してこられた議員であったと思います。にもかかわらず、この火葬場設置に賛成された議員の一員であります。その方がこのたびの問題について、年限がどのくらいの、そして次に30年後の対策としてどうするんだということの確約を取ろうとなさってるが、おっしゃること自身が疑問だと思います。今後、かようなことを私は上代地区住民及び信太地区住民によく訴えてまいりたい。合併当初には条件反対の運動を起し、そして議員になられたその議員がこの中で言われるのもってのほかだと思います。こういう主張に対して、私は確約する必要はなからうと存じます。

○ 13番(竹下義章君) 議事進行。先ほどからいろいろ聞いておりますが、そのことについては私も言いたいことがある。少なくとも、この議会はおそらく現職議員として最後であろう大切な議会におきまして、聞いておれば、先ほどから議員間のやりとりがあって問題がぼけてくるように思います。議員間で事、選挙に関しては何も知りませんが、いろいろあったらあったで腹の中に置いてもらって、やはり問題の焦点をしぼって理事者を追及してもらい、各議員が議事進行のためにやってもらいたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) ただいま議事進行ということで、松尾議員並びに竹下議員から、こういう議員間のことは避けたいかと、ごもっともやと思ふんです。ここで私はまず皆さん方、竹下議員にも了解してほしいということは、ちゃんとこういうものに名前を連ねてある以上は、一目瞭然、名前を出さなければならぬ状態になってる。せやから、これは当たり前であると思ふんで私は発言してるんです。選挙云々、そんなこと、かりに落選しても、私はそんなちっけなことにこだわっておりません。自分の1票だけしかなくても、そんなことにはこだわられません。竹下議員の言われたとおり、出来るだけこういうことは避けていくべきでありますけれども、文書にうたわれてはっきりしてある以上はこの名前を出されます。いややったら名前出さなならえ。

○ 議長(貝淵博治君) わかりました。議案書に基づいてご審議を願います。直村君。

○ 20番(直村静二君) たくさんあるんですが、火葬場の問題について1千万円ありました

が、共産党としては、一番基本は金額ではなく、地方自治、住民自治の立場からこの問題が発生した。同時に各議員も話し合いということで解決が付いた。もちろん、共産党でも不平、不満の住民の声を聞いております。しかし今後とも地方自治を守る立場からやっていただきたい。議員間の問題につきましては、議長が出来るだけ前もって注意をさせていただきたい。

それから補正の歳入で総務部長にお聞きしたいが、繰越金額は46年度の大体の決算状況でこれがまだふえるんかどうか。

次は衛生債で幸地区の不良便槽改修2千380万円、同和地区と出ているのは王子地区も入るのか。この前の議会で衛生課長に、次の議会には十分答弁出来るようにと申し上げてあったんですが、再度聞きますが、便槽の改修をする場合、これは解放同盟支部に申し込んだということであるのかどうか、王子地区もそのとおりなのか。そして便槽の修復をした場合、確かこの前の答弁では、月2回必ず取りますという、条例ではおおむね月2回、だから、条例の改正もいるのではないかと。便槽の修復が出来たらきれいに取れる。その場合和泉市全体として条例改正をして、おおむね月2回じゃなく、月2回とはっきり出来るんじゃないか、この前申し上げておりますので、はっきりご説明願いたい。

あと27ページ、幸火葬場撤去工事費百万円、さらに新開斎場撤去及び整地工事費5百万円それからちょっと意味がわからないが、備品購入費で幸地区葬儀用手引霊柩車1台と出ておりますが、市営火葬場の場合は、全部市の車で直行して行くのではないのですか。幸火葬場撤去工事費があがって、同時に霊柩車1台、またそこへ行くのですか、その点についてお聞きしたい。

それから29ページに歩道設置工事費の追加587万円が出ておりますが、対象はどこか、お答え願いたい。

次は32ページ、同和教育指導費の教育対策負担金の追加、これは内容だけちょっと聞きますと、高校とか大学とかいうことですが、この点についてお答え願いたい。

合わせて社会教育費の中の婦人と青年の対策負担金が出ておりますが、社会教育がなく同和であれば、同和教育のほうにしてもらいたい。

それから私立幼稚園就園奨励補助金、これは私立の幼稚園へ行ってくれと奨励するのですか公立の幼稚園をふやさないという要望がある中で、私立の幼稚園奨励という名称は、金額はともかくとして、そういう名称は問題があるんじゃないか。

それと光化学スモッグの問題、細かく書いてますが、一体何をしようとしているのか。毛布とかうがいとか、もし光化学スモッグがきたら、部屋をこしらえて空気清浄装置がいる、洗顔とか毛布の備品ということですか。これから光化学スモッグの一番重要な時期になるのではな



いか。その点市は専決処分で3千万円まで出来るから、この点の答弁を願いたい。

非常に細かい点たくさんありますが、明快なご答弁を願いたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) まず、私への質問がございましたので、お答えいたします。

繰越金でございますけれども、現計で3千7百万円で、今回の千3百16万4千円を補正いたしましたして、5千16万4千円というのが繰越金の総額でございます。

今後、なお出てくるかというご質問でございますが、46年度決算見込みが立ってございまして、ほぼ5千万円で終わりで、これ以上出る可能性はございません。

○ 議長(貝淵博治君) 衛生課長。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 便槽の補修についてお答えいたします。

これは同和事業の一環として、うちのほうで幸地区を調査したところ、水のわくところが7百ほどありますので、これを同和事業で取り組んでいきたいと思っております。

○ 20番(直村静二君) 水のわいてくるのが7百個、これは注文があればすぐ市としてするのか。それとも窓口1本だから、同盟に申し込む。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 同和事業の一環としてやるので、同盟に入る、入らなくてやっていきたいと思っております。

○ 20番(直村静二君) そうすると、市のほうへどうも水がわくということで用紙を衛生課へ提出すればやってくれるのですか。それとも業者に申し込むのですか。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) わく、わかんについては、業者に調査させております。幸地区業者は大体、月に1回くみに困っておりますので、ここの便槽が水がわくか、わかんかはわかっておりますので、その調査は全部うちでやっております。私のほうも現場にみに行っております。

○ 20番(直村静二君) 市の公金でやるのに、業者の申請だけで金が出るのか。用紙つくってるんですか、用紙つくりなさい。そしてつくった用紙を業者に渡す、市が立ち入るほうがええんやないか。7百個は全部で。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 幸地区だけで7百個、王子は別です。

○ 20番(直村静二君) 7百個出来たら15日に1回ということになるんですな。全市にやる気があるかどうか。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) いまのところ考えておりません。

○ 20番(直村静二君) 考えなかったらぐあい悪いことありませんか、ぐあよろしいか。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 今後、考えていかなければならないと思っておりますが、現在のと

ころはまだ考えておりません。

- 20番(直村静二君) 確認しておきますが、本人の申請で業者が調査をし、市へ出してお金を渡すということですから、申請の用紙はぜひともつくってもらいたい。そして本人が書いてハンコを押して出す。この用紙はつくってくれるかどうか。
- 産業衛生部長(宇沢清君) ただいま衛生課長から説明しましたとおり、当初、私のほうの環境衛生指導員と業者とともども、向和地区内を全調査いたしまして、現在出ている不良便槽については7百個を本年度事業の同和対策事業として取り組むということでございます。やはりこれは解同支部のほうに名簿を作成して提出しております。それらのものが7百個で、本年度事業として取り組むということでございます。
- 20番(直村静二君) そうすると、あなたの答弁ではっきりした。やはり解同支部で名簿を作成してもらわんと出来ない。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 私のほうの指導員と業者が一体となりまして実態調査を行ないその名簿は解同支部に提出されてるということでございます。
- 20番(直村静二君) だから、それ以外にも出てくるかもわかりませんわな。その場合もハンコい入るんじゃないか。単に支部で名簿をつくるだけやなく、用紙をつくりなさい。それを支部や市へ出すのもけっこうだと思ふ。衛生というのは全部をきれいにすることなんでしよ。次は不燃物の処理、7月から具体的にどのように進められてるのか。たとえば月に1回か2回か。また家庭並びに隣組関係に渡してあるのか、その点計画があるのか、お答え願いたいと思ひます。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 不燃物処理につきましては現在、8月1日から実施しております。それにつきましては、各町会にうちのほうから文書を配り、町会で収集する場所を指定していただき、午前、午後に分けて各町会へ取りに行ってる状態でございます。1カ月に全市回ると、1回しか行けません。
- 20番(直村静二君) 意見だけ。月1回ではなく、やってみて、その中でいろんな声を聞いて解決して下さい。
- 議長(貝淵博治君) 交通公害課長。
- 交通公害課長(内田繁君) お答えいたします。

交通安全施設費の中で歩道設置工事費の追加について、どの線かということですが、これは当初予算で伯太・久米田線の歩道設置費の工事費の追加でございます。延長等を延ばした関係、その他ガードレール、ガードパイプ約6百メートルの設置費を今回、追加させていただいたわけでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 第1点の教育対策費でございますが、これは解放教育を進めるための実践活動経費でございます。

第2点の社会教育費に計上の青年婦人対策費、ご指摘のとおり同和対策費でございます。

第3点の幼稚園の就学奨励金の関係ですが、公立を抑制して私立を奨励するという趣旨のものではございません。47年度に文部省から幼稚園の就園奨励費交付要綱が示されて、幼稚園教育の振興を図るために、幼稚園に収容する4歳児、5歳児の保護者で、所得が低いものに対して、地方公共団体の就園奨励事業について国が助成措置を講じたもので、予算に計上しておりますのは、生活保護法の指定を受けた世帯、あるいは当該年度において市町村民税の対象所得の低い人に対して1万円、5千円のそれぞれの補助要綱が示され、それらの就園奨励のために行なう経費であると国から示されておりまして、公立では使用料の減免、私立は市のほりから施設経費に対して助成しよう、その経費の3分の1は国が負担、残りの2の財源は地方交付税でまかなっていく、公立、私立の関係ではないということを申し上げたいと思います。

最後に光化学スモッグ対策でございますが、今回計上いたしましたのは、160万円余の経費を科目ごとに分けてありますが、ご指摘のように、一つの基本的対策につきましては、国なり府の指導あるいは交通公害課とも協議して考えたい。また保健室の整備についても努力していきたいと考えております。

○ 20番（直村静二君） やはり社会教育の青年婦人対策負担金は同和予算というのは、市独自の費用、同和は口を開けば国民的課題と言ってるが、何も一般の青年団じゃない。こういう場合同和対策に入れなさいと何回も言ってる。そうしないと、また質問出てくる。

それから私立幼稚園補助の問題、あんたの答弁聞いてるとすり替えですね。公立は減免、私立は就園奨励費を出すという。私が申し上げてるのは金額がどうのこうのじゃなく、名称を変えないと、私立を助成して、公立は建てないということになり、基本姿勢からいってこの名称はまずい。私立の補助金は市独自の政策でしょう。公立の国からまけてもらうたやつを出すということではないんでしょ。

○ 教育次長（阪東重信君） 市の行なってる幼稚園の格差是正は市費持ち出しでやっておりますが、今回、予算化しております就園奨励の補助制度は、父兄負担の軽減という考え方で文部省で措置されたものだ、名称そのものも全国同じ幼稚園就園奨励金として予算化され、全国的な補助金交付要綱に基づいて父兄負担の軽減ということでございます。公立、私立を問わず、私立の場合いわゆる助成措置はしておりますが、今度は公立では歳出でなく、歳入のほうで減額をした予算措置を講ずる、このように指導を受けておりますので、予算措置を講じたという

のが現状でございます。

- 20番(直村静二君) 485万円はどこから出る、市負担ではないんですか。
- 教育次長(阪東重信君) 国から3分の1の経費は補助金として入り、3分の2が地方交付税で措置するということでございます。
- 20番(直村静二君) 先ほどの光化学スモッグ対策については、保健室、空気清浄装置は早急にやるのか。これから本格的に始まるんじゃないんですか。
- 教育次長(阪東重信君) 先ほど申しましたように、保健室の整備についても努力したいと考えております。
- 20番(直村静二君) 努力しつつに、まだ8月22日、今月一杯ありますから、早くしてくれと要望しておきます。
- 議長(貝淵博治君) 横田君。
- 5番(横田憲治郎君) 24ページ、民生費関係ですが、負担金補助及交付金の追加更正108万4千円、端的におうかがいいたしますが、各種団体について、具体的に当初から累計してどのように補助金及び交付金が上積みされるのか、ご説明をおうかがいしたい。
- それから25ページ、予算額は僅少ですが、児童遊園費、これはおそらく南池田の新しく出来た児童遊園のことであろうと思いますが、そうですか。
- 市民課長(田中二三夫君) そうでございます。
- 5番(横田憲治郎君) 完成までにこれだけ追加してやるんだと受け取っていいのか。それとともに、管理の問題をどのように考えてるか。関連してお聞きしたいのは、いわゆる一連の児童公園あるいはびっ子広場、この名称は付けておりませんが、それらの公園施設の管理体制はどのようにされているのか。あるところは町会、あるところは特定個人にお願いしてると聞くが、この点についておうかがいしたい。
- 29ページ、松尾寺の公園費ですが630万円、これで向こうの公園が完成、完備されるのか。内容も含めてお聞かせ願いたい。
- それから市道補修工事費の追加で2千592万円、これの補修工事を行なおうとする基準とどうか、どのような道路を対象としてメリットを考えているのか。その点を時節柄、はっきりさせておいたほうがよからうと思いますので、念を入れておうかがいしたい。
- それから30ページ、浸水対策費250万円、まず先の道路工事費と同じ趣旨でおうかがいしたいと思いますので、出来れば場所等を明示願いたいと思います。
- もう1点、32ページ、小学校費ですが、各小学校管轄工事費1千66万4千円、これで各小学校における要求管轄費の何割程度を満たすことが出来るのか、100%完備されるのか、

どのような状況まで管轄工事が進捗出来るのか、その点の実態をお聞かせ願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（小林一三君） それでは民生関係からお答えいたします。

まず、各種団体補助金の当初と今度の追加の関係ですが、ちょっと詳細は主管課長から答弁させます。

第2点の交通遊園でございますが、今回の補正をお願いすることにより、使用可能の線に行くことになってございます。現在、所管は社会児童課でやっておるわけですが、この制度が完了の既には交通公害課に移管し、児童幼児の交通知識の育成施設に活用願うべく、内部協議をしておるところでございます。

第3点の児童遊園管理の問題でございますが、ご指摘のとおり、市内にある約50カ所の児童遊園をみたと、管理状態がまちまちでございます。したがって、抜本的に全市統一した管理方法をとるべく、所定の施設台帳ないしは器具の点検等も定期的に行なうべく、48年度に向かつて、9月ないし10月に市内の児童遊園の遊具等も含めて総点検し、統一ある的確な児童遊園の管理体制を48年度からやっていきたいということで現在、担当課長並びに係長に資料の整備をさせておるところでございますので、48年度当初からは、的確な管理体制を行いたいと思っております。

○ 社会児童課長（森保君） お答え申し上げます。

社会関係の各種団体40万円は現計予算です。補正は20万円で補助金はつきのとおりでございます。

現計予算は、保護司のほうで13万、補正で5万の計18万円。母子福祉は8万、補正が6万。遺族会7万、補正3万の計10万。傷い軍人が8万、補正4万、計12万。手をつなぐ親の会が4万と2万、計6万円。補正額が20万円となっております。

○ 福祉課長（山村昇君） お答えいたします。

各種団体の補助金12万円の内訳でございますが、当初、老人クラブは7万、追加で5万円計12万円、身体障害者に対する福祉会でございますが、当初14万円、追加5万円、計19万円。肢体不自由児父母の会の補助金が当初4万、補正2万、計6万。

以上でございます。

○ 5番（横田憲治郎君） いま、2点について事務的に答弁してもらったので、意見だけ申し上げておきます。

この徴々たる補正で本当に承服しかねる。市長、これら恵まれない福祉行政を重点的にと、当選した際にも強くおっしゃっておられた。当初のときに楽しみにしていたが、雀の涙です。

恵まれない人たちが、本当に自分たちのささやかなグループの運営費にも事欠くような、これでは藤木市政の社会福祉は泣いてるとしか言い様がございません。

それと児童公園管理でございますが、南池田はこれで使用可能、この管理は48年度から考えないんですか。

もう1点、交通公害課で管理するということでしたが、当初は教育課程の一環として、各小学校から児童生徒を向こうへバスなんかで運んで行って実践的な交通マナーの訓練を行なり、いわゆる教育の場として使用していきたい、このように教育委員会から聞いたこともあります。それらと関連して、あれだけで僕は完成された児童公園としては未熟とっておりますので、今後、拡張してもらいたいと思っております。ましてや、内容的にも普通の児童公園と若干どころか大いに異なり、それらの管理運営を完璧にしてもらわんと子供がけがをするという問題が日常茶飯事起こりうると思っておりますので、実態に即した管理運営を考えてもらわんと、出来たけれども、すぐけが人が出るとかではまずい。その点ははっきり突っ込んで南池田をどりするんか、おうかがいしたい。

あと一般的な50数カ所についても、市民部長が来年から統一した管理体制とおっしゃるが出来るところから早急に一貫した考え方のもとにやっていくべきだと思いが、その点について再度おうかがいしたい。

- 市民部長(小林一三君) まず、第1点の交通遊園の問題ですが、私、担当してから交通公害課長と協議のうえ、そういう話でございますが、議員さんと指摘のとおり、交通公害課にしても、最終は教育委員会のそういった交通安全教育のタイアップがない限り、有効かつ適切な運営が出来ないんじゃないかと思っております。当初から予算措置が、たまたま、児童遊園ということ、市民部の社会児童課が担当しておいた関係から、先般来、いわゆる活用可能な施設整備は市民部の担当ということやってきたわけでございます。

第2点の児童遊園管理につきましては、ご指摘ももっともでございますので、計画どおり来月から実態調査のうえ、全市総点検をしたいと考えておりますので、出来たところから早急に基本方針どおり、48年度といわず、47年度からでも管理体制を整備してまいりたい、かように思います。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。
- 土木課長(中尾宏君) 市道の補修でございますが、原則的には市道の認定道路です。しかし必要に応じ、不認定道路でも補修を行っております。合計いたしますと、現在管理場所は認定327本、管理対象外の不認定道路を合計いたしますと、約6百本ぐらいに達しております。

- 計画課長(大浦行雄君) ご指摘の松尾寺公園は、総合公園として梨本池周辺に都市計画公園の指定をしておりますが、その中の一部、松尾寺に約9ヘクタール共有地があります。その共有地を松尾寺町から処分して結構ですという了解を得てますが、たまたま、本年度から3分の1ですか、2百万円の府補助が付いたことから、約3年か4年で整備を行なっていくということで今回、初年度として補正を行なったしいです。

それから30ページの水路工事費の内容ですが、7月豪雨の際に、非常に水路故障でいろいろと目に付いた箇所を調査したのですが、和気町、観音寺町、唐国町、太町の中の水路を整備していきたいということで、水路費の計上させていただきました。

- 教育次長(阪東重信君) 教育面について私からお答えいたしますが、各学校の管轄工事費はたくさんございます。今回、予算措置をしておりますのは、金額的に最も大きな南池田、北松尾等の旧校舎の移築後の運動場の拡張工事、学校敷地の効率的利用を図るためのもので、お尋ねの金額的には、80%の要求に応えたものと理解いたします。

- 5番(横田憲治郎君) 道路補修の問題ですが、必要に応じて認定、無認定を問わず、一応管理下の6百本はケース・バイ・ケースでやっていくというが、行政の公平、厳正を期していただきたい点を強く要望しておきます。

それから計画のほうの松尾寺公園は3年ですが、4年ですか。

- 計画課長(大浦行雄君) 51年度目標です。

- 5番(横田憲治郎君) 4年計画ですな。

それから管轄工事は8割まで満たせる、運動場の拡張も含めて。

- 教育次長(阪東重信君) いろんなものがありますが、金額的に最も大きなものとして今回80%の予算措置を願ったということです。

- 5番(横田憲治郎君) 問題は学校によりますけど、父兄負担で校舎の管轄費までまかなっているような実態をよく踏まえて、そういう税外負担の解消は当然のことですから、ひとつ掌握願いたいということを要望しておきます。

- 議長(貝淵博治君) 他に、出原君。

- 7番(出原武司君) 3点にわたってお聞かせ願いたいと思います。

まず、25ページの老人集会所備品購入費の120万円、老人福祉負担金追加の2点の内容をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして31ページの池田出張所の水道工事費として10万円補正されてますが、これは去る6月の定例会で一般質問で申し上げましたが、水道工事はおそらく行なわれると思いますが、それに伴って出張所の風呂設置工事費として40万円計上されておりますが、これはどの

出張所に設置されるのか、お聞かせ願いたい。

それから39ページの農林水産災害復旧費については、あまりにも予算額が少ないわけですが、去る7月の豪雨で、至るところで丘陵地帯あるいは農林耕作の土地が災害を受けたところがいろいろあるかと思います。こういったものに対して、補助対象の場所とか、いろんな面があるかと思いますけれども、関連してこの際、こういった災害が起こると同時に、各町会長さんあるいは農協の協力を得て、その面積なり、被害を受けた具体的な調査を市に報告していただき、その代償として、たとえば固定資産税の一部を減免あるいはまた低利資金融資で育成していくといった理事者側の親心があるかどうか、それらも合わせてお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに申し上げますと、大阪府などではテレビ、ラジオ等を通じて、この災害等には減免されることもPRしておったわけですが、わが和泉市では、そういった配慮があったのかどうか、合わせてお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市民部長（小林一三君） 第1点の老人福祉費の問題でございまして、これにつきましては過般来各議員さんからいろいろ老人憩いの家の制度等についてお尋ねがありまして、私も府の老人福祉課にかけ合いましたが、施設費については残念ながら、昭和47年度は時すでに遅しということとございましたので、現在、12校区の各校区で会場を老人クラブでお借りして、年に何10回か活用しておるわけでございます。そういうお借りしている集会場に対して必要な備品あるいは娯楽的な、あるいはゆったり出来る備品等を、今後とも予算可決決定後におきましてはよく話し合いのうえで本予算の執行は的確にやってまいりたい。

なお施設計画につきましては48年度以降、地域の実情等も勘案しながら、本市の長期的な展望に立った施設計画はやってまいりたい、かように思います。

それから負担金でございまして、これは同和対策費の老人福祉費の負担金でございまして。

- 消防署長（南口主雄君） お答えいたします。
- 風呂設置工事につきましてはお説のとおり40万円、松尾出張所、池田出張所それぞれに設置したいと思います。1カ所に20万円、計40万円でございます。
- 農林課長（吉岡昭男君） お答えいたします。

本予算をお願いするのは応急復旧のみでございます。本復旧につきましては、府、国の査定において、それを終えたりして、次回の会議にお願いしたいと思います。

- 7番（出原武司君） ただいま農林水産費について大体の説明は聞きましたけれども、関連で申し上げたい。これはどなたが担当かわかりませんが、今度の災害等について、テレビ、ラ



ジオ等を通じて大阪府がPRしておいた固定資産減免についての方法もあるといっておりますが、わが和泉市ではそういった配慮があったのかどうか、お聞かせ願いたい。

- 資産税課長(吉田日出男君) 災害の場合で減免申請が出されておりましたら調査いたしますが、今回の場合は減免申請は出ておりません。
- 議長(貝淵博治君) 竹下君。
- 13番(竹下義章君) 簡単に質問していきたいと思えます。

まず、最初の総務費の中で会館基本設計委託料というのが2百万円組まれております。これはおそらく前回の議会で私が確約した労働会館建設の委託料と解釈したいわけですが、そういう労働会館ということで委託料を組んでもらってるのかどうか、その点を明確にしておきたいと思えます。

もう1点は、どこを探しても前回、私が一般質問の中で申し上げました1,500坪の土地に労働会館を建設しようという話が出てません。労働会館建設用地という看板をあげなさいあげましようという約束は出来た中で、他の議員さんから、少なくとも議会でそういう確約するのはおかしいという形で、部長のほうがいろいろ答弁をいたしまして一応終わったわけですが、今回の補正予算等の中に、開発から市が土地の買収のものがおそらく出てきてるんじゃないかと期待しておったのですが、その約束をいただいておりますながら今回、議会の中に土地の問題が出ておらない。これはなぜそうなったのか、約束が違うんじゃないかと申し上げたいので、その点を明確にお答え願いたいと思うわけです。

次に27ページの火葬場等の問題についていろいろ言われておりますので、簡単に申し上げますと、まず、弁護士委託料が含まれております。これは216万2千円組まれております。これは実際、すでに金は幾らか出てると聞いてますが、ここにでてくるとなればまだ出たらんと思えますが、われわれ議員が疑問を持つような解決をしながら、これだけの金額を弁護士に払わなくてはならないのか、その点を明確にしていきたいと考えております。

もう1点は、新火葬場による問題の中で、私はこの建設に賛成の立場で確約をいたしましたのは、少なくとも、和泉市がどんどん発展していく中の市民感情において、現在の和泉市にまだ昔の考え方によって、くわ者、よそからきてる人には墓の土地を売ってくれないという状態があるんだと議会で訴えました。部落の名前も訴えました。本日は名前はやめますが、まだ各地域に部落の土地だから、土着の人以外には売らないということがありまして、1日も早く火葬場の建設とともに、公園墓地も建設してもらわんといかんということで賛成してききました。いつ、どういう形で取り決めになったんか記憶ございませんが、当初の計画には公園墓地も入っておった。ところが出来上がったものは火葬場だけ、委員会でいろいろ聞いております

ので、あまり詳しくは聞きませんが、そういう火葬場だけであつたら、よそからきてる人は、墓を求めても買えないという状態があります。少なくとも、和泉市民でありながら、非常に迷惑を被ってる形になりますので、火葬場は出来た、焼いております、そんなら公園墓地はどうなってるのか。そして今後、どのような考え方に立って、いつごろまでに公園墓地という、一般に売買出来る状態が出来るのか、あるいは規模はどのように考えているのか。この議会で明確にしていただきたいと思ひます。

関連いたしまして、ここに新開斎場撤去及び整地工事費と出ておりますが、この跡はおそらく公園墓地としてつくられるんじゃないかと思ひわけですが、墓地の出来上がるのは、大体いつごろの見通しか、あるいは価格等についてお聞きしておきたいと思ひます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

まず第1点の総務費に計上しております会館設計委託料の2百万円でございますが、ご質問の趣旨をくみまして、現時点で総合会館方式をとっていくか、あるいは労働会館単独の会館にするかについての最終結論は、まだ導き出す段階には至ってないのでございます。したがって、会館設計委託料という名称になったわけなんでございますが、ご趣旨のように解釈していただいてもいいと思ひます。

それから用地費が計上されておらないんじゃないかというご指摘でございますが、ご承知のとおり、用地費は非常に高額に付くわけでございます。それを計上する段階では、それに見合う特定財源、起債の許可が必要でございます。そうした収入源を見付け出せないと予算化が困難でございます。現時点では、実は47年度内において、そうした会館等の設置する用地を確保出来る起債の許可の見通しはちょっと暗いと思ひます。

なおいろいろと府当局と現在、折衝中でございますけれども、確約いただける段階まで至っていないわけでございます。したがって、今回も用地費の計上につきましては一応、見送らせていただいております。来年、見通しがつきましたら、必要な用地の予算化もしていきたい、このように考えております。

弁護士費用につきましては、これも火葬場関係の地元とのいろんな問題がございまして、それに委嘱した弁護士費用でございます。もちろん、計算の内容につきましてはいろいろご議論のあるところでございますが、現時点ではまだ支払ってございませんが、この程度のものが必要ではないかと一応、積算しております。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 墓地公園の問題でございますが、当初、この所在する場所に公園墓地、火葬場を設置するということで計画しておたことは事実でございます。ただ、都市

計画法上の問題もございまして、敷地面積が8千3百坪の用地で墓地と火葬場の併設は出来な  
いということで、墓地のほうは中止したような現状でございます。

観音寺町に現在、予算上程させていただいております5百万円につきましては、撤去費と墓  
地造成費でございます。この予算をご可決いただきましたならば、さっそく造成の設計にかか  
りたい。かように思ってるしだいでございますので、とりあえず、今後の公園墓地をどうする  
かは、具体的に相手のあることとございますので、次の議会でも構想をご報告させていた  
だきたいと思っております。

- 13番(竹下義章君) 設計委託料につきましてはわかりました。したがって、早期にやっ  
ていただけたらと思いますが、問題は土地の買収でございます。一応、委託料2百万円組んでる  
形としてつくっておりますので、そう追及はいたしません。前回も出ましたように、1,500  
坪については、起債の問題があるので今回、やむをえずあげてないということですが、起債の  
関係の見通しが立てば直ちにあげます、こう解釈をしておいていいんですね。次回の議会とい  
うと何ですが、第1回の定例会では、出来れば出していただきたい。そういうことでこの問題  
については終わります。

それから弁護士料、私はすでに支払いが出来ると聞いてます。支払ってないと言われるので  
再度追及したいと思っておりますが、この程度いるんだろうということですが216万円は非常に高  
い。市長会とかの中で弁護士をやとってないわけですか。どちらにしろ、ああいう結果を招い  
たという形の弁護士料としては非常に高い。今回、私は聞く範囲ですから明確には出来ません  
が、市民の側に立った弁護士費用は、約7、80万円で解決したと聞いてるわけです。そして  
市は逆に解決条件として1千万円取られるわけですね。明確には知りませんが、うわさでは6、  
70万円です。これはどれくらい活発していただいたか知りませんが、市民が頼む弁護  
士はそんなに安くつく、市が頼む弁護士は同じ形の中でやりながら3倍近い金を出さなければ  
ならない、ここに問題があると思っております。値切ってくれというのはおかしいが、少なくとも半分な  
り、市民側に立った弁護士と同じぐらいの金額で解決してもらわんと困ると思っておりますので、そ  
の点、私は百八、九十万円は払ったと聞いておりますが、この点ははっきりして下さい。

それから公園墓地の問題につきましては、いろいろ相手があるということとございますので、  
これは早急に火葬場のそばに出来るだけ大きい坪数で、安い金額で支払いの出来る形でつくる  
という考え方で進めてもらいたい、意見として申し上げておきます。

観音寺の新開斎場の跡につきましては、予算は通るといふ見込みで出されていると思っております。  
したがって、予算が通ればいついつまでかというぐらいの計画はお持ちだということとお聞き  
してらんです。いま、答弁を願った形では、予算通ってからまた考えて検討するんだというぐ

らいつしか聞き取れませんので、もう一度明確にご答弁願いたい。

- 総務部長(坂口礼之助君) 弁護士委託料につきましては、詳細は産衛部長のほうが明確にわかりますので、そちらのほうから答弁していただきます。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 竹下議員さんの弁護士委託料の件につきましては、ご指摘もともとでございます。この事件に関しましては、行政訴訟事件、行政処分取消請求事件あるいは異議申請仮処分の執行停止事件と、数え切れないほどの出頭あるいは弁護士との相談等がございます。非常に多岐に渡った裁判でございます。46年8月30日以来、論争してきたわけでございます。この216万2千円は請求金額でございますので、弁護士とも相談いたしまして、事実、顧問弁護士でございますので、十分私のほうで取りはからいたいと思っておりますので、悪しからず、ご了承願いたいと思います。

それから墓地造成のごとでございますが、観音寺町の現状の火葬場はいま、そのまま存置しております。というのは、8月1日に火入れ式を行ない、5日から開設したわけでございますが、やはり機械等の問題もございまして、10日、半月ぐらいはそのまま存置してくれとの観音寺との約束もとつき、私どものお願いであり、半月か10日間待ってあった。墓地造成も事前にわかっておるんじゃないかということですが、実地測量等、境界線の明示もございまして、最近現地の実地測量が出来、それによりまして設計に入りたい。墓地造成でございますので、相当な日時がかかるということもございませぬ。2、3カ月で完了出来るんじゃないかと予測しております。技術屋ではございませぬが、早急にやるよう努力したいと思っております。

- 13番(竹下義章君) 火葬場の問題についてはわかりました。早急にやっていただきたいと思っております。

それから弁護士料、もう一ぺん聞きます。向こうからの請求金額が216万2千円ということですね。この中からすでに支払ってるんじゃないかと聞いとるが、まだ支払ってない、これから支払うわけですね。

- 産業衛生部長(宇沢清君) すでに着手金として払っておる分はございます。ちょっと明細持っておりませんが、55万円払っております。
- 13番(竹下義章君) そういふ払ってないものであれば、私は216万2千円は高いと思う。解決状況をみた場合、議会も承認するわけにはいかんと思う。先ほども申し上げましたように、とにかく市がやとった弁護士は3倍も金出さないかん。こんなバカ気たことはないんでこれについては責任を持ってもらい、予算は通っても、支払っておらないもんだったら話はしやすい。半額ぐらいになるように話を煮詰めて下さい。そういう考え方で進めてもらえますね。よろしいですな。

- 産業衛生部長(宇沢清君) この点については、十分努力したいと思っております。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 6番(柏音三郎君) 教育委員会にお尋ねいたします。

信太小学校の焼け跡の跡始末で3教室、それに給食場について、ここに20万円出ておりますが、3教室の問題は別としても、20万円で荒廃した給食場をいかにするか。何をやるかお聞きしたい。私の申し上げたいのは、3教室に付随して給食場をつくる、やむをえません。ただし一番必要な現在の保健衛生のやかましい中において、あの給食場をどうするかと強く申し上げたい。しかしここに出てる予算はただの20万円、一体何をするのか、ひとつお聞きしたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 教育次長。
- 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

信太小学校につきましては、抜本的な給食場の建て替えは痛切に感じておりますが、今回は一応の暫定措置でございまして、抜本的な対策は特別教室の整備と合わせて検討したいと考えております。教育委員会といたしましては、次期予算要求の段階で真剣に取り組みたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

- 6番(柏音三郎君) 抜本的とはわかるが、一応、計画をしてみようという話はありませんが、給食場と引っ付けるということですね、それはやむをえません。ただし、あの荒廃ではねずみがうろうろして、保健衛生であなた方が責任を持ってないでしょう。あれでいけるんだといえは別ですが、特に信太小学校の給食場をみていただいたら、各小学校はだんだんよくなるのに、給食場も困ってると思います。その中でたったの20万円で何が出来るかというんです。何とかお考え願いたいと思いますが、いかがでございますか。

- 教育次長(阪東重信君) 先ほどからお答え申し上げておりますように、一時的に補修し、抜本的な給食場新設については踏みおろざるをえない現状でございます。あれだけの生徒数で小さな施設では無理なことは十分承知しておりますので、抜本的な対策を講ずる中で真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

- 6番(柏音三郎君) 抜本的に速やかに計画してやっていただきたい、約束していただけますか。

- 教育次長(阪東重信君) いずれ議会でご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 議長(貝淵博治君) 成田君。

- 26番(成田秀益君) 先ほど、竹下さんがご質問なさった霊園関係の訴訟の経過内容だけ

をちょっとお聞かせ願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 経過の内容といたしましては、46年8月30日に行政処分取消等の請求事件が4回あり、それ以後、仮処分の申請事件が47年2月18日、7回にわたって、いずれも堺支部、岸和田支部で行なっております。その他、地裁等への出頭、役所への来訪等がございます。
- 26番（成田秀益君） それではなく、弁論りの内容はどういうあいになっておったのか。と言いますのは、ちょっとうかがうところによりますと、裁判所がひとつ話し合いをやったらどうか、仮処分をやったときにそういう話が出たと聞いております。私は記録としてませんけれども、そのときに、「いや、話す余地はおまへん。うちは強行してやります」ということだけだったそうです。これは行政の基本的な問題、あくまでも行政は話し合いでいくんだと市長もしょっちゅう言うておられますし、裁判所までそういうことを言うておるにもかかわらず、こういう最悪の事態に突入した。それを結局せずに、いろんなことがあって長引き、最終的にはつかみ金1千万円とか何とかで話し合いが付いた。そういうことでは、行政というものに成り立たないのじゃないか。私は一般論を言うてるんですが、たとえば第2阪和国道のところ、いまだにそのままの状態です。この問題についても強行突破してやるんだというならば、いつも市長も言うておられる話し合いでいくんだということとちょっと違うと思いませんので、そのへんのなぜそういうことになったのか、その経過を私は聞きたかったために申し上げた。そのへんのいきさつをはっきり、高橋さんがやめられたので何ですか。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 上代町と私のほうとの話し合いということ、藤田助役が最終の判決2、3日前に行ったことは記憶がございますが、中間の話し合いというものは、私のほうは円満解決したい、上代町も同様だろうと思います。その中で弁護士等の間の話し合いというものは、一切、私のほうでは十分関知しておりません。ただ行政処分の呼び出しのときに行ったということとして、その内容は私のほうでは存知しないわけでございます。
- 26番（成田秀益君） いか代理人に任せたとっても、あなた方はやはり弁論には立たれたと思います。その時の話では、高橋さんが、どなたか知りませんが、非常に強硬など意見で、それでは仕方ありませんなということで、最終的に1年の話し合い期間、裁判所の権限で持たさなしようがないということで、そういうふうになったんじゃないかと想像されるんです。ここでは想像の話はいけません、少なくとも、1年ということになったことは、永久にというんじゃないのだ、そのへんに私は問題があると思うんです。これはこれでよろしいが、基本的にどんな行政でも、たとえば土地買収にしたところで、物を建てるにしたところ

で、道路を付ける所したところで、話し合いは3へんも5へんでも、これは適法でやってるんだということじゃなくて、あくまでも、話し合いでいくという姿勢であれば、こんないらん216万円も払わんでもええし、いらんエネルギーを使わんでもええんですから、一般論を申し上げたが、いい経験だと思いますので、今後もしろいろ環境問題なんかでこういう問題が起こってくると思いますので、最悪の事態にならないことを希望して、最終の議会でございますので申し上げておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第65号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第19「昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第66号

#### 昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和47年度和泉市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和47年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「421,800千円」を「388,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既決予定額 )		( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	604,780千円	279,444千円	632,724千円
第1項 営業収益	599,780千円	6,000千円	605,780千円
第2項 営業外収益	5,000千円	21,944千円	26,944千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	565,717千円	8,873千円	574,590千円
第1項 営業費用	462,880千円	8,873千円	471,753千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「66,214千円」を「3,241千円」に、「当年度分損益勘定留保資金34,117千円及び利益剰余金処分類32,097千円」を「当年度分損益勘定留保資金3,241千円」に改め、資本的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収		入		
第1款 資本的収入	48,900千円		94,056千円		58,305千円
第1項 企業債	40,900千円		△37,000千円		37,200千円
第2項 工事負担金	50,000千円		120,000千円		170,000千円
第4項 固定資産売却代金	0千円		11,056千円		11,056千円
	支		出		
第1款 資本的支出	55,521千円		31,083千円		58,629千円
第1項 建設改良費	51,777千円		31,200千円		54,897千円
第2項 企業債償還金	37,440千円		△117千円		37,323千円

第5条 予算第5条中起債の限度額「40,900千円」を「37,200千円」に改める。

第6条 予算第8条中「職員給与費133,769千円」を「134,029千円」に改める。

第7条 予算第9条の次に次の一条を加える。

( 継 続 費 )

第10条 継続費の総額及年割額を次のとおり改める。

変 更 前			変 更 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1,071,000,000 円	昭和41年度	47,000,000	1,154,400,000 円	昭和41年度	47,000,000
	昭和42年度	113,000,000		昭和42年度	113,000,000
	昭和43年度	26,600,000		昭和43年度	26,600,000
	昭和44年度	110,000,000		昭和44年度	110,000,000
	昭和45年度	156,600,000		昭和45年度	156,600,000
	昭和46年度	143,800,000		昭和46年度	143,800,000
	昭和47年度	421,800,000		昭和47年度	388,000,000
	昭和48年度	52,200,000		昭和48年度	169,400,000

昭和47年8月22日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫



昭和47年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	
1. 水道事業収益	1. 営業収益		632,724		
			605,780		
		1. 給水収益	466,780	水道料金及び量水器使用料	
		2. 補償金	5,000	消化器維持管理補償金	
			3. 受託工事収益	33,000	給水装置の新設及び修繕等の受託工事収益
			4. その他収益	101,000	材料売却収益並びに設計審査、竣工検査及び材料検査手数料
	2. 営業外収益			26,944	
		1. 受取利息		1,000	預金利息及び有価証券利息
		2. 雑収益		25,944	不用品売却その他雑収益

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		574,590		
			471,753		
		1. 原水及浄水費	171,054	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2. 配水及給水費	64,005	配水、給水に要する費用	
		3. 受託工事費	33,000	受託工事に要する費用	
		4. 業務費	42,651	検針、調定、集金その他業務の運営に要する費用	
		5. 総係費	26,926	事業活動全般に関連する費用	
		6. 減価償却費	34,057	固定資産の減価償却費	
7. 資産減耗費	60	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損			
8. その他の営業費用			100,000	材料売却原価	

2. 営業外費用	支払利息及 企業債取扱諸費	102,787	企業債の利息及び一時借入金利息
	1.	102,787	
3. 予備費	2. 雑支出	10	雑支出
	3.	100	
	1. 予備費	100	予備費

2. 資本的收入及支出

收入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入			583,056		
	1. 企業債		372,000		
		1. 企業債		372,000	和泉上水道第3回拡張事業債
	2. 工事負担金		170,000		
		1. 工事負担金		170,000	配水管布設工事負担金
	3. 補助金		30,000		
		1. 補助金		30,000	環境改善事業府補助金
	4. 固定資産売却代金			11,056	
		1. 固定資産売却代金		11,056	固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		586,297		
			548,974		
		1. 事務費	8,000	拡張事業に要する事務費	
		2. 拡張工事費	380,000	第3回拡張事業に要する工事費	
		3. 改良工事費	115,000	改良工事に要する工事費	
2. 企業償還金		4. 環境改善事業費	30,000	環境改善事業に要する工事費	
		5. 営業設備費	15,974	営業に係る諸資産購入費	
			37,828		
		1. 企業償還金	87,323	企業償の元金償還金	

昭和47年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	1,442,274 円
1. 事 業 収 益	575,389
2. 前 年 度 未 収 金	63,002
3. 企 業 債	372,000
4. 工 事 負 担 金	170,000
5. 補 助 金	30,000
6. 一 時 借 入 金	100,000
7. 前 受 金	10,000
8. 預 り 金	7,000
9. 繰 越 金	108,827
10. 固 定 資 産 売 却 代 金	11,056
支 払 資 金	1,429,369
1. 事 業 費 用	540,473
2. 前 年 度 未 払 金	45,599
3. 建 設 改 良 費	548,974
4. 企 業 債 償 還 金	373,23
5. 一 時 借 入 金 返 済	240,000
6. 前 受 金 払 出	10,000
7. 預 り 金 返 済	7,000
差 引	1,2905

昭和47年度水道事業予定貸借対照表

(昭和48年3月31日)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		65,464,783円
イ 土地	88,714,773円	
ロ 建物	6,527,359円	82,187,414円
ハ 構築物	860,276,633円	
ニ 構築物減価償却引当金	119,637,820円	740,638,813円
ヒ 機械及装置	131,892,824円	
ヘ 機械及装置減価償却引当金	43,750,526円	88,142,298円
ホ 量水器	49,324,793円	
ヘ 量水器減価償却引当金	15,412,856円	33,911,937円
ト 車輛及運搬具	5,858,753円	
チ 車輛及運搬具減価償却引当金	2,126,571円	3,732,182円
ト 工具器具及備品	17,884,927円	
ト 工具器具及備品減価償却引当金	6,576,520円	11,308,407円

子種設仮勘定 1,282,900,473円

有形固定資産合計 2,308,286,307円

(2) 無形固定資産

イ 水利権 5,600,000円

ロ 電話加入権 41,200円

無形固定資産合計 601,200円

(3) 投資

イ 投資有価証券 419,000円

投資合計 419,000円

固定資産合計 2,309,306,507円

2. 流動資産

(1) 現金預金 12,905,829円

(2) 未収金 57,335,921円

(3) 保管有価証券 800,000円

(4) 貯蔵品 20,351,591円

流動資産合計 91,393,340円

資産合計 2,400,699,848円



負債の部

3. 固定負債  
(1) 引当金 728,960円  
固定負債合計 728,960円

4. 流動負債  
(1) 一時借入金 60,000.0000円  
(2) 前受金 30,761.530円  
(3) 預り金 3,998.050円  
(4) 預り担保有価証券 80,000.000円  
流動負債合計 95,559.580円  
負債合計 96,288.540円

資本の部

5. 資本金  
(1) 自己資本金 118,703.235円  
(2) 借入資本金

1 企業債 1,594,341,397円 1,594,341,397円  
 資本金合計 1,713,044,632円

6. 剰余金  
 (1) 資本剰余金  
 1 国庫補助金 3,948,000円  
 2 府補助金 38,668,400円  
 3 工事負担金 507,500,626円  
 4 受贈財産評価額 34,416,657円  
 資本剰余金合計 579,533,683円

(2) 利益剰余金  
 当年度未処理欠損金  
 繰越欠損金 46,301,007円  
 年度末残高  
 当年度純利益 58,134,000円 1,832,993円  
 利益剰余金合計 1,832,993円  
 剰余金合計 591,366,676円  
 資本合計 2,304,411,308円  
 負債資本合計 2,400,699,848円

給 与 費 明 細 書

区 分	職 員 数	給 与			法定福利費	合 計
		給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	59人	6,017千円	47,911千円	108,085千円	11,909千円	119,994千円
資本勘定支弁職員	6	6,787	5,788	12,575	1,316	13,891
合 計	65	66,961	53,699	120,660	13,225	133,885
前 年 度	62	55,936	40,050	95,989	11,060	107,049
比 較	3	11,022	13,649	24,671	2,165	26,836
手 当 の 内 訳	調 整 手 当	5,647千円	扶 養 手 当	1,772千円	通 勤 手 当	1,607千円
	期 末 手 当	2,095千円	勤 勉 手 当	1,491千円	時 間 外 勤 務 手 当	6,575千円
	管 理 職 手 当	1,207千円	夜 間 勤 務 手 当	1,227千円	特 殊 勤 務 手 当	2,496千円
	退 職 手 当	100千円	住 宅 手 当	624千円		

継続費に関する調査

款	項	事業名	事業年度	全体計画				前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当年度末までの支払義務発生(見込)額	当年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考
				年割額	企業債	出資金	損益勘定内部留保金							
	1	和泉上水道第3回拡張事業費	41	47,000	43,000		千円 4,000	千円 46,933	千円 46,933	千円 46,933	千円	41	進次繰越 67千円	
			42	113,000	107,000		6,000	42,142	42,142	42,142		3.7	進次繰越 70,925千円	
			43	26,600	26,000		600	76,720	76,720	76,720		6.6	進次繰越 20,805千円	
			44	110,000	109,000		1,000	129,780	129,780	129,780		11.2	進次繰越 1,025千円	
			45	156,600	145,000		11,600	154,956	154,956	154,956		13.4	進次繰越 2,669千円	
			46	143,800	127,000		16,800	145,675	145,675	145,675		12.6	進次繰越 794千円	
			47	388,000	372,000		16,000		388,794	388,794		33.7		
			48	169,400	151,000	18,400					169,400			
			計	1,154,400	1,080,000	18,400	56,000	450,531	596,206	985,000	169,400	85.3		

昭和47年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益の収入及支出

(単位千円)

収入

款	項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各目明細		
						節	金額	備考
1. 水道事業収益			604,780	27,944	632,724			
	1. 営業収益		599,780	6,000	605,780			
2. 営業外収益		3. 受託工事収益	27,000	6,000	33,000	受託工事収益	6,000	受託工事収益追加
			5,000	21,944	26,944			
		2. 雑収益	4,000	21,944	25,944	雑収入	21,944	施設撤去補償金追加

支 出

款 項	目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 日 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1.水道事業費用		566,717	8,873	574,590			
	1.営業費用	462,880	8,873	471,753			
	1.原水及浄水費	170,476	578	171,054	賃	136	賃金追加
					旅	20	旅費追加
					賃	422	賃借料追加
	2.配水及給水費	63,900	105	64,005	賃	105	賃借料追加
	3.受託工事費	270,000	6,000	330,000	請負工事費	6,000	請負工事費追加
	4.業 務 費	41,841	810	42,651	法定工事費	260	法定福利費追加
					報 償 金	500	報償金追加
					備 消 品 費	50	備消品費追加

5.總 係 費	25.546	1.380	26.926	質	金	760	質金追加
				委	託	300	委託料追加
				修	繕	50	修繕料追加
				研	修	100	研修費追加
				保	險	100	保險料追加
				公	課	70	公課費追加

2. 資本的収入及支出

収入 (単位千円)

款 項	目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 資本的収入		489,000	94,056	583,056			
1. 企業債		409,000	△37,000	372,000			
	1. 企業債	409,000	△37,000	372,000	企業債	△37,000	企業債更正減
2. 工事負担金		50,000	120,000	170,000			
	1. 工事負担金	50,000	120,000	170,000	工事負担金	120,000	工事負担金追加
4. 固定資産売却代金		0	11,056	11,056			
	1. 固定資産売却代金	0	11,056	11,056	固定資産売却代金	11,056	固定資産売却代金追加



支 出

款 項	目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 資本的支出		555,214	31,083	586,297			
1. 建設改良費		517,774	31,200	548,974			
	2. 拡張工事費	413,800	△33,800	380,000	請負工事費	△33,800	請負工事費更正減
	3. 改良工事費	50,000	65,000	115,000	請負工事費	65,000	請負工事費追加
2. 企業償還金		37,440	△ 117	37,323			
	1. 企業償還金	37,440	△ 117	37,323	元	△ 117	元金更正減

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 水道部長（神田平吉君） 議案第66号、昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算第1号の提案理由、内容をご説明申し上げます。

第2条は、本年度の第3回拡張事業費の変更でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入は、第1款の水道事業収益で2千794万4千円の補正。内訳は、第1項営業収益で6百万円、受託工事費の補正でございます。第2項の営業外収益2千194万4千円、府中駅前の給水施設の撤去の補償費3千3百万円のうち、帳簿価格を引いた2千194万4千円を収益としてあげるわけでございます。

支出では、第1款の水道事業費用887万3千円。内訳は、営業費用887万3千円、工事請負費の追加でございます。

第4条は、資本的収入支出の予算でございます。収入から申し上げますと、第1款の資本的収入9千405万6千円。内訳は、企業債で3千7百万円の減となっております。工事負担金で1億2千万円、これは三栄、大場用の工事負担金収入でございます。4項の固定資産売却代、これは先ほど申し上げました駅前施設の撤去による固定資産の収入でございます。これが1千105万6千円、合わせて9千405万6千円の収入でございます。

資本的支出では3千108万3千円。建設改良費で3千120万円、企業債償還11万7千円減となっております。

第5条は、起債の限度額の変更でございます。

第6条は、職員給与費の変更でございます。

第7条は、予算第9条の次の次の1条を加えるということでございます。いわゆる第3回拡張事業費の継続費でございます。変更前は10億7千百万円、変更後は11億5千440万円でございます。それに対して、変更前の本年度の事業費は4億2千180万円、変更後は3億8千8百万円でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第66号を原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終わりましたので閉会いたしたいと思います。閉会に先立ち市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日、お願いしました第4回臨時会におきましては、暑さことのほかきびしい折にもかかわりませず、慎重ご審議賜わり、全議案を可決ご決定いただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

時の流れは早いものでございまして、皆様方の任期もいよいよ間近に迫り、市議会も特に緊急案件のない限り、本日をもって最終議会となりました。議員の皆様方にはこの間、市民福祉の向上と市政発展のために日夜ご尽力賜わりましたことに対し、深く敬意を表するしだいでございます。

承りますれば、現在のところ、ほとんどの方が引き続き市議選に立候補されるということでございますが、立候補される皆様方にはご健闘せられ、めでたくご栄冠を勝ち取り、再びこの議場でお目にかかることを心からお祈り申し上げます。

なおご勇退される方々におかれましては、今後、議席を離れましても、ご在任中と変わることなく、市政に対し何かと指導、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

私も皆様方の温かいご支援によりようやく重責を果たしてまいりましたが、まだまだ未熟のため皆様方に対しご迷惑をおかけし、また礼儀を失することもあり、数々のご無礼に対し深くお詫び申し上げるしだいでありませう。

終わりに皆様方のますますのご健勝を祈念いたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

（議長あいさつ）

- 議長（貝淵博治君） まことに僣越ですが、私より一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に際しまして、皆様方にはまことにお忙しい中長時間慎重ご審議を賜わり、ここに全議案を終了出来ましたことに対しまして、議長として衷心より厚く御礼申し上げます。今後緊急要件がない限り、本日をもって最終かと存じます。

顧みますれば、昭和43年9月の改選で選ばれて早や4年がたちました。この間、本市にとりましては全く多事多難な期間であったと思います。とりわけ財政再建団体の準用、同対審答申に基づく同和对策事業特別措置法の施行並びに新火葬場建設をめぐっての諸問題が、市政施行以来の最も大きな出来事だったと思います。その他、学校施設をはじめ福祉、産業、衛生、建設、消防及び水道行政など、各般にわたる諸事業の遂行に際しまして、議員各位が一致

協力せられ、理事者とともに理想都市建設に邁進し、今日のごとき発展成長を遂げるに至りましたことは、皆様とともにまことに同慶にたえないところでございます。

しかしながら、時代の推移とともに行政需要は一段と高度化し、今後、さらに質的に向上する中、わが和泉市としても万難を克服し、もって10万市民の付託に応えるべくなお一層努力しなければならないことを痛感するものでございます。このきびしい現実に対処するためにも今後も議員皆様方のより以上のご協力、ご支援がなければならぬと存じます。その意味におきましても、どうか全員再びこの議場に相まみえまして、将来の和泉市の建設にご努力賜わりますようお願い申し上げます。

なおこの任期で去られる依田、井上両議員さんにおきましては、本当に長い間ご苦勞でございました。このご功績に対し衷心より感謝申し上げますとともに、今後ともお体を十分留意せられ、市政発展に格段のご協力をお願い申し上げます。

なおまた私のような微力かつ若輩の議長にもかかりませず、議会運営に際し、公私何かとご指導、ごべんたつ、ご協力いただきましたことは、私の終生忘るることの出来ない喜びでございます。ここに慎んで厚く、厚く御礼申し上げます。

終わりに臨みまして、皆様方のご健康と御健闘をお祈りいたしまして、まことに簡単でございますが一言、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

これもちまして第4回臨時会を閉会いたします。（拍手）

（午後4時10分閉会）

